

つた。朝鮮事變は、この國をはさんでわが國と清國とのときがたい對立をあらはにしめした。國家の生命線に添ふ國軍の對外發動の目標がどこにあるかを、諸情勢はあきらかにしたのであつた。かくて十五年十一月には、内外の情勢を考察あらせられ、陸海軍整備に關する御沙汰が下つた。十六年軍政當局は斷乎として徵兵令の根本的改正を遂行した。けだし諸情勢は、新兵制のなかに皆兵主義の原理を一そう徹底化するのを緊急の課題たらしむるにいたつたからであつた。したがつてこの改正の目的は、軍備擴張のための常備兵の増加と、徵兵忌避者の徹底的除去とにあつた。その主要點は免役制の改正におかれてゐた。すなはち廢疾不具等による終身免役をのぞくのほか、原則として免役の制は廢止され、從來の家事故障等による免役の制はすべて猶豫の制にあらためられ、その猶豫の場合も一そう制限されたのである。このほか徵兵令制定以來存続した代人料の制が廢止されたのは、皆兵主義への一大前進を意味した。もつともこの改正徵兵令においても、なほ一部分の家事的條件を承認してこれに徵集猶豫の特典をあたへ、兵役の義務を事實上免除したから、兵制の理想とはいまだ距離があつたのであるが、しかしなほそれが免役や代人料の制を一舉に撤廢したかぎり、かかる全國皆兵の理想へ數歩も接近したのであつた。

この十六年の二月には、さきの聖旨にもとづき、まづ海軍の新艦製造計畫が海軍卿川村純義より稟議され、その裁可をうるにいたつた。翌十七年あひついで兵備表制定せられ、陸軍はこの年から明治二十七年を完成期とする大擴張にうつるにいたつた。この十七年の陸海軍大擴張への力づよき出發とともに、過渡

期の軍制史は終りをつけ、こゝに大陸への發動の根基をかためる眞の軍制改革の時代、はつらつたる革新期の幕がさつておとされるのである。

(一) 明治六年徵兵令發布當時の日本人口族籍別は、つぎのごとくであつた。

族 籍	男女人員	同百分比
華 族	二、八二九	〇・〇一
士 族	一、五四八、五六八	五・六八
卒	三四三、八八一	九三・四二
平 民	三一、一〇六、五一四	〇・八九
神官僧尼・其他	二九六、四九四	一〇〇・〇〇
合 計	三三、二九八、二八六	

(統計寮「統計表」明治八年による。)

(二) 明治初期における日本國民の職業構成と、徵兵職業構成との對應關係をしめせばつぎのごとくである。

職 業	明治六年國民職業構成	明治二十年徵兵職業構成
農 業	一五、三二〇、三六七人 七八・〇八%	一五五、四六四人 七七・三二%
商 業	一、二八九、〇七〇 六・五七	九、七九六 四・八七
工 業	六九八、九六四 三・五六	一一、八四九 六・三九
漁 業	三、五五八 〇・〇二	七、三二〇 三・六四
公務自由業	五八、〇六三 〇・三〇	八六〇 〇・四三

家事使用業	四四五、二四二	二・二七	—
雜業	一、八〇五、一八〇	九・二〇	一〇、五三四
無業	—	—	四、二四二
合計	一九、六二〇、四四四	一〇〇・〇〇	二〇一、〇六五
			一〇〇・〇〇

但、公務自由業は官吏・神官・僧侶・醫者・教員・授業者等を意味し、家事使用業は従者・雇人等の被使用者を意味す。國民職業構成の合計数は、總人口三三、三〇〇、六〇〇人より、「他ヲ仰イテ生活スル者」一三、六五二、九〇八人と、「兵隊」二七、二四八人とを除いた數。

徴兵職業構成の合計数は、七軍管第一次・第二次徴集人員（陸海軍の現役・補充、及第一豫備）の數。尙その「工業」には「鑛夫」二五一人を入れ、「漁業」には「舟夫」二、〇八九人を入れる。

（統計寮「統計表」明治八年、陸軍省總務局「陸軍省第一回統計年報」明治二十一年、により作成。）

(三) 明治元年より八年にいたる地租歳入の總額は、同年間稅額總收入の九三パーセントをしめ、また八年より十二年までの五ヶ年平均租稅收入をみるに、地租はその八〇・五パーセントをしめてゐた。（參照、「明治財政史・第三卷」）「明治大正財政詳覽」その後十年代における地租改正の問題が、軍備との關係のもとに論議されたといふ事實は充分注意さるべきであらう。

一例をあげれば――

「上下一致夙夜孜々として、軍備を擴張し、政治を改良すべきの急務枚擧に違あらず。隨て之に必須なる國資に要するは固よりなり。國資苟も足らざる時は軍備何を以て擴張するを得んや。内治外交何を以てか之を改良し、之を振肅するを得んや。然るに今の時に當りて濫りに地租を減じて以て國資を削るは是れ自ら此國を衰弱の淵に陥るに均し。如是無謀の減租は豈政府の宜しく爲すべき處ならんや。」（「地租改正得失辯」大藏省主稅局編「地租關係書類彙纂」明治

三十六年所收、一二〇頁以下）

(四) 「然レトモ農工商ノ子弟ハ、毫モ兵役ノ義務、即チ護國ノ權利ナルコトヲ辨知セス、怯懦自屈ノ習、遽カニ改メ難ク、入營ヲ嫌フ者少シトセズ。隨テ之ヨリ募集シ、以テ兵員ヲ補充スルノ苦心、固ヨリ今日ノ能ク想像シ得ヘキ所ニアラス。」「……新定ノ制度ニ依リテ編制シタル兵員ヲシテ、國家防護ノ重任ヲ荷フ者ナルコトヲ自覺セシメ、全國ノ士民ヲシテ、亦能ク之ヲ諒解シ其重任ヲ完フセシムルハ、其ノ事固ヨリ至難ナルヲ免カレサリシナリ。」（山縣有朋稿「徴兵制度及自治制度確立ノ沿革」『明治憲政經濟史論』所收、三九四―五頁）

(五) 「……或ハ服役ヲ厭惡シ、自ラ其肢體ヲ毀傷シ、若クハ逃亡シ、其他種々ノ詐僞ヲ以テ徵募ヲ免レントスル者亦少カラス。此弊ヲ救ハント欲セハ、宜シク地方官ニ諄々教誨シ、國民ヲシテ兵政ハ嚴肅ナリト雖モ、畢竟國民ノ義務タルヲ會得セシムルニ在ルノミ。」（「陸軍省沿革史」『明治文化全集・第二十三卷』所收、一五四頁）

(六) 徴兵免役料の上納者は、つぎのごとく増加した。とくに十三年度以降の急騰ぶりは、十二年十月の徴兵令改正によつて、免役規則があらためられ、從來の免役の範圍がせばめられたのにもとづくと考へられる。

年 度	人 數	年 度	人 數
明治七年	一七名	明治十二年	二八名
同 八年	一一名	同 十三年	四三六名
同 九年	一四名	同 十四年	四三一名
同 十年	一三名	同 十五年	四八二名
同 十一年	二三名	同 十六年	五六二名

（「日本帝國第一統計年鑑」による。）

(七) 十三年以降の徴兵不參者の内容をしめせば、つぎのごとくである。

十三年—二十二年徴兵不参者表

年次	事故不参者	逃亡失踪者	故ナク検査ヲ受ケサルモノ	以上合計	全壯丁數	全壯丁ニ於ル不参者ノ比%
明治十三年	五二九	九、二六八	一	九、七九八	二七三、三〇七	三・五八
同十四年	六二七	一三、〇八三	—	一三、七一〇	三〇六、七二四	四・四七
同十五年	一六〇	一七、三六六	四三	一七、五六九	二八〇、八一三	六・二六
同十六年	三〇三	二一、〇〇一	—	二一、三〇四	三〇八、七二三	六・九〇
同十七年	一	二二、八三四	九	二二、八四四	三四七、七四八	六・五七
同十八年	一二八	一八、七五四	五、七三七	二四、六一九	三八七、三八九	六・三六
同十九年	二〇	二一、二九三	五、九四五	二七、二五八	四二一、二七八	六・四七
同二十一年次	—	二四、八四八	六、三五六	三一、二〇四	三八六、六〇六	八・〇七
同二十二年次	一九〇	二一、三九八	五、九七五	二七、五六三	三九一、三六六	七・〇四
同二十一年	—	二七、八八四	五、〇〇二	三一、八八六	四二七、八四六	七・六九
同二十二年	一四	三五、六六七	二五九	三五、九四〇	三六〇、三五七	九・九七

(「陸軍省第三回統計年報」明治二十三年、一〇二—一〇四頁により作成。)

(八) 「夫レ徴兵ノ事實ニ於ル近年頗ル遺憾ナキ能ハサル者アリ。已ニ本年ノ如キ六軍管々下……三萬三千五百六十三名ヲ徴召セント欲セシニ、實際徴集シ得タル所ハ僅ニ二萬七千六百零五名ニ過キス。此人員ヲ得タルモ主任官ノ勵精ニ因リ各軍管々下ニ就キ徴集人員ヲ彼此轉換シ以テ常備ヲ補綴スルヲ得タリ」(陸軍省「陸軍省第七年報」)

(九) 「……政府は閥族維持に腐心して、時勢の要求に應じきれない様に局外者には見えたので、鳥尾、谷、三浦三氏と相議して、一の上奏書を作つた。開拓使官有物處分が全國の人心を甚敷く刺戟してゐたから、之にも論及した。」(處

が軍人が政治に口を出すと、以ての外だ、嚴罰に處すべきである云ふ論が、軍部中に起つたさうだが、生憎此の時未だ何も此の規定が出て居ないので、何とも仕方がない。それで一夜造りに一條が軍律中に加へられたのは、妙であつた。)(「曾我祐準翁自叙傳」三一—二〇頁)

「我輩は……開拓使官有物拂下事件の反對が祟つて、西部監軍部長を罷められ、ズツト降つて陸軍士官學校長に左遷せられた。そのみならず、其翌明治十五年正月には、軍人に賜はる勅諭が降つた。随分長文であるが、其中に軍人は政治に携はるべからずと云ふことがある。此れは軍人に對する一種の嵌口令であるが、全く我輩の爲めに出來たのである。)(「觀樹將軍回顧録」一三五頁)

(十) 「朝政ヲ是非シ、憲法ヲ私議シ、官省等ノ布告諸規ヲ評論スル等ノ舉動ハ、軍人ノ本分ト背馳スル事ニテ、一人之レアレハ、衆皆尤ニ做ヒ、遂ニハ在上ヲ輕蔑スル端ヲ生シ、其流弊測ラレサルモノアリ。軍人ト雖モ、自身本分ノ事ノ利害ニ於テ、眞ニ見ル所アラハ、穩當ナル方法ニテ、其ノ意ヲ達スルコトモ難キニ非ス。然ルヲ喋々論辯ヲ逞ウシ、動モスレハ時事ニ慷慨シ、民權ナト唱ヘ、本分ナラサルコトヲ以テ自ラ任シ、武官ニシテ處士ノ横議ト書生ノ狂態トヲ擬シ、以テ自ラ誇張スルハ固ヨリアルヘカラル事ニシテ、深ク戒ムヘキコトタルハ勿論、本分ノ事タルモ軍秩ノ次序ヲ經スシテ建議ヲナスハ、許サレサル所ナルヲヤ。況ンヤ所管ナラサル官憲ニ對シ、建議等ヲ爲スコトヲヤ。之レ固ヨリ重キ禁制タリ。又新聞雜誌ニ匿名書ヲ投シ時事ヲ論スル事モ亦本分ニ背クコトナリ。畢竟軍人ハ軍籍ニ列スルノ初メニ當リ、皇上ヲ奉戴シ、朝廷ニ忠ナランコトヲ誓ヒシモノナレハ、一念ノ微モ、此ノ初心ニ愧ツルコトナカルヘシ。)(山縣有朋「軍人訓誡」明治十一年八月)

(十一) 「軍人勅諭は明治天皇が親しく陸海軍人に對し、我が建軍の本義を闡明し、且つ軍人の遵すべき大道を諭し給うたるものなるが、その行文の崇高森嚴なる、その用意の周到親切なる、實に鑑を萬世に垂れ、徳を不朽に及ぼせる

ものにして、之が起案は、山縣參議主宰の下に、當時の學者文豪たる福地源一郎、西周、井上毅等諸士の參與ありたるものと承知しておる。」(町田經宇「軍人勅諭拜受五十周年、回顧と所感」東京日日新聞昭和七年一月四日所載)

「……勅諭草案を見ると山縣の筆で、假令世論は如何なる黨派に分るゝとも、政治は如何なる主義に變るとも、更に見向もせず只々一途におのれが本分の忠節を守り、

と訂正してあるとのことで、その意を取つて福地源一郎が文章を潤色して案文が定まつたと傳へられてゐる。」(渡邊幾治郎著「人物近代日本軍事史」一八一—二頁)

(十二) 軍人勅諭發後の軍隊内部の顯著な改善について、若干の例をしめせば、つぎのごとくである。

一、陸軍行刑總員統計表

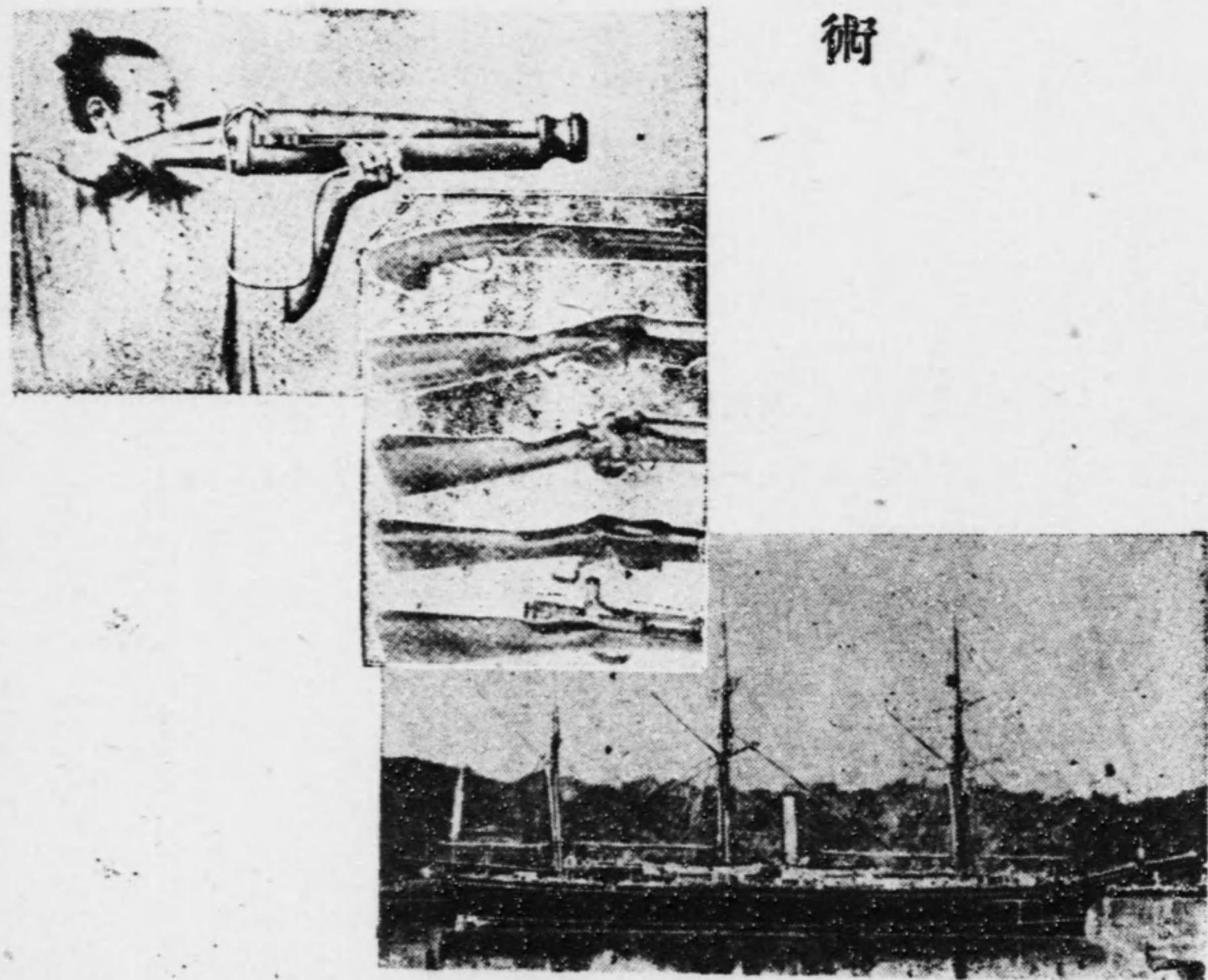
年次	重罪	輕罪	違警罪外	以上合計	陸軍總員(軍人)	陸軍行刑總員ノ於ル比%
明治十六年	三五	二、五一	四	二、五五〇	一四一、六二三	一・八〇
同十七年	二二	二、二〇八	一六九	二、三九九	一五一、九五三	一・五八
同十八年	二〇	一、八一九	一六六	二、〇〇五	一七九、四七五	一・一二
同十九年	三二	一、八〇二	一七四	二、〇〇八	一九七、三六三	一・〇二
同二十年	二八	一、五三五	一四六	一、七〇九	二一〇、五一五	〇・八一
同二十一年	二一	一、四八三	一三三	一、六三七	二四八、一五三	〇・六六
同二十二年	一四	一、九〇〇	一八一	二、〇九五	二四八、六八二	〇・八四

二、陸軍監獄入監人員統計表

年次	陸軍總員(軍人)	未決監入監	陸軍總員ニ於ル比%	已決監入監	陸軍總員ニ於ル比%
明治十六年	一四一、六二三	二、九六六	二・〇九	二、六〇一	一・八四
同十七年	一五一、九五三	二、四八五	一・六四	二、二五七	一・四九
同十八年	一七九、四七五	二、一四八	一・二〇	一、九二一	一・〇七
同十九年	一九七、三六三	一、六三六	〇・八三	一、六五九	〇・八四
同二十年	二一〇、五一五	一、五九〇	〇・七六	一、六七三	〇・七九
同二十一年	二四八、一五三	一、五〇五	〇・六一	一、四九八	〇・六〇
同二十二年	二四八、六八二	一、四五二	〇・五八	一、五〇六	〇・六一

(陸軍省「陸軍省第一回・第三回統計年報」により作成。)

二 新しき軍事技術



兵器獨立の前提條件——政府經濟政策の轉換
 ——軍事生産機構の整備——一般經濟界の變化——軍用銃改定の問題——國際小銃技術界の趨勢——十三年式村田歩兵銃制定——東京工廠の設備強化——國際製砲界の情勢——壓搾式青銅製野山砲の採用——大阪工廠の準備事業——海軍造兵事業の進歩——赤羽工作分局の合併——製艦事業の進歩——木鐵混用の時代——横須賀工廠の鐵製艦製造準備——火藥製造事業の發展

(表頁圖版——村田銃の發明者村田經芳とそれ迄に至る採用諸銃ならびに始めて日本人が計畫設計せる軍艦警城)

明治十年代は軍制上の過渡時代であつたが、その物的基礎をなす生産や技術の方面においても、このころおなじ過渡時代を経験してゐたのであつた。前にもいつたごとく、明治十年前後へかけて、舊政權からひきつがれたいつさいの造兵造艦機構は結集・再編成され、西南役における最初の一大動員を契機として、それらはあらたなる發展のみちにつかんとしつつあつたのである。兵器や艦艇の生産において、いちはやく外國への依存状態から脱し、獨立の實をあげることは、單に新軍隊の裝備のために缺くべからざる要務であつたばかりでなく、國家の獨立と自衛の確保のためにも緊急の必要事であつたのである。しかしかうした兵器生産の獨立化のためには、なほいくたの前提條件が必要であつた。すなはち一方では國際的水準に達した諸技術を習得し、最新の機械や装置を移植することによつて、生産上の準備をすすめるとともに、他方ではわが國独自の制式兵器を創定し、あるひは艦船の計畫における外人技師の干與を排除することによつて、兵器獨立の前提をととのへる必要があつたのである。

かくてこの當時の政府の經濟政策が、軍事技術上の要求によつて制約され、方向づけられたのもふしぎではなかつた。西南役後の經濟情勢は、政府紙幣の濫發や國立銀行紙幣の氾濫によつて、一方では物價の騰貴と輸入の増進がおこるとともに、他方では正貨にたいする紙幣相場の暴落、金利の騰貴、公債市價の崩落等があひつぐといふありさまであつた。政府としてはその富國強兵策をますます強化すべき立場に

あつたが、物價騰貴その他の原因で財政は悪化する一方であつたから、ここに根本的な國民經濟策の轉換をはからざるをえなくなつてきた。それで十三年十一月に工場拂下概則を公布し、十四年十月には松方正義の大藏卿就任とともに、いはゆる紙幣整理の根本方策を樹立したのである。政府がそれまで「大率ネ損失ニ歸シ」てゐた多くの官營事業を放棄せんとするにいたつた直接の理由は、それによつて財政的負擔の過重をまぬがれるとともに、その拂下代金によつて不換紙幣の銷却にいくぶんでも役だたせようといふ意圖にもとづくものであつたが、さうした意圖のいかんにかかはらずその客觀的結果は、當時の國防政策上ならびに軍事技術上の要求に合致するものとなつたのであつた。けだし政府はこれによつて一方では民間工業の再編成を促進し、みづから直接には國家存立の基礎條件たる國防産業、造兵造船の諸工場をはじめ郵便、電信、鐵道等、國防ならびに國內保安上不可欠な官營事業に、その全力をそそぐことができるやうになつたからである。しかもその民間への拂下げの實施にさいしても、鑛山や造船所等の軍事工業と密接な關係のある諸部門にたいしては、これを不斷に政府の統御と監督のもとに定置するといふ條件のもとに、最初それらに投ぜられた資金とくらべればほとんど無償にひとしい低廉さでもつて一部政商に拂ひさげるといふ方策をとつたから、これによつて爾後における政府對特定資本の相互の密接な協力關係をも確保しえたわけであつた。すでに十年役前から海運業にたいして實施されてゐた方策が、この時期にいつさう擴張され、さらにこれが固定的現象と化するにおよんで爾後の國家經濟の構造を規定する重要な一徵表となつたのである。いづれにせよかうした政府の經濟方策によつて、新兵制存續の物質的基礎をなす國防産業の機構、すなはち兵器生産・運輸・通傳の諸事業は、この時期に一應その地盤を確立し、その周圍における準軍事工業の保護育成とあひまつて、ほぼその國家的體制をととのへうるにいたつたのである。

かうした一方では政府の紙幣銷却はその後着々として進行し、十七年五月には兌換銀行券條例の制定をみるにいたり、ここに財政的困難克服の見透しはついたのであるが、この間經濟界の全般がかうむつた影響は、きはめて甚大なるものがあつたのである。すなはちこれによつて物價はたちまち下落し、市場は沈衰し、金融は緩慢となり、企業は淘汰され、銀行の破綻あひつぎ、農村でも米價の下落によつて小農層が致命的打撃をうけるといふありさまであつた。とくにそれまで通貨の膨脹に乗じて活躍することのできた商工業資本の多くは、たちまち清算の運命に蓬着し、十六年より十七年へかけてぞくぞく倒産しはじめ、かくて十五年に五千萬圓を超えた商業會社資本は、十七年には一舉にその三分の一にまで低下するといふ状態であつた。かうして十四年から十八年のあひだ、深刻な經濟上の沈靜期が展開されたのであるが、しかしこれを通じてかつて絶頂にまでのぼりつめた在來分業制手工業は急速に整理され、舊生産方法もまた一様に分解せしめられ、それと同時にこの分解を克服するべく機械の採用による端初的な産業革命が進行したのであつた。生産資本ないし産業資本として存立しうるにたる強固なもののみが、いまやふるひのこされる結果となり、いはば經濟機構の急速な再編成が遂行され、あたらしい經濟關係の創出が實現された

わけであつた。すではるか以前に機械制工業への轉換を完了してゐた軍事工業は、まさにかうした一般經濟過程の上に、あらたなる飛躍的發展のための技術的基礎をうちかため、いはゆる兵器獨立のための前提を準備していつたのである。

陸軍兵器の部面において、まず緊急の課題とされたのは當時の國情に適合せる制式銃砲の制定の問題であつた。外國製銃砲の輸入やその模倣にいつまでもたよつてゆくべきでないとするれば、國軍独自の正式の兵器をまず創定しなければならぬことは當然であつた。とくにそのうちでも軍用銃改定の問題が一番はじめに日程にのぼされることとなつた。だいたい維新の直前から明治初年へかけて、歐米の世界では軍用銃の大轉換がおこなはれてゐたのであつた。すなはちこのころ産業革命が一應完成するとともに精密機械技術の基礎が確立せられ、それは後裝銃の生命ともいふべき滑動式閉鎖機などが要求するきはめて高度の精密さにもたへうるやうになつたため、ここにながいがいひだ製銃技術界の課題となつてゐた前裝銃より後裝銃への劃期的轉換をひきおこすこととなつたのである。この當時精密機械技術および一般金屬加工技術において先頭をきつてゐたイギリスでは、各國にさきんじてこの問題に手をつけはじめ、はやくもスナイダー銃やウエストリー、リチャーズ銃のごとき後裝銃を採用した。フランスでもついでシャスポー銃を採用し、アメリカ政府はスプリングフィールド製の後裝銃を制定した。デンマークはレミントン・ライフルを採用し、オーストリー政府はウエルンドル後裝銃を、またベルギー政府はブレンドリッ・アルビニー後裝

銃を、さらにロシアではベルダン銃を、それぞれ制定するにいたつた。はやくからドライゼ後裝銃を採用してゐたプロシヤ政府は、さらに優秀なモーゼル後裝銃を制式とした。要するにこの時代は軍用銃としての後裝ライフルの國際的確立の時代であり、同時に他方で、シャープ、レミントン、コルトその他多くの市民的技術家たちが、ふるい技術上の保守主義を壓倒して、機械装置にもとづく新式小銃の大量生産を實現し、やすい價格でひろく世界中にうりさばきはじめた時代でもあつた。さればこの當時國內の改革のために外國製武器を大量に要求したわが日本が、かれら國際資本の乗ずるところとなつて、たちまち世界廢品銃の恰好の投入對象となり、あだかも兵器のはきだめのごとき觀を呈するにいたつたのも、あえてふしぎではなかつたのである。かうしたおそるべき事態をさりぬけ、その惡影響からいちやく離脱するためにも、わが國独自の軍用銃を創定することは緊急の必要事とされたわけであつた。

かうした情勢のもとに陸軍少佐村田經芳が、小銃改良の意圖をもつてヨーロッパの各國を巡遊したのは明治八年のことであつた。歸朝するやかれはただちに東京工廠の小銃製工場に入つて實地の研究に従事することとなり、翌九年三月にはかれの建言によつて軍用銃制定のための委員が任命され、その審査にあたることとなつた。その最中に西南役が勃發したため、村田少佐はただちに戦線におもむき、兵卒使用の諸銃や機關の便否について充分實驗をとげ、多くの教訓をえたのであつた。しかもこの戦役の經驗は、別の方面からかれの事業を強力に促進することとなつた。すなはちこの當時いまだ同一種の小銃で全國の兵

を裝備することができず、十年役の召集部隊にも數種の外國銃を混用せざるをえなかつたから、その彈藥の補充に大煩雜をきたし、裝備上の缺陷をはやくも曝露したことがそれであつた。しかも當時の制式スナイドル銃は機關の損傷がはなはだ多く、射撃の精度も良好でなく、とうていながく軍用銃としてもちひるべきものではなかつた。このため新銃創定の問題は、十年役後いつそうつよく要望されるにいたつたのである。村田經芳は凱旋後イギリスより日製百挺の製銃機械を購入してふたたびその製造に従事し、數回の試験を経たのち、つひに十三年村田歩兵銃を完成し、ただちに軍用銃として採用・制定されるに至つた。

この新定村田銃は、だいたいの範をフランス一八七四年式のグラール銃にとつたもので、その撃發條條のみは、オランダ一八七一年式のボーモン銃の方式によつてゐた。そのため全體の寸法や重量等の點で日本人に適さないものがあつたから、これに氣づいた創製者はその後種々の改良をくはへて、つひに十八年式村田銃を創出するにいたつた。この改良銃は十三年式銃の機部と實包を改正し、ことに銃劍に大改良をほどこすことにより、着劍銃量に約一割の輕減をきたしたものであつたから、携帶兵器としてほとんど理想にちかひものとなつたのである。

かうして小銃技術の部面にまず最初の勝利がえられたのであるが、これの製造の分野を擔當した東京工廠においては、もちろんいまだその大量生産にうつりうるまでにはいたつてゐなかつた。十年代はじめよりその内部の小銃製造所や銃包製造所、火工所や大砲修理所等の各工場では、機械の据ゑつけや熟練工の養成等、銳意内容の強化につとめ、やうやく十七年三月砲兵工廠條例の改正をみるころにいたつて、あたらしい轉機にたつこととなつた。すなはち爾後小銃および彈藥の獨立製作と大量生産とへの見透しをうるにいたつたのである。

陸軍兵器において、小銃について問題とされてきたのは、火砲とくに野・山砲の改定の問題であつた。陸軍當局がかりに採用したフランス制式の四斤野山砲は、その構造、方式、機能、材料等のすべての點において全く時代おくれとなつてしまつてゐた。そして小銃とおなじく火砲の領域でも、維新前後のころヨーロッパにおいては劃期的な變化がおこりつつあつた。前装式より後装式へ、單肉砲より裝箍砲へ、青銅砲より鋼鐵砲へ——等の同時的な技術上の轉換がそれであつた。イギリスではアームストロングやフレイナーがその独自の裝箍砲の方式をもつて進出してあり、プロシヤでは有名なクルップ工場が他の追隨をゆるさぬ鋼鐵製の火砲によつて名を賣つてゐた。また慶應二年に勃發した普墮戰爭において、プロシヤの十六中隊からなる砲兵聯隊のうち平均十中隊までが後装式施綫砲をもつてゐたため、その全部がいまだ前装式施綫砲であつたオーストリーの砲兵隊は、さんざんうちやぶられてしまつた。この經驗をみたロシア政府は、いちはやく從來の前装砲を廢止して、すべて後装砲にあらためてしまつた。とくに明治三・四年にあつた普佛戰爭において、フランス前装式青銅製の四斤野山砲を壓倒しつたクルップ後装野砲は、これによつて斷然その卓越性を立證し、戦後全ヨーロッパの砲煩界にかがやかしい勝利の進軍をつづけつ

あるありさまであつた。^(三)

かうした風潮のもとに陸軍當局がすでに十年役前から、四斤野山砲の製出のかたはらクルップ砲の購入をはじめ、各砲兵隊にこれを支給しつつあつたのもふしぎではなかつた。この故にまた十年役後、野山砲改定の問題が提起されるや、まずクルップ野砲に着目されたのも必然の勢ひなのであつた。しかるに火砲の國內生産の観点からみて、かうした鋼鐵砲を採用する上に實に重大な障害がよこたはつてゐたのである。けだし當時の未熟な製鋼ならびに製砲技術をもつてしては、クルップ砲のごとき優秀な鋼鐵砲を大量に製造することはとうてい急速にのぞまれさうにもなく、かつその鋼材をすべて輸入にあふぐとすれば、財政上の餘裕が絶對にゆるさなかつたからにほかならない。^(四)かくて部内の意見は次第に、國産材料をもつて内地で製造しうる程度のもを採用すべしといふ方向に一致していつた。かうした意見はすでに十年以前にも、國防問題に注意をひけてゐた海外留學の二三の炯眼の士たちによつて公けにされてゐた。かれらは兵器自給の観点から火砲改定の問題をとりあげ、その當時オーストリーやイタリーなどで採用されてゐた歴搾式青銅砲について建言するところあつたのである。^(五)ユカチューヌによつて發明されたこの方式をもつてすれば、銅材料でもほとんど鋼鐵とことならぬ堅牢さをたもつことができたから、比較的鐵礦資源にめぐまれず、そのためにまた製鐵や製鋼の技術にたぢおくれをきたした奥伊の諸國において、これはただちに制式火砲の上に利用されてゐたのであつた。しかもちようどわが國で火砲改定の問題が論議されつつあつ

た十年代にも、かつて幕府の傭教師として來朝したことのあるフランスのブリュネから一書がよせられ、鋼材とほしき日本にとつて、鋼製野山砲を採用することの不可なること、イタリーの歴搾式青銅製七サント砲の採用が最も適當なること——等の進言がなされきたつたのである。この方式をわが國でも應用すれば、事實原料の點からも技術の状態からも、國內の獨立生産が一應可能となるのであつたから、議案はここに一決して、イタリー式七サント野山砲を採用するに決定したのであつた。^(六)それで明治十四年六月、大阪工廠の製砲所監督太田徳三郎砲兵大尉を伊・奥・佛の三國に派遣し、その製砲技術を習得研究させることとなつた。

これと同時に新制火砲の生産を擔當した大阪砲兵工廠でもその製造準備を開始し、反射爐や機械類の設備の強化につとめ、翌十五年太田大尉の歸朝とあひまつて、新式野砲の試製をはじめにいたつた。かくてこの十五・六年ごろより、やうやく火砲の獨立生産への見透しがつくやうになつたのである。なほ陸軍野山砲とならんで、大口徑の海岸砲もまたイタリーの砲制に倣ふに決し、十七年四月イタリー砲兵少佐ボンベオ・グリロを製砲術教師として招聘、かれの意見にもとづいて海岸砲の種類と製法とをさだめ、その監督下にただちに試製に着手したのであつた。

かうした陸軍造兵の進歩にたいして、海軍の方面はどうであつたか。海軍造兵の事業も明治十年に、過去七年のながきにわたつてイギリスのアームストロング社で製砲技術を實習してゐた原田宗助が歸朝し、

築地の工廠全般の指導に任せられたのを機會に、あたらしい發展の機運をむかへることとなつた。ここでもまず最初に、從來艦船備砲となしきつた歐米各國の種々雑多な舊式砲にかはりうる新式艦載砲の決定が問題となつたのであるが、ちやうど十一年六月に、最新の兵器・器械類を搭載してイギリスより廻航されてきた註文艦扶桑の主砲がほとんどクルップ砲であつて、その艦上でたまたまドイツ人教師のもとに艦砲操練を傳習した結果、ここにクルップ砲を採用するに決したのであつた。それで早速この年大河平才藏と阪元俊一の二人を、クルップ砲の製造技術、特にその眼目たる製鋼技術を實地に習得させる目的で、ドイツの本社に派遣した。十三年になつて、原田宗助に命じて築地工廠内にクルップ式の坩堝製鋼場を設計させ、翌十四年三月製鋼所と鍛工所との二工場を起工するにいたつた。この年大河平才藏が歸朝して協力することとなり、かれは製鋼所の主任としてもつばら機械の据つけや原料の選擇、作業順序の決定などにはたらいだ。十五年六月には二工所ともほとんど竣成し、九月になつて開業した。その熔鑛爐の構造は、イギリス・シェフィールド地方の普通のコークス爐にならつて築造したもので、ただことなる點は、後者が一爐一煙突式なのに比して、焰道をもつて結合した大煙筒をもうけたことであつた。この熔鑛爐の爐材は國産の耐火煉瓦をもちひ、また熔鋼用の坩堝もそれまでは全然外國製モルガン坩堝の輸入に依存してゐたのが、兵器獨立の立場から苦心研究の結果、この年の末ややく内地産黒鉛をもつて熔鋼にたへうる黒鉛坩堝の自製に成功したのである。また原鋼についても兵器獨立のためまへから極力内地産のものを使用

するに決し、中國山陰地方に坩堝鋼原料として適する品質良好のものをみいだすことができた。ただ燃料としてのコークスのみは、國産品がなかつたから、イギリスより輸入せざるをえなかつた。

かうしてその規模は小さかつたが、とにかくわが國最初の洋式坩堝鋼の製出に成功し、それまでせいぜい海軍銃砲の修理や改造をなすにとどまつたのに比し、その自製鋼材をもつてみづから兵器を製造しうるだけの準備をおはつたのである。二工所が落成した十五年にまず着手したのは、從來の木製砲架にかふる鐵製砲架の試製であつた。すなはち練習艦鳳翔用の十二斤ナポレオン加農砲架二基がそれであつて、これは舊式の駐退索装置にかへて、はじめて水力駐退機をもちひた。十六年一月からは山陰産粗鋼をもつてその黒鉛坩堝により鑄鋼製鍊を開始し、五月には一インチ口径ノルデンフェルト四連機砲數挺の試製をはじめた。それらは耐力および破裂試験をおこなつた結果、良質のもの四砲身のみをのこし、その仕あげにあつては膳中の施條工作などはかりに機械器具をもうけ、機械でできない部分は手細工をもつてするといふ状態であつた。四門が竣工したのは翌年の八月であつた。十六年七月にはまた、十二センチクルップ砲半機盤砲架を試製し、さらに十七センチクルップ砲旋回機盤砲架をも製造した。十七年六月には短七センチ半クルップ砲の製造に手をつけはじめ、ほかにも軍艦大和、葛城、武藏等に搭載する十七センチおよび十二センチクルップ砲機盤砲架十三基の起工をもはじめるといつた。

かうして劃期的な海軍の製鋼事業が発足し、鋼製砲身や砲架の製出がはじめられるとともに、築地の工

廠も次第に狹隘さを感じられてきた。たまたま十六年に赤羽工作分局が廢止されることになつたから、これを海軍省でもらひうけることとし、同年三月海軍兵器局がこへひさうつたのである。築地の工廠はそのままつづけて使用することになり、第三工場と命名されて、主として製鋼の方面を擔當するやうになつた。赤羽の工廠も、舊工作分局時代の諸機械や器具類をそのまま利用し、さらにいつそ設備の強化をはかつた。かくて十七年ごろには海軍造兵事業は一應その基礎をきづきあげ、兵器獨立への見透しをうるにいたつたのである。

造船技術の方面にもまた、十年代よりあたらしい曙光がさしはじめてきた。明治十年以前に横須賀の工廠で建造された諸艦は、すべてフランス人技師の設計にもとづくものであつたのが、十年二月起工の軍艦磐城にいたつて、はじめて外國人の手をはなれ、日本人のみによつてその計畫も製造をも擔任することとなつた。ついで計畫された海門、天龍の二艦もまた、おなじ赤松則良以下の日本人技師たちによつてなされたのであつた。しかしこれらはすべて木製の軍艦であつた。歐米の先進國ではすでに二十年もまへに有名な鐵製裝甲艦ウォーリアが計畫されて以來、あひついで鐵艦の建造にうつつており、ことにアメリカ南北戦争の經驗が裝甲艦の壓倒的優越性を立證してからは、各國の海軍いづれもまるで熱病のやうに裝甲艦の建造に突進しつゝあるありさまであつた。わが海軍がさきにイギリスに注文し、十一年にあひついで廻航されてきた扶桑、金剛、比叡の三艦のごときも、したがつてすでに鐵ないし鐵骨木皮のものであつて、

海軍力を一舉に強化したのであつた。^(七)このためわが國としても一時もはや鐵艦の製造にうつらねばならぬ立場にあつたわけであるが、たまたま横須賀工廠では十四年三月に、主として艦材用木材の不足から一時木骨艦の製造を中止し、鐵骨艦のみの製造をおこなふ方針に決したから、かうした技術的轉換にはじつに好都合なのであつた。

しかしこの當時、軍艦に鐵材を専用するかあるひは木鐵混用とするかについて、なほ異論が存在してゐた。イギリスなどは裝甲艦の開始とともに鐵艦の建造にあつてゐたが、フランスなどでは、造船材料として木材を最適とするふるい傳統が、なほ一部につよこのこつてゐる状態であつた。それでわが造船方面では、技術上の準備の不足をも考慮してとりあえず木鐵混用の方策をとるに決したのである。明治十六・七年に横須賀と小野濱の兩造船所で着工された葛城、武藏、大和の三姉妹艦は、かくていづれも鐵骨木皮艦であつた。^(八)だいたいこの鐵骨木皮の構造法は、その船體の主要部をなす龍骨や肋材、梁や支水隔壁、あるひは縦通材等に鐵材をもちひて堅牢ならしめ、一方外板や甲板などには木材をもちひて、木鐵兩者の長所を發揮せしめんとする思想にもとづいてゐた。しかるに實際の經驗は理想どほりにゆかず、種種の缺點を曝露して、つひにこの方式は大艦に不適當なりと斷定されるにいたつたから、わが造船界もまたこれを廢棄せざるをえなくなつた。この當時歐米の世界では、フランス海軍が鋼材を造船材料として利用したのを先驅として、次第に鋼材の優越性がみとめられはじめ、大勢は鋼鐵艦の採用にかたむかんとし

つつある形勢であつた。明治十六年にイギリスのアームストロング・ミッチェル社より購入した筑紫艦のごときも、すでに鋼鐵製となつてゐた。それでわが國でも、鐵ないし鋼船建造への決定的轉換はもはや避くべからざる急務となり、横須賀工廠では十六年五月ごろからその技術上の諸準備を開始した。この年の六月、とりあえずイギリス・ペンブローク造船所の職工二名と、向ふ「三箇年間鐵及鋼鐵船製造ノ實業及總テ夫ニ關シタル事項ヲ専務スヘシ」といふ契約をむすぶ一方、同時に鐵船製造場の建築や諸機械の購入などに着手しはじめたのである。もちろん鋼材を造船用に加工し、これを鋳および型鋼としてもちひることは、技術的にもきはめて困難な仕事であつたから、かかる準備事業もただちに効果をあさめることは保しがたかつたのであるが、それでもなほ十六年當時の横須賀工廠の規模をみるに、船臺工場以下二十餘の分工場を有し、とくにその鍊鐵工場には鋼製十二噸ほか六箇のスチーム・ハンマーをそなへ、またその鑄造工場には熔鐵用の五噸熔鑄爐三箇と熔銅用の七噸および一噸半熔爐二箇とをそなへ、ほかになほ十噸力起重器四箇をそなへるといふ状態であつて、工夫職工あはせて二千三百人になんなんとする盛況をしめしてゐたのであつた。されば翌十七年末、造船所條例制定のころには、造船技術上の基礎を一應きづきあげてゐたといへるのである。^(九)

これらのほかに、陸海軍の火薬の部面をみるに、陸軍では十二年四月に軍用火薬の制式を決定するため、火薬製造法取調委員を任命し、その後十七年十二月に第二火薬製造法取調委員を任命して、主として小銃

薬と野山砲薬の研究に従事せしめた。その製造を擔當した板橋の工場は、すでに九年末に竣成してわが國最初の歴磨式火薬製造を開始してあり、十三年にはクルップ野砲用の火薬を創製し、十六年には四斤野山砲用火薬を創製するにいたつた。また陸軍が別箇に軍用火薬製造のため増設した岩鼻の工場は、十五年十一月に諸機械の設備が完了して、その作業をはじめにいたつた。これにたいして海軍では、十一年二月にはやくも制式をさだめて三等級九種類にわかれ、それぞれの用途を規定した。そして海軍軍用火薬の製造所として、西南役に焼失した敷根の工場にかはるものをあらたに目黒に起工した。十三年以後ドイツから黑色薬製造機械を輸入するとともに技師をも招聘して、その建設に努力し、十八年一月には工事全部の落成をみたから、翌月より海軍として最初の黑色薬製造をはじめることとなつた。かうして陸海軍ともとにかく黑色火薬の獨立製造への見透しをうる事ができたのである。

以上においてわれわれは、造兵造船の各部面に遂行された躍進的な生産上の整備と技術上の建設とを概観したわけであるが、このやうにしてその基礎をかためられた陸海軍の兵器生産事業は、つぎの時期には、あるや軍制の全分野に敢行された根本的革新とむすびつき對應しあつて、最初の兵器獨立の實をあげ、國家防衛の巨大な役割をはたすこととなるのである。

(一) 維新前後における歐米各國の後装銃への轉換過程を、年表としてしめせばつぎのごとくである。

一八五七年(安政四年)イギリス騎兵の一部に、シャープ後装銃を採用。
 ウィットウォース、エンフィールド銃の改良に着手。
 一八五九年(安政六年)イギリス陸軍、スナイダー後装銃を採用。
 一八六〇年(萬延元年)スペインサ、後装連發銃を創製。
 一八六一年(文久元年)イギリス政府、ウエストリー・リチャーズ後装銃を採用。
 一八六六年(慶應二年)北米スプリングフィールド兵器廠、後装銃を創製。
 フランス陸軍、シヤスポー銃を制定。
 レミントン、後装ライフルを試験す。
 一八六七年(慶應三年)デンマーク政府、レミントン後装銃を制定。

イギリス政府、スペインサ後装連發銃を採用。
 オーストリー政府、ウエンワル改造銃を制定。
 スイス陸軍、ヴェツテルリ後装連發銃を採用。
 ロシア陸軍ベルダン後装銃を採用。
 一八七〇年(明治三年)オーストリー陸軍、フリューゲルト連發銃を採用。
 一八七一年(明治四年)モーゼル兄弟、針打銃を創製。
 オランダ政府、ボーム銃を制定。
 イギリス政府、マーティニー・ヘンリ銃を採用。
 一八七四年(明治七年)ドイツ陸軍、モーゼル銃を採用。
 フランス陸軍、グラール銃を制定。
 日本陸軍、スナイダー銃及びスペインサ銃を採用。
 一八八〇年(明治十三年)日本陸軍、村田歩兵銃を制定。

(参照、小山弘健著「近代軍事技術史」三〇四頁以下)

(二) 村田歩兵銃制定にいたるまでの日本における小銃の變遷をしめせば、つぎのごとくである。

年	代名	稱方	式	装置	口径	重彈	量丸	射程	使用
天保/元治	ゲベール銃	オランダ一八三〇年式 四五式 前装	滑腔	燧石(後雷管)	一七・五	〇・〇二六八	九四一	薩夷長	
慶應/明治	ミニエー銃	前装	メカ式	雷管	一四・五	〇・〇三五〇	六五一	征長役 維新役	
慶應/明治	エンピール銃	前装	ス一八五三年式	同	一四・七	〇・〇三四〇	一、一〇〇	戊辰役 西南役	
明治/初年	シヤスポー銃	後装	ス一八六六年式	同	一一・〇	〇・〇二四〇	一、二〇〇	—	
十年前後	ヘンリー・マ ルチニ銃	後装	ス一八七一年式	同	一一・四	〇・〇三一	一、〇〇〇	西南役	
十年前後	アルビニ銃	後装	ス一八七一年式	同	一四・五	〇・〇三一〇	一、二〇〇	西南役	
六年/十二年	スナイドル銃	後装	ス一八六六年式	同	一四・七	〇・〇三一〇	一、二〇〇	佐賀亂 西南役	
六年/十二年	スペイン銃	後装	ス一八六〇年式	同	一二・五	〇・〇二五〇	七三一	佐賀亂 西南役	
十三年以後	村田銃	後装	ス一八六〇年式	同	一一・〇	〇・〇二七〇	一、七〇〇	日清役	

(工學會編「明治工業史・火兵篇」其他の著書による。)

(三) 維新前後におけるクルップ砲を中心とするヨーロッパ砲壇界の轉換を、年表をもつてしめせばつぎのごとくである。
 一八五九年(安政六年)フランス陸軍、四斤野山砲を制定。
 サン・シャモンおよびリヴ・ド・ジーエ工場、鋼製裝輪砲を創製。
 一八六一年(文久元年)タルップ工場、ベッセマー装置を採用。

プロシヤ野砲隊、鑄鋼製砲身三百個をクルップに注文。
 一八六〇年(萬延元年)プロシヤ陸軍、野砲の四分の一を後装式施輪砲と交換。

ロシア政府、九吋試験砲をクルップに注文。
 パロット、鍊鐵裝輪砲の特許を得。
 一八六二年(文久二年)タルップ工場、ロンドン萬國博覽會

に一萬八千ポンドの鑄鋼砲を出陳。

クルップ、新型閉鎖装置の特許をイギリスで得。

一八六三年(文久三年)ロシア政府、八および九吋砲筒百二十門をクルップに注文。

一八六五年(慶應元年)クルップ工場、鑄鋼製裝籠砲を創製。

一八六六年(慶應二年)ベルギー政府、全火砲をクルップ砲とす。

一八六七年(慶應三年)ロシア陸軍、前裝砲を廢し、六十七年式後裝砲を制定。

一八六八年(明治元年)テゲル射撃場においてクルップ砲とアームストロング砲との比較試験實施。

プロシヤ海軍、クルップ艦載砲を採用。

一八六九年(明治二年)プロシヤ軍部、クルップ裝籠砲を採用。

一八七〇年(明治三年)ル・クルーゾー工場、ベッセマー裝置を採用。

一八七一年(明治四年)プロシヤ陸軍、クルップ式七センチ

半野砲を制定。

一八七三年(明治六年)ル・クルーゾー工場、シーメンス・マルチン法を採用。

一八七四年(明治七年)ドイツ政府、クルップへ野砲の大量注文。

一八七七年(明治十年)ロシア陸軍、六十七年式砲を廢し、七十七年式砲を制定、これをクルップに注文。

一八七八年(明治十一年)日本海軍、クルップ砲を採用。

一八七九年(明治十二年)ル・クルーゾー工場、トーマス・ギルクリスト法を採用。

一八八〇年(明治十三年)クルップ工場、デュッセルドルフ博覽會に百噸鋼鐵砲を出陳。

エルチック工場、六吋鋼線砲の試験實施。

イギリス政府、アームストロング鋼線砲を採用。

リーマン、加速度砲を發明。

一八八一年(明治十四年)日本陸軍、イタリー式七センチ野山砲を採用。

(参照、前掲「近代軍事技術史」三〇四頁以下)

(四)

「勿論其の頃に於ては大砲に付ましても、各國の砲を悉く調査して分つて居りましたけれども、唯日本の製造の程度では逆も歐羅巴各國の其の當時の野砲、山砲の如きものを内地で製造するといふ事は出来なかつた。其の出来なのは、詰り第一技術家が無い、又それだけの物を日本人の手で製造するといふ程の技術が進歩して居らない、のみならず財政の関係からして、さういふ物を製造する程の物が出来なかつたからであります、其の當時は、御承知でもございませうが、歐羅巴各國では、皆野砲、山砲共に、鋼砲である、元來鋼を自由に使ふ技術といふものは、まだ日本には無い、そこで外國で鋼の砲を採用して居るから、日本でも採用して見度いとして見ました所が、悉く外國製を買入れるより外に道が無い」「鋼砲といふものは、之を鑄型で拵へると違ひまして、太い鋼の物を非常な力の鎚を以て鍛へて拵へなければならぬ、それ等の設備は中々容易い事ではありませぬ、當時の技術と言ひ、財政と言ひ、それ等の設備は出来なかつたのであります、併し乍ら大砲の方も小銃と同様に、自國で製造をして十分の供給を満すといふ事は極めて必要であつた、それ故に何か日本で製造の出来る様な大砲であつて、其の效力も格別外國の當時の製鍊品に譲らぬといふ様な物はあるまいかといつて穿鑿があつた、それで佛蘭西、獨逸の如き強國の大砲に譲る所はあらうとも、當時日本の力に相當する所のもので出来る丈け良い物を自力で造り出す事をした方が、外國と同様な物を造らうと思つて空しく年を過すよりも優るといふ所の論からしまして、大砲の式を一變した、其の選んだ所の大砲の種類はどういふものかと言へば、其の當時伊太利國で採用して居るものを其の儘日本に用ひたのであります」(陸軍砲兵大佐田島應親述「幕末以降兵制改革實歴談」「砲兵會記事特號」所收、七〇—二頁)

(五) その第二回洋行中の五年四月一日、大山巖は山縣陸軍卿宛の書翰において、ユカチューズ創製の壓搾式青銅砲採用について建言するところがあつた。

「……此砲ならば追々調査さへ相分候得者、日本に而出来可致候。乍併若し御註文に相成候事に候得者、日本人の小

なると、其國之坂山多きと因て、折衷を加へ、相頼み度ものに御座候。……代料等も銅にいたし候得者、餘程下料なりと申事也。」(尾野實信編「元帥公爵大山巖」五〇七頁)

なほ明治六年澳國(ウイーン)博覽會に參同せし同事務副總裁佐野常民の歸朝復命書の中に、左の建言がみいだされ

「近時澳國新ニ一種ノ鋼銅ナルモノヲ發明ス其價廉ニシテ精ハ會テ鋼砲ニ下ラズ該國新ニ此鋼ヲ以テ『クルップ』式ノ大砲ヲ製シ試驗數次其精良ナルヲ確知スルヲ以テ將ニ全軍ヲシテ之ヲ用キシメントセリ我國鋼ヲ産スル多シ臣以爲ク大砲ハ澳制ニ倣フヲ可トスベシトソノ野戰山戰ノ諸砲ハ須ラク之ヲ國內ニ製スベク圍城攻城及艦用ノ諸砲ノ未ダ鑄造スル能ハザルモノハ且之ヲ外國ニ買フベク以テ兵器ヲ利シテ早く不虞ニ備ヘザルベカラザルナリ」(明治三十年刊、田中芳男・平山成信編「澳國博覽會參同記要」中篇、五二―三頁)

(六) 十四年七サンチ野山砲採用決定にいたるまでの、日本における火砲の變遷をしめせば、つぎのごとくである。

名 稱	方 式	口 徑	彈 丸 重 量	射 程	使 用 職 役
二十四斤加農	前裝滑腔式	一五二・〇	一一・六三〇	二、八〇〇	薩長 砲臺長
八十斤榴彈砲	前裝滑腔式	二二三・〇	二四・六五〇	一、四〇〇	同
十二斤加農	前裝施綫式	一一一・三	一一・五〇〇	四、七〇〇	—
四斤野砲	前裝施綫式	八六・五	四・五六〇	四、〇〇〇	十年 役
四斤山砲	前裝施綫式	八六・五	四・五六〇	二、六〇〇	十年 役

七 珊 野 砲	後裝施綫式	七五・〇	四・二八〇	三、五六〇	日清 砲臺長
七 珊 山 砲	後裝施綫式	七五・〇	四・二八〇	二、七〇〇	日清 砲臺長

(工學會「明治工業史・火兵篇」により作成。)

(七) これら三艦は、一八七八年(明治十一年)一・二月に竣工したもので、「かの一八六〇年(萬延元年)英國に於ける表面復水器の採用が、蒸汽の高壓、惹ひて高度の膨脹性利用の誘因となり、角礫が圓礫に進歩を來した所の成果を悉く收めて建造せられた當時の最新式艦であつた。」(ワット誕生二百年記念會編「圖說日本蒸汽工業發達史」一〇―一頁)なほ一八六〇年以後における世界造艦界の變遷を、一覽表としてしめせばつぎのごとくである。

進 水 年 艦 名	製 造 地	材 質	長 幅	吃 水	長 幅	排 水 量	馬 力 數	速 力	力 砲	備 考
一八五九 ラ・ダロアル	佛	木造 甲帶	二五三・四	二五・六	五六七五	二五〇〇	一三・五	六・三	三吋砲 三六	
一八六〇 ウォーリア	英	鐵	三八〇・四	二七・四	九二一〇	五二七〇	一三・〇	七	八吋砲 二四	
一八六五 ベレロフフォン	同	同	三〇六・〇	二六・六	七五五〇	六五二〇	一四・二	七	九吋砲 一八	
一八六八 ハーキュリーズ	同	同	三二五・〇	二六・九	八六七七	八五二九	一四・七	九	一〇吋砲 二八	
一八六九 モナーイク	同	同	三三〇・五	二七・〇	八三三二	—	一四・九	九	一二吋砲 二四	

一八七七一	デバステーション	英	鐵	二八五〇〇〇	九三三〇	七〇〇〇	一三・八	一二吋砲	四
一八七七四	カイザー	同	同	二六八〇〇〇	七三五一	—	一四・五	六吋砲	一八
一八七六六	インフレキシブル	同	同	二七五〇〇〇	—	—	—	—	—
一八七六六	レドウタブル	佛	鋼	三二八〇〇〇	一八八〇	八五〇〇	一三・八	四・七吋砲	六四
一八七七七	扶	英	鐵	二四〇〇〇〇	九五〇〇	—	一五・〇	一〇・八吋砲	四四
一八七七七	金	剛	鐵骨	一四八〇〇〇	三六七七	三六五〇	一三・〇	九・七吋砲	二四
一八七七七	比	同	木皮骨	一七〇〇〇〇	二二八四	二五三五	一三・二	六・七吋砲	六三
一八七七七	比	同	同	一七〇〇〇〇	二二八四	二五三五	一三・二	六・七吋砲	六三

(一九〇四年刊、ナザニアル・バーナビ著「今世紀における海軍の發達」(十九世紀叢書)、ロバート・ルート
 レッチ著「十九世紀に於ける諸發見と諸發明」、ティアルド・シュワルツ著「十九世紀に於ける軍艦の發達」、深
 谷甫著「軍艦の形態」等により作成。)

(八) 明治十年より十七年までに起工された軍艦の一覽表をしめせば、つぎのごとくである。

艦名	艦種	艦材	竣工年	長幅	排水力	砲	煩	製造所
警城	二等砲艦	木	十三年七月	一五・四	六六五〇	一五同	一	横須賀
海門	海防艦	同	十五年八月	一三・二	一六四七	一五同	一	同
天龍	同	同	十六年三月	一三・二	一六四七	一五同	一	同
葛城	三等海防艦	鐵骨	十六年八月	一三・二	一六四七	一五同	一	同
大和	同	同	十八年十一月	一三・〇	一六四七	一五同	一	小野濱
武藏	同	同	十九年三月	一三・〇	一六四七	一五同	一	横須賀

(福本誠著「今世海軍」明治三十年、造船協會編「日本近世造船史」、工學會編「明治工業史・造船篇」等により作成。)

(九) 明治十七年における四大工廠の内容は、つぎのごとくであつた。

工廠名	原動機數	馬力數	職工數
東京工廠	一一一	七二三(?)	一一〇九四

新しき軍事技術

大阪工廠	七	一四七	九二五
海軍造兵廠	一五	三二一	七二〇
横須賀工廠	一三	三一	二四七八

(「日本帝國統計年鑑」による。)

第四章 革新期

一 近代軍制の確立

第四章 革新期



軍制改革事業の必然性とその理由——對外關係の險惡と憲法制定事業——軍制改革の擔當者・桂太郎——近代軍人の二つの型——近代軍制改革の二典型・プロシヤとフランス——フランス式よりドイツ式への轉換——ドイツ主義の流入と憲法事業の影響——軍制改革開始とメツケルの役割——軍制改革の三大事項——鎮臺編制より師團編制への轉換——高等司令機構の問題——反幹部派と月曜會問題——徵兵令改正と皆兵主義の實現——憲法制定と軍制原則の確立——帷幄機關の權限問題——憲政實施の軍事的意義——海軍軍制改革の遂行——山本權兵衛と行政人事の大整理——海軍軍令機關の獨立

(表頁圖版——軍制改革の擔當者たち=桂太郎(左))

とメツケル(中)と山本權兵衛)

明治十七・八年のころよりわが陸海軍とくに陸軍の全機構は、徹底的な内部的革新の時期にはいるのであるが、さうした軍制改革の事業を必然ならしめたものは、内外からする二つの要因にほかならなかつた。その外部的要因とはいふまでもなく朝鮮の諸事變をめぐる對清關係の惡化であつて、これがためわが國家は最初の軍備大擴張を開始することとなつたのであるから、その基礎事業としてまず陸海軍制の再整備が要請されたことは、けだし當然のなりゆきなのであつた。この觀點からいへば、その後十年たらずして勃發をみた日清戦争にたいして、軍制改革事業そのものは缺くべからざる前提條件をなしたといふことができるのである。これにたいして内部からの要因といふのは、明治二十三年に約束された憲政實施のための準備事業との關係にもとづくものであつた。伊藤博文が憲法調査の本命を拜して渡歐したのは、はやくも十五年三月のことであつて、翌十六年八月にかはは歸朝し、十七年春には宮中に制度取調局をもうけ、まづ憲法發布の前提として政府組織の改造に着手したのであつた。かくて十八年の十二月にいたつて、太政官制度が廢止され内閣制が創定されて、ここに國會開設にたいする政府の制度的準備は完了した。また憲法草案の起草がおはつて、伊藤がその草案を 陛下にたてまつつたのは、明治二十一年春のことであつた。かかる憲法制定事業の進展、一般行政機關の改革と對應して、國家の背骨たる軍事機構がその全面的再編成を要請されたのは、必然の事態にすぎなかつた。ちかく出現せんとする近代的政治形態にたいして、ま

ず陸海軍の全分野に徹底的な改革をくはへ、その内部機構のすみずみにいたるまで萬端の準備をととのへて遺憾なからしめておくことは、なにもものにもまして重要な要務とされたのである。そしてかかる觀點からいへば、先行的な軍制改革の事業は、二十三年の議會召集とともに出發した新政治體制にたいして、すでに國家としての確固不拔の軍事的基礎をきづいたものとみなすことができるであらう。

ところでこの軍制改革事業を擔當したのは、もはや従來の軍政上の指導者たちではなかつた。あたらしき歴史的課題は、當然にあたらしき歴史的人物を要求する。この歴史的課題の解決のために、時代の要求に應じて陸軍軍政の前舞臺に登場しきつたのは、桂太郎、川上操六、兒玉源太郎等の一群のあたらしいタイプの軍人たちであつた。とくにそのなかでも、軍制改革事業をあたかも一身に具現せるかのごとき象徴的人物は、桂太郎であつた。かれが軍事學研究の目的をもつて、敢然ヨーロッパ大陸へ向けて出發したのははやくも明治三年のことであつて、そのドイツ留學のうちに、かれは組織的實際的なドイツ流軍事學の優秀性をふかく印象づけられたのであつた。その後明治八年から十二年まで、ふたたびドイツにあつて主として軍事行政分野の研究に従事した。かれは最初第三軍團の監督部について、軍事行政の中央機關より研究をはじめ、ついでその地方行政の業務を習得し、さらに中央の陸軍省にかへつてその事務を研究し、のちには軍政と關聯ある一般行政の分野にまで研究をおしすすめていつた。すなはちみづからベルリン大學に通つて法律や經濟の講義をきき、あるひは公使青木周藏とともにシュタインの著書「軍事行政論」の

論讀研究をおこなつたりしたのである。かうして桂なる一人物の上に、その後の偉大なる軍制改革を指導するに必要な諸要素が、徐々に形成され蓄積されていつたのであつた。

われわれはここで、山縣や小西郷や川村や大山等のごとき従來軍政の主腦部にあつたひとびとと、桂や川上や兒玉等のごとき新時代の指導者たちとを比較しなければならぬ。山縣や大山のごとき巨星たちはいかにも維新直後の草創期にあつて、歐米の世界を實地に觀察して、わが國の軍事機構が舊態依然たるをひとときもゆるされない重大危機にあることを看破し、衆にさきんじて時には急進的と思はれるほどの新事業をつぎつぎと實施し、しかもこれに成功してほとんど草創期の基礎工事を完了せしめることができたのであつた。しかしかれらが外國の實見から得たものは、かうした反省の資たるべき直感的認識の限界内のものであつて、なほそれ以上のものではなかつた。諸外國の軍事制度をくみあげてゐる精密・組織的な近代軍事學上の知識といふものは、かれらにとつて無縁のものであり、せいぜいつけ焼刃の程度にすぎなかつた。したがつて軍制の全分野にわたる眞の近代化が日程にのぼされ、改革事業が竿頭一步をすすめるやいなや、かれらにかはつていまや時代に即應せるあたらしい擔當者たちが必要とされたわけであつた。桂、川上、兒玉等の出現とかれらが演じた役割との意義は、じつにここに存在する。前者が近代國軍のなかにはじめて一つのタイプをうちだしたやうに、後者もまたそのなかに近代的な軍人の典型を創出したといふことができる。前者は幕末・維新の交に活躍せるいくた武士たちの性格とはことなつたあたらしき一

つの武人の型をつくりはしたが、それはいまだ本質において過渡的な性質のものにすぎなかつた。かれらの背中には、いまだなほ過去の士族的徴表が大なり小なりこびりついてゐた。後者にいたつてわれわれははじめて、封建的な武將の型から完全にはなれさつた近代的軍人のタイプをみいだしうるのである。これらは維新の變革によつてもたらされた日本人のあたらしい生活環境が、軍隊生活そのもののなかに結晶せしめるにいたつた最初の新性格にほかならなかつた。前者の型は明治のかがやかしい時代が終るとともにもはや二度と歴史の上に登場することなかつたのに反し、後者の型は今日までなほ綿々としてつづく國軍主腦部の典型的タイプの直接の源泉となつたのである。さはれこれらの頭腦すぐれし若き國軍の指導者たち、陸軍の新精神を代表して軍制改革の擔當者となり、いみじくもヨーロッパの一流國家が一世にちかしくもかかつてやうやく達成しえた最高の諸成果を、はやくも完全に自家藥籠中のものとし、これを日本の獨自なる土地と民族とに適用してさらに一そうの効果をあげたことほどかがやかしい大事業の例はなく、年がふればふるほどその不滅の功業は陸離たる光彩を發してよりたかき評價をかちうることであらう。

さてこの軍制改革の根本的特徴はどういふ點にあつたであらうか。周知のごとくこれは歴史家たちによつて、フランス的方式よりドイツ的方式への轉換てふ表現をもつて集約されてゐる。そしてかかる方式上の轉換の必然性は、わが軍制の本然の性格に内在するものであつた。だいたいドイツの前身たるプロシヤとフランスとは、前期的軍制より近代的軍制への轉換の過程において、ほとんど對蹠的な現象を呈示し、

しかもその後の内容や性格においてもおのこのことなれる方向を表示してゐた。いはば兩者は近代軍制改革の二つの典型をなしてゐたのである。フランスにおいては軍制改革が下からの運動として下層から直接もりあがつておこなはれたのに反し、プロシヤにあつてはそれは上からの努力に専ら依存して上層から積極的に遂行されねばならなかつた。したがつて前者では近代國防の組織は有機的に國民の全體生活から發生し成長したのであるが、後者にあつてはそれは政治主體の自覺的行爲の結果としてまず國民の規範たらしむる必要があつた。けだしプロシヤに於ては完全に腐朽しきつた政治體制が、突如として外部から強力な一撃をくらはされ、たちまち生死の關頭にたつにいたり、これから脱出しうる唯一の血路としてなによりもまづ徹底的な軍制改革にもとづく軍隊の再建をはからねばならなかつたからである。その結果は憲法の制定その他近代的政治形態の導入以前に、かかる政治の集中形態たる近代兵制が採用されるてふ軍事の先行的現象を呈することとなつた。しかもその後においても國家構造上の内部特質は、統帥系統の規定その他の軍制の基本形式やあるひは徴兵制度の様式などの點において、プロシヤをしてフランスとはことなれる軌道の上をすすませるにいたつた。軍制上の一元的組織にたいする二元的組織、兵制上の長期現役聯隊幹部制度にたいする短期現役後備軍制度——等々がすなはち兩者の性格を規定する基本徴表にほかならない。かうした近代軍制への轉換過程とその後の形式内容とにおいて、わが國がフランス的たるよりはむしろプロシヤの場合とあひ通ずるものがあつたことは、否定されえないであらう。したがつて本來ならば

軍制上にプロシヤ的方式を採用すべき立場にあつたにもかかはらず、維新の當初軍事當局が明白にフランス的方式に依據すべきを宣言したといふのも、一に當時の餘儀ない現實上の諸理由に制せられたがためにほかならなかつた。

かうした内容と形式との矛盾せる状態にあつて、桂太郎は山縣の後援のもとにつとにドイツ主義の導入に努力しつつあつたのである。たとへばかれの意見によつて十一年十二月に發布をみた參謀本部條例のごとき、維新以來の傳統の一元的組織にかはつていはゆる二元的組織を實現したものであつて、これによつて軍制の基本部面にフランス主義にたいするドイツ主義の最初の勝利が勝ちえられたのであつた。これにひきつづき爾餘の各部面にもドイツ的方式が採用せられていつた。かの參謀本部條例の以後に發布された監軍部條例、幕僚參謀條例、鎮臺條例、陸軍檢閲條例、陸軍職制、武官官等表、陸軍會計部條例、徵兵令改正、陸軍給與概則、陸軍戰時編成概則、徵發令、軍法會議規則、徵兵事務條例——等々がすべてしかりであつて、ここにフランス的色彩は次第にその影をうすめつつあるありさまであつた。しかしかうした情勢にあつても、なほフランス主義の勢力は牢固たるものがあり、軍制の諸領域中とくに軍隊教育方面にはその影響がふかくかつひろくゆきわたらつた。上層部にあつても大山、小西郷以下フランス主義に傾倒せるひとびとがなほすくなくなかつた。ふるい傳統を一朝にしてくつがへすことは、容易ならざる事業だつたのである。しかるに十五・六年ごろより、山縣や桂の方針にとつて有利な條件がかたちづくられ

てきた。それは國政の基本方針からきたものであつた。前にも述べたごとく憲政實施の切迫は、軍制上の内部的革新をうながす主要動因の一つであつたのであるが、これにたいする政府の準備事業の基本方向そのものが、同時にこの軍制改革の方向を決する上にある程度の影響をおよぼすこととなつたのである。周知のごとく十五年ごろより政府の憲法制定方針は、すでに舊プロシヤ主義の憲法制度の方向に決定しており、この年渡歐せる伊藤博文もグナイストやシュタインの講義をきいてふかくそれらに傾倒し、かくてその後舊プロシヤ的立憲主義がわが政治の上において至大の役割を演ずることとなつた。これはまず十八年十二月の内閣制の創定において利用され、その後の憲法起草にあたつても舊プロシヤを主とするドイツ諸憲法の原則が、重要な役割をはたしたのであつた。かうした政治の基本動向のもとに、軍制分野のドイツ主義への全面的轉換は、つひに不可避の事態と化し、抑止すべからざる大勢となつていつた。そしてこれによつて從來の不徹底な折衷策がのこしてゐた軍制上の諸矛盾は一掃せられ、その本來的性格にふさはしい制度的諸形式をすべて賦與される結果となつたのである。

かくて明治十七年二月より滿一ヶ年にわたつて、大山のもとに陸軍部内の小壯氣銳の士をすくつて決行せる歐洲兵制視察旅行をまへぶれとし、十八年五月桂と川上との二少將が陸軍の新精神と新勢力とを代表して、同時に軍政と軍令の要務につけられるにおよんで、改革の事業はそのひふたをきつた。かれらが抜擢せられて陸軍省總務局長と參謀本部次長との要職に補せられるや、物論はたちまち囂然としてまきおこ

り、二人は反対派諸勢力の攻撃の中心にさらされるにいたつた。しかしかれらはいささかもひるむところなく、部内の新勢力を結束せしめて内外の重壓に對抗し、爾後二十二年三月ごろへかけてその制度、機關、組織、編成等の全面にわたる一大革新を遂行し、ついにわが陸軍をして文字どほり鐵壁たらしむるの基石をすゑつけたのである。なほこの事業において注目すべきはドイツ人メツケルの演じた巨大なる役割であつた。わが軍政當局の請に應じてとくに慎重にえらばれておくられたこのドイツ參謀部の逸材は、その全知識と全精力とをかたむけてわが改革事業をみちびきたのであつた。かれはその優秀なる組織と機構とによつて中歐に覇權を確立したプロシヤ陸軍部の生粋の生みの子であつた。假借なきローン改革の洗禮をうけ、大モルトケのしたしき薫陶のもとにそだてられたこのドイツ軍人は、いはば近代的軍隊の組織や戦術を自己の肉體のなかに直接體化せしめてゐた。かれはプロシヤ軍制改革の外面にまどはされることなく、その本質的な内面的意義をしつかと把握してゐた。このためかれが機械的な頭でもつてドイツ的方式を日本に適用しようとはせず、その獨自なる環境や條件、要素や性格等を充分評量し把握して、これに最もよく適合しうるごとくものが見識をもちひたといふことは、日本にとつてまさに至上の幸福であつたのである。

さてかうして遂行された軍制改革は、これを簡單にいひあらはすと三つの事項に集約することができる。第一は軍制の中核をなす陸軍編制の改革がそれであつて、これによつてわが國独自の師團編制が創出され、

これに附隨して經理機關と兵站機關もまた改善整備されたから、ここに近代戦に堪へうる國軍の編制がはじめて完備するにいたつたのである。第二に軍制の上部構造をなす高等司令機關の改革がそれであつて、これによつて陸軍省と參謀本部とが改革されて軍政・軍令の業務が統一せられ、さらにまた監軍部が再興されて教育の全分野を統轄することとなつたから、ここにわが國獨特の三位一體機構が完備するにいたつたのである。第三は近代軍制の下部構造をなす兵役制度の改革がそれであつて、これによつて従來の徴兵令は廢止され、はじめて近代國民皆兵主義の原理に立脚する一般兵役義務の制が實現するにいたつたのである。以下において、これら三項目について若干の解説をこころみてみよう。

だいたいメツケル着任前の十七年度より十ヶ年計畫をもつて着手された陸軍擴張計畫の眼目は、歩兵聯隊を旅團に編成することであつて、これにより歩兵十四箇旅團、騎兵・砲兵各七箇聯隊、工兵・輜重兵各七箇大隊を得んとするにあつた。すなはち各鎮臺の編制を改定し、一鎮臺の下に歩兵二箇聯隊を有する歩兵旅團二箇、騎兵・砲兵各一聯隊、工兵・輜重兵各一大隊を常置するとともに、後備軍の管區をあらため、従前の鎮臺毎に司令部をちかうといふのであつた。しかしこの鎮臺編制の内容はいはば西南役當時からの本質的な繼續にほかならず、もはやきはめて陳腐なものとなつた。この編制改革の問題がいちやく日程にのぼされ感づかれてゐたのであつた。それで改革事業において、この編制改革の問題がいちやく日程にのぼされたのは當然のことであつた。これについてメツケルは、この鎮臺編制を廢止するとともに當時の實狀に合

致したすぐれて日本的な獨特の師團編制をしかうと企圖したのである。メツケルによれば、日本の師團の任務はヨーロッパ諸強國の陸軍の師團の任務とは大いにことなるものである。ヨーロッパ諸國では戦時の編制單位は軍團本部にあり、師團はその一部に屬するにすぎないのに比して、日本では師團は全兵種より編制せられ、平時では一管内の諸隊をすべて隸屬せしめ、戦時には擔任區域の防禦の任と出師準備のために獨立動作をなしうるの編制とを有さねばならない。そもそも日本の兵力自體が、なほヨーロッパ諸國のそれと比較して少數であり、ドイツのごとくにたいしては五分の一程度にすぎない状態であるがゆゑに、それにならつて軍團の如き大團體に分類することは不可能であり、また無用でもある。それでまづ師團編制を獨特のものとし、これに獨・佛・露・奧・伊諸國の軍團のごとき任務をになはすればよいといふのである。すなはち炯眼なるメツケルは、日本陸軍の當時の兵力上の限界から察して、これをドイツの方式にならしめるの愚をさとり、獨特の師團編制を提案したわけであつた。かれは日本にては、現存七箇師團をさらに軍團または監軍部のごとき大單位に編制する必要はないとみた。すなはちすでに師團が徵募、出師準備、諸隊演習等の指揮管理をいつさい掌握するのであるから、その上さらに軍團本部や監軍部のごとき制をもうけても、いたづらに煩雜さをますにすぎない。師團を小軍團のごとき形式にしておけば、今後陸軍が擴張され兵員が増加していつても、現在の編制法をそのままのばしてゆけばよいから大いに便利であるが、もし軍團本部をもうけるとすると、師團の數の増加にしたがひ全管區の區分法をも變更しな

ければならぬからかへつて不便となる、といふのである。要するにメツケルは從來の鎮臺編制の特殊性をよく認識して、それにたいしてあらたな師團編制の方式をみちびきだしたのであつた。かうした意見にもとづき、これまでの鎮臺條例と旅團條例とが廢止され、あたらしく師團・旅團・大隊區の各司令部條例と衛戍條例とが制定されたのは、明治二十一年五月のことであつた。

なほこれよりさき、おなじくメツケルの立案を主として、陸軍經理の制度が創定され、從來の陸軍會計部條例にかはつて、近衛鎮臺監督部條例、司契部條例、糧食條例、被服廠條例、各鎮臺司契條例、近衛各鎮臺糧食條例、同陣營理經部條例等々が同時に公布されてゐたから、ここにはじめて近代的編制をもつて外國の軍隊と戦ひうる國軍主體がその姿容をあらはしたのであつた。^三

これについて軍制の上部構造をなす高等司令の機構についても、メツケルは機械的な頭でもつて、プロシヤの方式や形態をそのまま日本に適用しようとはしなかつた。ながいあひだ錯雜せる過程をとつて發展しきたれるプロシヤ帷幄機關の内容を知悉してゐたメツケルは、わが國に於ては最初からきはめて理想的な三頭機構を實施してもならさしつかへなしと判断したのであつた。かれは陸軍の教育と將校下士の人事とを統轄する機關として、あらたに監軍の新設を提案し、これを軍政軍令の各長官と並立せしめる事によつて、ここに三位一體的な最高等陸軍參議官の組織を案出したのである。^三そしてこのほかに、すべて將校等の人事を總管する陸軍秘書部をもうけ、その長をして最高等陸軍參議官に從屬させ、これに上申をな

し、かつ議席に陪坐參與させればよいとした。兒玉源太郎を長とする臨時陸軍制度取調委員は、このメツケルの案に些少の修正をくはへて、原則的に採用した。^(四)かくてわが陸軍の特異なる内部機構、とくにその上層機構はこの時期にはやくも確立されたわけであつた。

當時この高等司令機構の確立の問題とむすびついて、國軍指導部の上に種々の明暗をなげかけ、つひにわが陸軍史の上に特殊な一頁をとどむるにいたつた事件があつた。軍内部における反対派の諸潮流の動向とその處分に關する問題が、すなはちそれであつた。そのなかでもとくに、改革事業のはじまる以前の十年代初頭よりすでに反藩閥主義の態度をあきらかにし、いはゆる民権運動などとは關係のない独自の立場からせよ、政治問題に強硬な意見を吐露することによつて、つひに軍政當局をして軍人の政治干與禁止の規定をなさしむる主因をなした鳥尾、谷、曾我、三浦等の諸將星は、改革事業が開始されるやその鋭鋒を轉じて、あらたにこのなかに活動の對象をみいだすにいたつた。^(五)いはゆる三位一體的高等機構の實現は、軍隊人事の決定権を一部の派閥の専斷からふせがんとするかれらの正當な主張の線に添ふものであつた。しかるにこの機構の前提をなす監軍部の設置にさきんじて、陸軍檢閲條例と陸軍進級條例との改正がはかられ、士官以上の軍人の進級や人事の最後の決定権が主として陸軍大臣の手ににぎられる形勢となつたため、ここにかれらの猛烈な攻撃をよびおこす事となつた。當時參謀本部次長の職にあつた曾我や東京鎮臺司令官の職にあつた三浦は極力これに反對し、あくまでメツケルの原案を生かして三長官合議制を實

現させんとはかつたのである。^(六)この二條例改正がつひに大山と桂の斷乎たる態度によつて公布されるにいたつた十九年七月、曾我と三浦の二將軍はその職を辭した。かれらはその後あらたな方途にいでて、自己の主張の貫徹をはかつた。すなはち當時、部内の學術研究團體として隆たる勢威を有し、官許の偕行社を壓倒するの狀態にあつた月曜會に據つて、こゝから派閥主義攻撃の火の手をあげんとしたのである。しかし大山・桂らは追撃の手を一步もゆるめなかつた。月曜會は解散を命ぜられ、こゝに反幹部派の勢力は最後の據りどころを喪失してしまつた。けれどもその主導者たる鳥尾以下諸將星の思想や態度は毫もかはるところなく、その後も貴族院や樞密院にはいつてなほながく軍部の派閥主義にたいする批判をつづけ、あるひはそれぞれの独自の軍備論や軍事方策の展開をこゝろみたりしたのである。

さて第三に、軍制の下部構造をなす兵役制度の改革においても、その主眼とするところは、ドイツ流の嚴格な皆兵主義・一般服役主義への轉換にあつた。これまで徴兵令の貫徹のために、軍政當局がいかにかに苦闘をかさねきたつたかについては、すでにのべたとほりであるが、メツケルは皆兵主義の原則にてらして、いちはやく徴兵令そのものがふくむ内部的限界と弱點とを看破したのであつた。それが社會的な諸條件にいくた妥協ないし讓歩してゐる點に、かれはむしろ徴兵制度完遂への阻碍の原因をみとめた。當時なんびとも看過するかまたは故意に觸るることをさけた兵制の急所を剔抉することによつて、舊徴兵令を根柢から一新し、そのなかに真正皆兵主義の理想を樹立せねばならぬとした。メツケルはわが民族の比類なき内

部的強靱さを信ずるときはめてあつき少數の外國人中の一人であつた。さればかれは、日本の陸軍が皆兵主義の徹底的實施にあたつて、社會的な諸種の障害物を顧慮するがごときは全く無用なりとみなした。そしてかかる觀點から、徴兵制度の改革に助力するにいたつたのである。なによりもメッケルによれば、近代戦においては出師準備にうつると同時に、平時の二倍にたつする豫・後備將校を必要とするにもかかはらず、これまで陸軍ではその養成に關してなんらなすところがない。これは一にこれまでの徴兵令が、豫・後備將校に適任なる身分のものにたいして、實際上平時兵役を免除するといふ缺點をもつものにとづく。學生や官吏の平時兵役を免除するといふ制規がある以上、戦時に必要な大量豫備將校を平時からそなへておくことはできない。のみならずこれは國民皆兵の原則に背反し、服役義務をして社會的に不平等ならしむるおそれがすくなくない。また以前にさだめられた一年志願兵の制規も、決して充分なものとはいへない。このゆゑになによりも皆兵主義の原則にもとづく一般徴兵制度を確立し、あらたに入隊しきたる上層知識階級のものにたいしては、正規の幹部としての養成のみちをはかるべしといふのであつた。かうしてメッケルの立案を主として、從來の徴兵令に根本的改正がくはへられ、まづ第一に日本臣民にして満十七歳より四十歳までの男子は、すべて服役の義務を有するといふ原則がはじめて提示せられた。それはまた免役條項に大制限をくはへ、從來事實上は兵役免除にひとしかつた家事事情による徴集猶豫の特典を斷然撤廢するにいたつた。その他の多くの猶豫條件も廢棄されて、若干の徴集延期のみがみとめられた。

さらにこれまた從來はほとんど免役と同様であつた官立學校生徒の猶豫をも限定し、その徴集を嚴重に實施することとした。これらのかはりにあらたに六箇月の短期現役の制をさだめ、また從來の有名無實の一年志願兵の制度をして、あらためて豫後備幹部の養成の制度として確立させるにいたつた。このため二十年一月の徴兵令改正より約一ヶ月のち、陸軍一年志願兵條令がとくに制定されたのである。これによればメッケルの意圖したごとく、一年志願兵は入隊のはじめから豫後備幹部養成の目的のもとに、特別の教育をほどこされるのであつた。かうして國民皆兵主義の原則は、あらゆる部面に徹底するにいたつた。なほこのほかに徴兵の實務方面についても、從來軍政官憲がこれに關係せず、單に府縣駐在官の名をもつて府縣に出張してその事務を管理しつゝあつたのにたいし、二十二年二月徴兵事務條令を改正して各師團隊兵徴集の管區をさだめ、大隊區司令部をこの管區に配置することとしたから、これによつて徴兵事務の完整を期しうることとなつた。かくてその創始以來、いくたの波瀾と曲折を経験し、その貫徹のためにわが軍政當局をして慘澹たる苦闘をくりかへさせきたつた近代徴兵制度は、ここにはじめて近代兵制としての本來のすがたをあらはし、全國民の實生活のなかまかく滲透し、おりこまれてゆくこととなつたのである。^(九)

以上においてわれわれは、改革事業のうちとくに陸軍部面のみをみてきたのであるが、この陸軍改革事業に最後の仕上げをなしとげたものは明治二十三年の憲政實施にほかならなかつた。それにさきだち二十

二年二月に發布された帝國憲法は、わが軍制のいつさいを永久に規定する根元の大綱を明確にした。その第十一條と第十二條とは、兵馬の大權すなはち陸海軍の統帥とその編制および常備兵額の決定とが、天皇御自らにぞくし、いささかも臣下にゆだねられないことを規定した。これによつて明治十一年の參謀本部條例においてはじめて制度的確立をみた統帥權の獨立が、あらためて憲法上の事實として確保されると同時に、さらに統帥權とは一應區別される軍政大權も共に明確に規定されることによつて、ここに各國に類例なきわが國家の一特色が提示されたのであつた。また憲法第十三條は、宣戰・媾和・條約締結等を大權事項として親裁されるべきものと規定し、第三十二條は國民の權利義務についての條規が、陸海軍の法令または紀律に抵觸せざるかぎり軍人に準行するものとなし、もつて、天皇に直隸する國軍の政治的地位をまさらかにしたのである。かうしてわが憲法は、軍事上の決定權を大權主義の原則にてらして規定し、一般の立法や行政事務と區別することにおいて、いささかの疑問の餘地をもつこととなかつた。ただそれらのうち、軍事上の諸事項がいかなる機關の輔弼のもとに行使されるべきかについては、その後若干の問題があつたのである。もちろん陸海軍の統帥權そのものについては、これを全然帷幄機關の權限内におかれたため、問題はなんらおこりえなかつた。總理大臣も國務大臣も原則としてこれに關與するはゆるされず、陸海軍大臣もかれらが軍事參議院に列する資格を有するかぎりにおいてこれにあづかることができるのである。問題とされたのは兵力量の最高決定についての輔弼に關してであつた。この事項が統帥權の範

疇に在るべきか、あるひは軍政事項として内閣も又その輔弼の責に任ずべきかについて種々の異論を生じたため、その後もながく政治問題の對象とされたのであつた。かの軍部大臣武官專任制をめぐる問題の發生もまた、この問題とむすびついて重要な政治的意味をもつたのである。

憲政の實施は、さらに別箇の方面からみるも大きな軍制的意義を有するものであつた。立憲制度の實施に先行することによつてうけざるをえなかつた近代兵制の諸制約が、これによつて一舉にとりはられたことがすなはちそれであつた。立憲制度の出現は、ひろく一般人民をして近代國民として覺醒し自覺せしめることによつて、國軍を強化する偉大な素因をつくるに至つた。國民としての權利と義務とへの覺醒は、もちろん國防ならびに兵役義務觀念の普及強化とむすびつくものであつた。國民と軍隊との精神的結合は、ここにおいてよりいつそつよめられるにいたつたのである。他方で憲政實施によつて徴兵制度そのものは、はじめ近代兵制としての實質的性質をあたへられ、立憲制度下の固有なる意義のものとして確立されるにいたつた。いまや徴兵制度ならびにそれに立脚する軍制機構は、國民の政治的權利と義務とへの自覺、一般知識の向上、國民教育の普及、自治能力の増進等々とあひ呼應して、眞にゆるぎなき發展のみちにつくことであらう。

以上にみてきたのは主として陸軍軍制の分野であつたが、これにたいして海軍のそれはどうであつたか。海軍分野の改革は、それ自身もつ特殊なる性格と軍事上の傳統と、さらに種々なる環境上の影響等によ

つて、陸軍よりは時間的にちくれて開始せざるをえなかつた。それは陸軍の改革が一應終了した二十四年ごろより着手せられ、二十五・六年につぎつぎと決行され、日清戦争の勃發までには一とほり全局の改革を終了したのであつた。この海軍改革の事業において、陸軍における桂のごとき立役者たるの役割を演じたのは山本権兵衛にほかならなかつた。その強烈なる個性をもつてはやくから頭角をあらはした山本は、次第に海軍部内小壯派の統帥たる地位をしめていつた。かれは目標に突進する大膽なる実行力と巧妙な順應力とをあはせ有した。またひとをみるの比類なき能力と、全體を把握する概括的能力とにめぐまれてゐた。さらにそのあくまで強き自尊心は、不屈の精力によつて充分補はれてゐたのである。かれが小壯派の興望をになつて、高千穂艦長から海軍大臣官房主事の地位にうつつたのは、二十四年六月のことであつた。本省にはいるや、海軍經營の進歩擴張のために一刻もはやく内部的刷新をおこなふの必要あるを痛感させられ、とくに海軍大臣の承認のもとに諸制度改革に關する研究と調査とに着手した。すでに十六年度より實行の途についてゐた海軍擴張計畫は、財政上その他の理由のため累次の計畫變更を餘儀なくせられ、當時なほ遅々たるあゆみをつづけつつある状態であつたから、もしそのままに放置されるときは擴張計畫の前途は暗澹たるものがあつたのである。ことにその停滯の一斑の原因が、部内組織の未整理と放慢に存することは、當時なんびとも否定しうべくもなかつたから、海軍當局としてはなによりもまず諸制度の全面的改革を敢行し、行政と人事の再整理を斷行して、もつて内部の組織的基礎をかためる必要にせまられて

ゐたわけであつた。^(十二)かうした情勢のもとに山本は、着々としてその下準備をおしすすめていつた。

翌二十五年の夏秋の交にいたつて、もはや調査をふはつて成案となれるものやうやく多きをかぞへるやうになつた。ときたままたま政府の行政整理がはじめられる形勢となつたから、海軍當局はこの機會に乘じ、山本が苦心研究調査の結果たる諸成案にもとづき、一氣に改革事業を遂行するに決したのである。かくて海軍省官制の改正をはじめ、制度の全分野にわたる改革案があひついで提出・採用され、それらは二十六年五月より十二月へかけて、順次公布せられていつた。とくにこれと併行しておこなはれた人事の大刷新にあつては、當然山本はごうごうたる非難攻撃の集中されるをまぬがれえなかつた。しかもかれはいささかもこれにひるまず、斷乎として海軍未曾有の大淘汰を決行しつたのである。

この海軍改革の分野においてとくに重要な意味をもつたものは、軍令機關の軍政機關よりの分離の問題であつた。陸軍においてはすではやくより達成されてゐた軍令事務の獨立化は、海軍では種々の經緯のちこの改革時代の終末期にやうやく最後のに實現することができた。それまで海軍參謀部は獨立機關でなく、海軍大臣が各省官制にかかぐる所管事項のほかに帷幄の機務に參し、出師や作戦や海防の計畫に任じ、いはゆる參謀官としての職掌をになふのであつて、その下に海軍參謀部をぞくせしむるといふ一元主義の機構をもつてゐた。^(十三)しかるに改革事業の進行中はしなくもこれをめぐる一事件が突發し、一元主義の放棄を避くべからざるものとしたのである。すなはち二十五年の第四議會は、海軍部内に存する積弊を理

由として軍艦建造費を全部削除するの舉にでたから、政府とくに海軍との正面衝突をひきおこし、つひにかしこくも御詔勅の降下をみるに至り、やうやく些少の修正のもとにこれを通過せしめた。この事件の教訓は、海軍大臣が軍令事項をも管掌するかぎり、いづれは議會の壓力が同大臣を通じて軍令權にもおよぶおそれのあることをさししめした。海軍の軍令機關を陸軍のそれとあなじく獨立させ、議會その他の政治勢力の容喙のそとにおくべきは、かくて緊急の要務となるにいたつた。中牟田倉之助その他海軍上層部の一致により、二十六年五月海軍軍令部條例制定され、ここに海軍の二元組織は實現し、本省よりあらたに獨立した軍令部は海軍參謀機關として陸軍の參謀本部と對等の位置になつこととなつたのである。かうして山本權兵衛は、ちようど桂が大山といふ背景をもつたごとく、西郷從道といふ絶好の背景のもとに縦横の腕をふるひ、日清戦争の直前には改革事業を一應達成して人事行政の全部面にあたらしい配置をなしおはつてゐたのであつた。その後にくきたるものは、かくて大陸への最初の陸海軍の發動にほかならなかつた。^(十四)

(一) 明治二十三年ごろにおける世界の主要國家の陸海軍備の状態をしめせば、つぎのごとくである。

國	別	人	口	數	常備海軍人員對人口數比	歲入額	陸海軍總費對歲入額比
獨	國	四六、八四四、九二六	四八三、九〇九	一・〇%	二三七、二七六 ^{千圓}	一三七、三八四 ^{千圓}	五七・九%
佛	國	三八、一三八、五四五	四九四、八一	一・三	七五一、一三五	二〇一、一八二	二六・八%

國	別	人	口	數	常備海軍人員對人口數比	歲入額	陸海軍總費對歲入額比
露	國	一〇八、八四三、一九二	九一八、〇〇〇	〇・八	六七一、三七一	二四七、六三六	三六・九%
埃	國	三七、八八二、七二二	三一三、三〇九	〇・八	一六九、五七九	六五、八三六	三八・八%
伊	國	三〇、二六〇、〇六五	二九五、〇〇〇	一・〇	三七八、一三七	八四、五三四	二二・四%
英	國	三五、二四一、八二八	三〇六、八九八	〇・九	六六〇、三六七	二一七、三二八	三二・九%
米	國	五〇、四四五、三三六	三九、一七四	〇・一	三七七、〇〇〇	六五、〇〇〇	一七・二%
清	國	四〇二、七三四、九七七	一、四六九、二五〇	〇・四	九九、二二二	三六、三七九	三六・七%
日	本	三九、〇〇〇、〇〇〇	六七、一八八	〇・一	八四、七四六	二四、五五〇	二九・〇%

(栗原亮一著「軍備論」明治二十五年刊により作成。)

(二) 明治十七年より實行に着手された陸軍擴張計畫は、その後騎兵の聯隊編制が大隊編制にあらためられる等若干の改定をうくるにいたつたから、結局その最終目標とするところはつぎのごとくとなつた。

- イ、歩兵 二八聯隊 (三大隊・四中隊編成)
 - ロ、騎兵 七大隊 (三中隊編成)
 - ハ、砲兵 七聯隊 (三大隊・二中隊編成)
 - ニ、工兵 七大隊 (二中隊編成)
 - ホ、輜重兵 七大隊 (二中隊編成)
 - ヘ、屯田兵 歩兵四大隊及騎・砲・工各一隊
- しかるに二十一年師團編制がしかれたころの實兵力は、いまだつぎのごとくであつた。
- イ、歩兵一四旅團 士官以上 一八四四 下士卒 四二七四七
 - ロ、騎兵 二大隊 同 三九 同 七三六

ハ、砲兵	七聯隊	同	三〇〇	同	四〇三五
ニ、工兵	一大隊	同	九八	同	一七八六
ホ、輜重兵	六大隊	同	八二	同	一六四九
ヘ、屯田兵	三大隊	同	五	同	一五〇九
ト、其他	一中隊	同	六五	同	一四八三
チ、合計		同	二四三三	同	五三九四五

(陸軍省編「陸軍沿革要覽」による。)

したがつてこの後、騎・工・輜重各兵の缺隊が充實されていつたのであつて、二十六年の日清戦直前にはこの擴張計畫は美事に完成し、平時總人員六萬三千三百六十八人が整備されてゐたのである。

(三) 「以上述ブルが如クナルヲ以テ日本陸軍高等司令官司ノ建制法ニ關シテハ申述ベキモノ左ノ如シ。

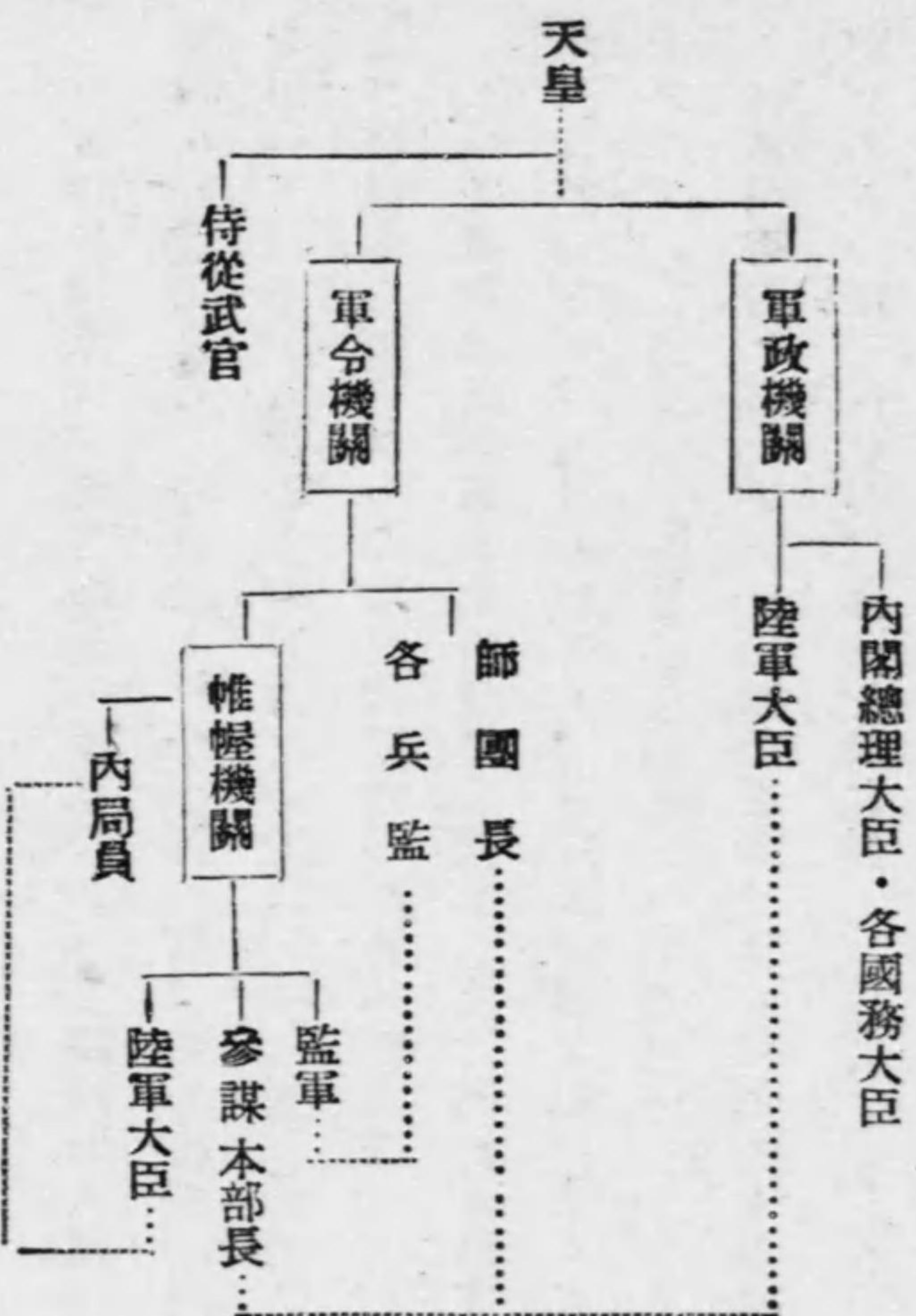
陛下一名ノ監軍ヲ勅任セララルルヲ嘉シ賜ハバ、之ヲ陸軍卿參謀本部長ト並立セシメ、三官ヲシテ 陛下ノ最高等陸軍參議官ヲ組織セシムベシ。」「將校等ノ人事異動ニ關スル都テノ進呈上申並ニ凡テ 陛下ノ裁下ヲ仰グベキ事ハ最高等陸軍參議官之ヲ檢査スベシ。參議官ハ上文ニモ記述セルガ如ク、陸軍卿參謀本部長監軍部長ノ三官ヲ以テ組織ス。」(メッケル案「日本陸軍高等司令官司司建制論」「秘書類纂・兵政關係資料」所收、八〇、八二頁)

(四) 「故ニ委員ハ我軍頭尾大小ノ比例其當ヲ得、隸屬ノ法其宜ニ適ヒ、現今職制ノ根本ニ大異動ヲ生ズルコトナキヲ旨トシ、目下實行シ易キノ制ヲ考ヘ、嚮キニ諸條例改正案ヲ進達セリ。然ルニ今又メッケル氏ノ考案ニ付キ監軍ヲ置クモノトシテ取捨折衷シ別案ヲ立ツ、大意左ノ如シ。

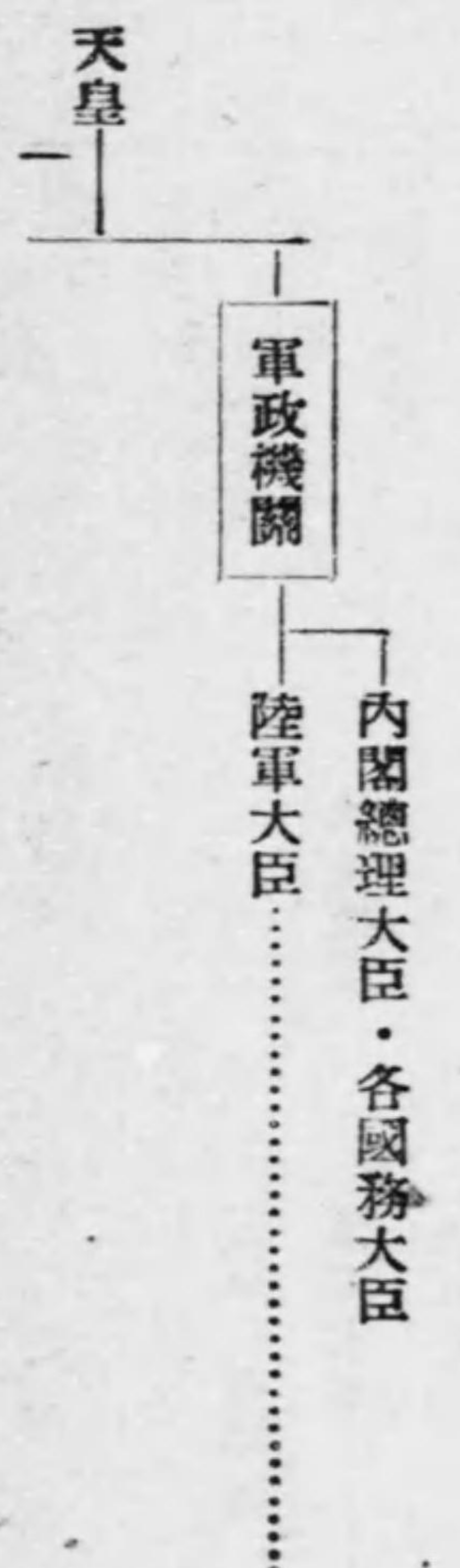
軍制ノ要ハ軍政軍令教育ノ三大綱ニ在リ。軍政ハ陸軍大臣、軍令ハ參謀本部長、教育ハ監軍ノ專任ニシテ、共ニ、陛下ニ隸ス。又入テハ陸軍參議官トナリ、帷幄ノ議事ニ參與ス。而シテ陸軍大小ノ官僚ハ各其管掌ノ區分ニ從ヒ皆三

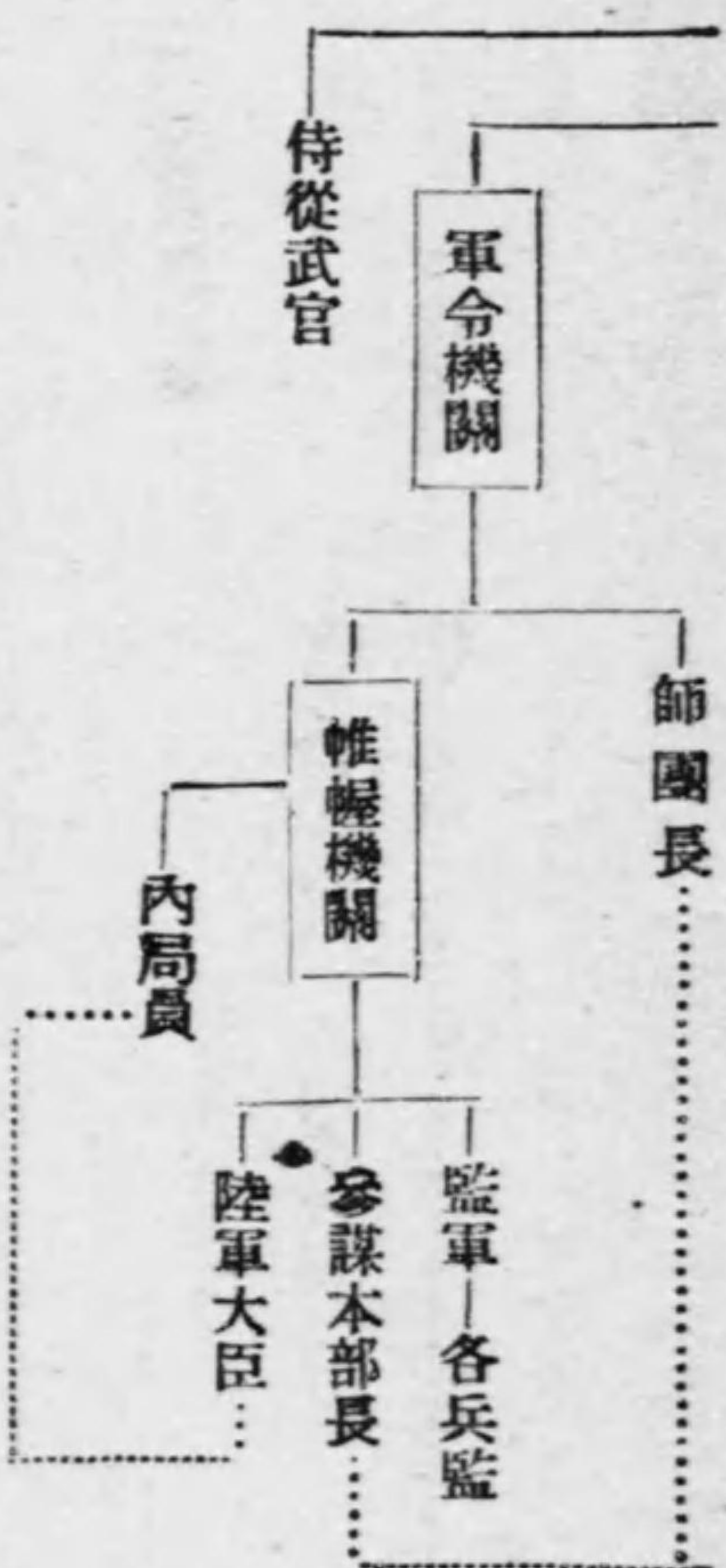
職ノ下ニ屬セシム。」(制度取調委員案「メッケル少佐ノ司建制ニ就テ」「秘書類纂・兵政關係資料」所收、九四頁)

一、メッケル案



二、委員修正案





(五) 「當時の陸軍は、丸で薩長の陸軍である。薩長の間は、一體に昇進も早い。要職をも占める。他府縣のものとは非常の相違である。それはドウかと言へば、苟も薩長の肩書あるものは、學術も何にも出来ぬものでも、立派に書付を拵へて行くから、お上の方はソレでズン／＼通るのである。此情實本位を打破して、實力本位、人物本位の陸軍となさねばならぬ。ソレには三部鼎立の教育本部を設けて、將校の銜銜を此れに一任するのが、最も必要である。

ソコで我輩は此陸軍改革の意見を提出した。何れも御尤も／＼と言ふばかりだ。誰も反対するものはない。ところが三日経つても、四日経つても、更に片が付かぬ。ソレも其咎、若し此れが實行されては、薩長の大打撃であるからである。」(三浦親樹「觀樹將軍回顧録」一七五頁)

「藩閥勢力の盛大を今日に極むるは、世人の明許する所、而して陸海軍は即ち藩閥の本管なり、要塞なり、陸海軍將官の五分の三は薩長二藩の出身に歸し、陸軍佐官四分の一は山口に、海軍佐官大半は鹿兒島に占領さる」(國民之友) 曾我祐準著「日本國防論」一二四頁)

なほ當時の陸海軍人出身別をしめせば、つぎのごとくである。

調査年月 類別 總數 山口・鹿兒島出身 同比率

明治二十一年七月一日	陸軍將官	四五	二六	五七・八%
同	陸軍佐官	三二二	一〇一	三二・四%
明治二十一年五月一日	海軍將官	一六	八	五〇・〇%

(前掲「日本國防論」一一六―七頁により作成。)

(六) 「凡ソ將校ノ進級黜陟ハ軍政ノ要典ニシテ、百事ノ興廢ハ一ニ其當ヲ得ルト否トニ關ス。故ニ將校ノ進級轉免ノ調査ハ最モ公明ニシテ鄭重ナラザル可ラズ。仍テ左ノ三官ヲ以テ會議ヲ組織シ、協議ノ上、上裁ヲ請フノ制ト爲サンコトヲ欲ス(但教師メツケル氏ノ説ヲ採用ス)

陸軍大臣
參謀本部長
監軍

理由

一、我邦ニ於テ陸軍省ハ佛蘭西ノ如ク軍事ノ最上官廳ニアラズ、故ニ將校ノ進退黜陟ヲ陸軍大臣一人ノ掌握ニ歸ス可ラズ。

一、獨逸國ニ於テハ將校ノ人事ハ國帝ノ親裁スル所ニシテ、陸軍内局アリテ將校ノ履歷簿ヲ所持シ奏薦ヲ掌ルノ典ナリ。我邦ニ於テハ 天皇陛下軍政ヲ親裁シ玉フノ日猶淺キヲ以テ前條ノ會議ヲ組織スルヲ要用トスル者ノ如シ。」(參謀本部「參謀本部ノ意見ノ大要」「秘書類纂・兵政關係資料」所收、一〇―一二頁)

(七) 「而シテ適任ノ豫備將校ハ學識アル壯年ト、官吏トナレル壯年ニアラザレバ得ベカラズ。自餘ノ身分ノ者ハ所要ノ教育ヲ缺キ、又ハ司令ニ不適任ノ習慣風俗アリ。然ルニ今日學生ト官吏トハ平時兵役ヲ免除セラルルノ制規ナルヲ以

テ、此特典ヲ廢シ、眞正ノ一般服役法ヲ實行スルハ寔ニ切要ト云ベシ。」「日本ニ在テハ上等ノ教養ヲ受ケタル官吏醫師工家等ハ稍々少數ナルヲ以テ、諸省ニテハ稍々學力アル少壯ヲ成ルベク速ニ使用スルノ必要アリ。一般服役ヲ施行スルトキハ一年程之ヲ遅延シ、又其少壯モ豫備後備役年限中若干回暫時陸軍ノ勤務ニ服サシメザル可ラス。是レ甚ダ困難ノ犠牲ナルガ如シト雖ドモ、軍ノ能否ト國家將來ノ隆替トニ關スル所ノ甚ダ大ナルニ想及スルトキハ、誠ニ此事タルニ過ギズ。」(メツケル案「一般ノ服役ヲ日本ニ採用スルノ必要」「秘書類纂・兵政關係資料」所收、一〇四、一〇七頁)

(八) この軍制改革當時の日本の徴兵状況と、ローン改革當時のプロシヤの徴兵状況とを提示し、さらに兩者を比較すればつぎのごとくである。

一、明治三十一・三十二年日本徴兵状況

類別	二十一年度		二十二年度	
	二十歳 前年送 志願者	三六二、八一八 六三、五四一 一、四八七	三〇九、二三四 五〇、六六四 四五九	類別
陸軍 現役	陸軍 現役	一九、八六七	一八、四七七	陸軍 現役
	同 豫備	八六、七四四	七四、三七二	
海軍 現役	同 豫備	二五〇	三〇五	海軍 現役
	同 豫備	一〇九	一八九	
第一 豫備	第一 豫備	九	九	第一 豫備
	合計	一〇六、九七九	九三、三四三	
國民兵編入	國民兵編入	一〇九	七九四	國民兵編入
	入營延期不參	一〇四、〇〇四	五三、七六六	
徵集猶豫及延期	徵集猶豫及延期	三三、九六二		徵集猶豫及延期
	先入兵不參			

類別	二十一年度		二十二年度	
	二十歳 前年送 志願者	三六二、八一八 六三、五四一 一、四八七	三〇九、二三四 五〇、六六四 四五九	類別
陸軍 現役	陸軍 現役	一九、八六七	一八、四七七	陸軍 現役
	同 豫備	八六、七四四	七四、三七二	
海軍 現役	同 豫備	二五〇	三〇五	海軍 現役
	同 豫備	一〇九	一八九	
第一 豫備	第一 豫備	九	九	第一 豫備
	合計	一〇六、九七九	九三、三四三	
國民兵編入	國民兵編入	一〇九	七九四	國民兵編入
	入營延期不參	一〇四、〇〇四	五三、七六六	
徵集猶豫及延期	徵集猶豫及延期	三三、九六二		徵集猶豫及延期
	先入兵不參			

(陸軍省編「陸軍省第三回統計年報」八八—九〇頁による。)

二、一八六一年プロシヤ徴兵状況

類別	二十一年度		二十二年度	
	二十歳 前年送 志願者	三六二、八一八 六三、五四一 一、四八七	三〇九、二三四 五〇、六六四 四五九	類別
陸軍 現役	陸軍 現役	一九、八六七	一八、四七七	陸軍 現役
	同 豫備	八六、七四四	七四、三七二	
海軍 現役	同 豫備	二五〇	三〇五	海軍 現役
	同 豫備	一〇九	一八九	
第一 豫備	第一 豫備	九	九	第一 豫備
	合計	一〇六、九七九	九三、三四三	
國民兵編入	國民兵編入	一〇九	七九四	國民兵編入
	入營延期不參	一〇四、〇〇四	五三、七六六	
徵集猶豫及延期	徵集猶豫及延期	三三、九六二		徵集猶豫及延期
	先入兵不參			

他區域へ移轉	八二、二一六
神學者	一、六三八
合計	四〇九、六一八
總計	五六五、八〇二

(一八六三年プロシヤ下院軍事委員會に於る一八六一年度徴兵に關するフォン・ローンの報告による。)

三、日普徴兵狀況比較

日本・明治二十年度

プロシヤ・一八六一年度

類別	人	百分比	類別	人	百分比
陸海現役	三四、二六四	四・四	現役徴集	七九、五九四	一四・一
陸海豫備役	一六六、八〇一	二一・四	豫備役編入	七六、五九〇	一三・五
徴集猶豫	二〇九、一二二	二六・九	一年猶豫	二三〇、二三六	四〇・七
疾病他除役	三〇三、九四八	三九・一	不合格免除	一八、三二三	三・三
逃亡不參	六二、四三八	八・〇	逃亡不參	六六、七三〇	一一・八
其他	一、三九九	〇・二	其他	九四、三二九	一六・七
合計	七七七、九七二	一〇〇・〇	合計	五六五、八〇二	一〇〇・〇

(九) わが國徴兵令の變遷を一覽表としてしめせば、つぎのごとくである。
但、日本の分は便宜上、二十年度第一次・第二次徴兵(二年分)の合計數を掲ぐ(陸軍省第一回統計年報)。プロシヤの分は前出數字。

一、服役年限	六年一月發布	十二年十月改正	十六年十二月改正	二十二年一月改正
--------	--------	---------	----------	----------

常備軍 三年 第一後備軍 二年 第二後備軍 一年 國民軍(七ヶ年服役者以外、十七歳ヨリ四十歳迄ノ男子)	常備軍 三年 後備軍 四年 國民軍	常備兵役(現役) 三年 後備兵役 四年 國民兵役 五年	常備兵役(現役) 三年 後備兵役 四年 國民兵役 五年 (海軍、現役四年 年豫備役三年)
二、免役制(猶豫制・延期制) 身長五尺一寸未滿者。不具廢疾者。官吏。海陸軍生徒。官公立學校生徒。外國留學者。醫科學生。戶主。嗣子。承祖ノ孫。獨子。獨孫。徒以上ノ罪科者。父兄ニ代リ家ヲ治ムル者。徴兵在役中の兄弟。	終身免役。國民軍ノ外免役。平時免役。一年間徴集猶豫等に細別し、免役の機會を制限す。	不具廢疾による終身免役の外免役制全廢。家事事情その他條件はすべて猶豫制とし、その猶豫條件も若干制限す。	家事事情による猶豫制を全廢し、その他の猶豫も多ク延期制とし、殘りの猶豫條件も限定して徴集を確實にす。
三、代人制 代人料二百七十圓上納者ハ、常備後備兩軍ヲ免ズ。	本年徴兵ニ當ル者免役料金二百七十圓ヲ、平時免役ニ當ル者金百三十五圓ヲ、外免役ナル場合ハ國民軍ノ外免	廢止。	同上。
四、志願制 無し。	無し。	現役志願制及一年志願兵制(但幹部養成に非ず)新設。	六ヶ月現役兵制及幹部養成一年志願兵制新設。

(十) 「軍隊ノ編制及常備兵額ヲ定ムルコトヲモ、天皇ノ大權タラシメタルハ、我カ憲法ノ一特色ナリ。……假リニ軍隊ノ編制及常備兵額ヲ定ムルハ、之ヲ統帥ト區別スルコトヲ得ルトスルモ、若シ之ヲ分離スレハ、統帥權ハ實際其ノ用ヲ爲ササルニ至ル、我カ憲法ハ特ニ陸海軍ノ編制及常備兵額ヲ定ムルコトヲモ、天皇ノ大權ト爲シ、統帥權ヲ完

カラシメタリ。」(上杉憲吉著「新稿憲法述義」六二六―七頁)

(十一) 憲政實施、國會開設への要求が、とくに徴兵令や愛國心との相關において強調された一例をしめせば、つぎのごとくであつた。

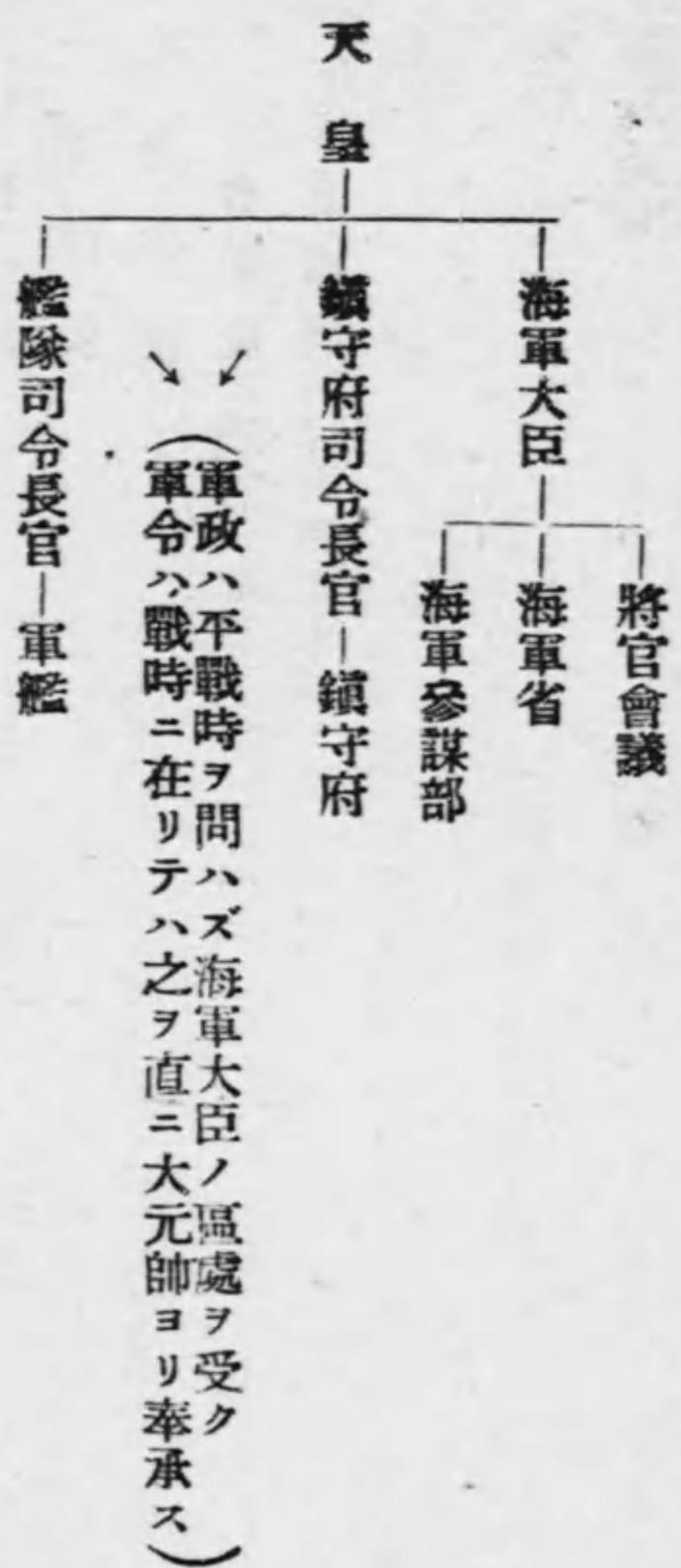
「……廢藩置縣ノ舉アリト雖トモ國家ハ結合一致スルノ實ナク、徴兵令ノ發行アリト雖トモ人民ハ參政ノ權ヲ得ルニ至ラス、地券ノ發行アリト雖トモ租稅ノ徵收ハ政府ノ專裁ニ出テ、士ノ常職ヲ解釋シテ四民同一ニ歸スルノ名アリト雖トモ全國ノ人民ハ愛國ノ心ヲ減削シ、左ニ教育ノ法アルモ右ニハ人智ヲ抑束スルモノナキニ非ス。……須ク國會ヲ開テ人民ニ參政ノ權利ヲ與ヘ以テ愛國ノ心ヲ長セシメ、自由ヲ許シテ十分ノ能力ヲ發展セシメ以テ文明ナル所ノ本原ヲ養ヒ以テ開化ナラシムルノ基本ヲ起サスンハアルヘカラス。」(明治十二年十一月「國會開設ノ願望致スニ付四方ノ衆人ニ告クルノ書」「明治文化全集・第二十二卷」所收、五五一頁)

(十二) 明治二十四年、海軍大佐伊地知弘一より海軍大臣に提出した海軍組織の改正意見書に云ふ――

「仰ギ希バ先輩ノ士能ク嚮導シテ精神ノアル處ヲ訓ヘ盡サザランヤ。今日ノ實際ヲ察スルニ、却テ反シ自己ノ責任モ他ニ放逸スルノ觀アルガ如シ。之等ヲ能ク考察スレバ人物其重任ニ堪ヘザルガ故、遂ニ窮屈ノ情ヲ發生スルモノノ如シ。實ニ遺憾ナラズヤ。」以上開陳スルニ趣旨ハ皆悉ク我海軍諸般ノ教育其當ヲ得ザルヨリ出ヅルモノニシテ、之レ最モ我國民ノ教育ノ度合ト、海軍ノ志操ニ薄弱ナルニ依ルト確信セリ。「聞ク今日ノ海軍教育ハ大ニ文弱ニ流レ、精神ノ養成實地ノ練磨ハ遙カニ退歩ノ實況ヲ現ハシタリト。之レ如何ナル理由ゾヤ。」……海軍行政ノ運轉確實ナルヲ得ルトスレバ、會計法ヲ改正セザル可カラズ。……今日ノ會計法ニテハ充分海軍ニ實力ヲ盡スノ道ナキ而巳ナラズ、或ハ軍機ヲ誤マルノ恐レナシトセズ。實ニ一大事ト云フベシ。今哉海軍整理ノ事ヲ評スル内外共ニ甚シキハ掩フ可カラザル事實トス。弘一モ内部ノ事ハ亦能ク之レヲ知レリ。之レ前陳ノ如ク不整理ナルニ由ラン乎。「行政不整理ノ如キ今日ノ事實ヲ來スハ恐ラク之レヨリ大ナル害之レナシト信ズ。願クバ早く之レヲ改良セラレンコトヲ。」(伊地知

弘一「組織改正意見書」「兵政關係資料」所收、一六〇頁以下)

(十三) 當時の海軍の一元主義の機構を圖式でしめせば、つぎのごとくである。



(十四) 海軍改革の前後に於ける擴張計畫の推移を數字的に概説すれば、つぎのごとくである。

イ、最初十六年二月に、川村海軍卿は向ふ八ヶ年間の新艦製造計畫を稟議して裁下を得たが、その計畫の最終目標、必要新造内容、後の計畫變更までに實現されし分――等々はつぎのごとくであつた。

種別	整備基準(目標)	現有及製造中	差引新造スベキモノ	十六―十八年度ニ製造着手又ハ購入セルモノ
大艦	六隻	一(扶桑)	五	三(浪速、高千穂、敵傍)
中艦	一一	四(金剛、比叡、海門、天龍)	八	五(葛城、高雄、大和、武藏、筑紫)
小艦	一一	五(清輝、天城、磐城、鳳翔、二丁卯)	七	三(愛宕、鳥海、摩耶)
水雷砲艦	一一	一	一一	一
合計	四二	一〇	三二	一一(外ニ航洋水雷艇一隻小艦製造)

口、十六年の八ヶ年計畫は、十八年にいたつて情勢の變化にもとづき改定されることとなり、あらたに甲鐵艦以下九

十二隻新造の大計畫が川村海軍郷より提擧された。しかしこれは財政の關係でゆるされず、海軍省はやむをえず新擴張計畫を作成したが、その内容と實際に實現したものは、つぎのごとくであつた。

種別	計畫隻數	同合計噸數	實現隻數
一等海防艦	二	一一、〇〇〇	一
二等海防艦	四	一六、〇〇〇	三(嚴島、松島、橋立)
一等甲鐵艦	一	九、〇〇〇	一
海岸用甲鐵艦	一	六、〇〇〇	一
一等巡航艦	一	四、〇〇〇	一
二等巡航艦	二	五、〇〇〇	一(八重山)
三等巡航艦	二	三、五〇〇	一(千島)
一等報知艦	二	五、〇〇〇	一(赤城)
二等報知艦	四	一、六〇〇	一六(各五三噸)
一等砲艦	二	三、〇〇〇	一
二等砲艦	六	九〇〇	一
一等水雷艇(現有一隻算入)	一六	三〇〇	一
二等水雷艇(現有四隻算入)	一	三〇〇	一
合計	五四	六六、三〇〇	二二

ハ、二十一年二月にいたり、西郷海軍大臣は、さきの計畫にかへあらたに二十二年より五ヶ年間にわたる艦艇新造計畫を提出したところ、これも費額の都合で一部のみ承認され、實現したものはつぎのごとくであつた。

種別	計畫隻數	同合計噸數	實現隻數
海防艦	一	六、五六三	一

モニター艦 四 八、〇八〇
 巡航艦 三 六、三九九
 報知艦 一 七〇〇
 砲艦 六 三、六九〇
 練習艦 一 三、〇〇〇
 水雷艇 三〇 三(七九・八五・八五噸)
 合計 四六 二八、四三二

二、かくて二十三年にいたり、現存および製造中の軍艦は二十五隻、五萬餘噸となつたが、西郷海軍大臣はあらたにこの年、第一期七ヶ年をもつて軍艦總噸數を十二萬噸とする新擴張計畫を作成して提出した。しかしこれまた財源なきためとめられず、やむなくこれを訂正して、二十四年度以降五ヶ年間に五隻新造の計畫をたて、これはすべて承認され、かつ全部實現するにいたつた。これらの内容はつぎのごとし。

種別	二十三年現存及製造中		最小限目標ニ要スル第一期七ヶ年計畫		訂正五ヶ年計畫(實現)	
	隻數	噸數	隻數	噸數	隻數	噸數
甲鐵艦	一	三、七七七	二	一九、〇〇〇	一	一
巡航甲鐵艦	一	一、八三四	三	一八、〇〇〇	一	一
一等巡航艦	三	七、四一八	一	四、五〇〇	一	一
二等巡航艦	二	二〇、七二七	三	一〇、五〇〇	一	一(吉野)三、五〇〇
三等巡航艦	一	一	二	五、〇〇〇	一	一(須磨)二、五〇〇
四等巡航艦	一	一	三	四、五〇〇	一	一

近代軍制の確立

種別	二六年度以降十六ヶ年計畫	訂正七ヶ年計畫五ヶ年で實現
一等通報艦	一	一
二等砲艦	六	一
一等水雷艦	三、八二六	一
二等水雷艦	一	八
小計	二五	二五
一等水雷艇	五〇、九四一	六九、〇〇〇
二等水雷艇	二九	二、〇〇〇
練習艦	一	一八〇
二等運送船	一	二、五〇〇
小計	二九	二、〇〇〇
合計	五四	七五、六八〇

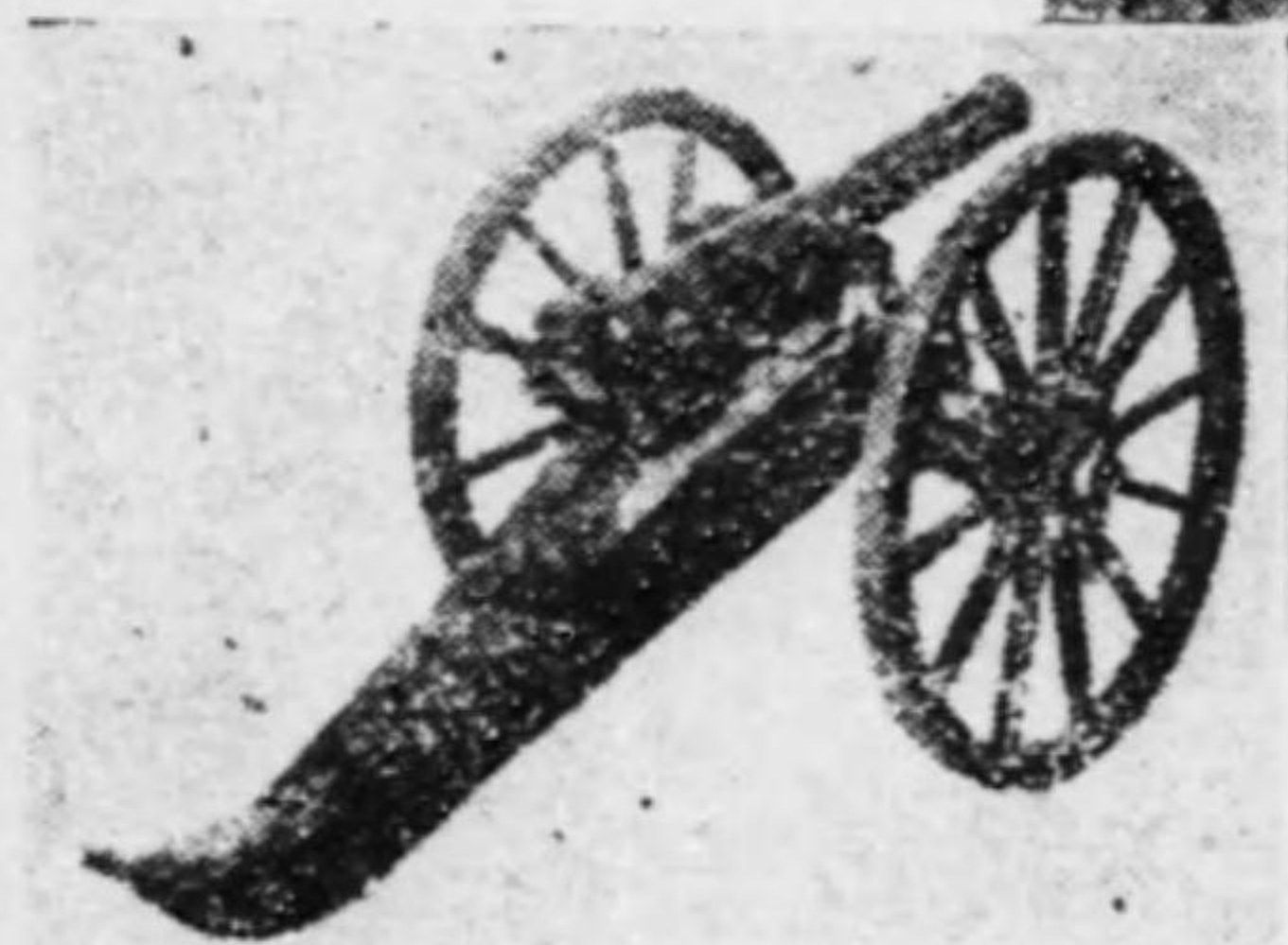
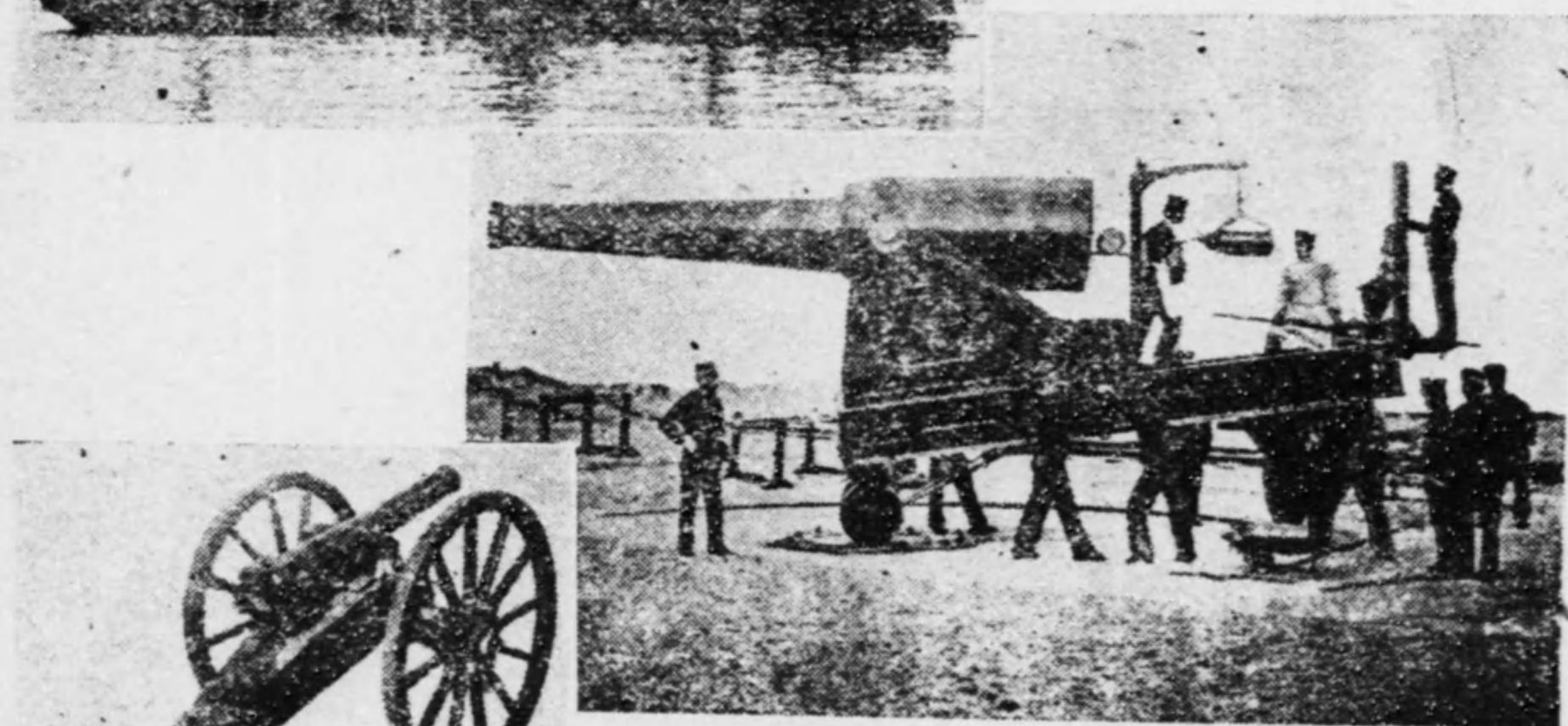
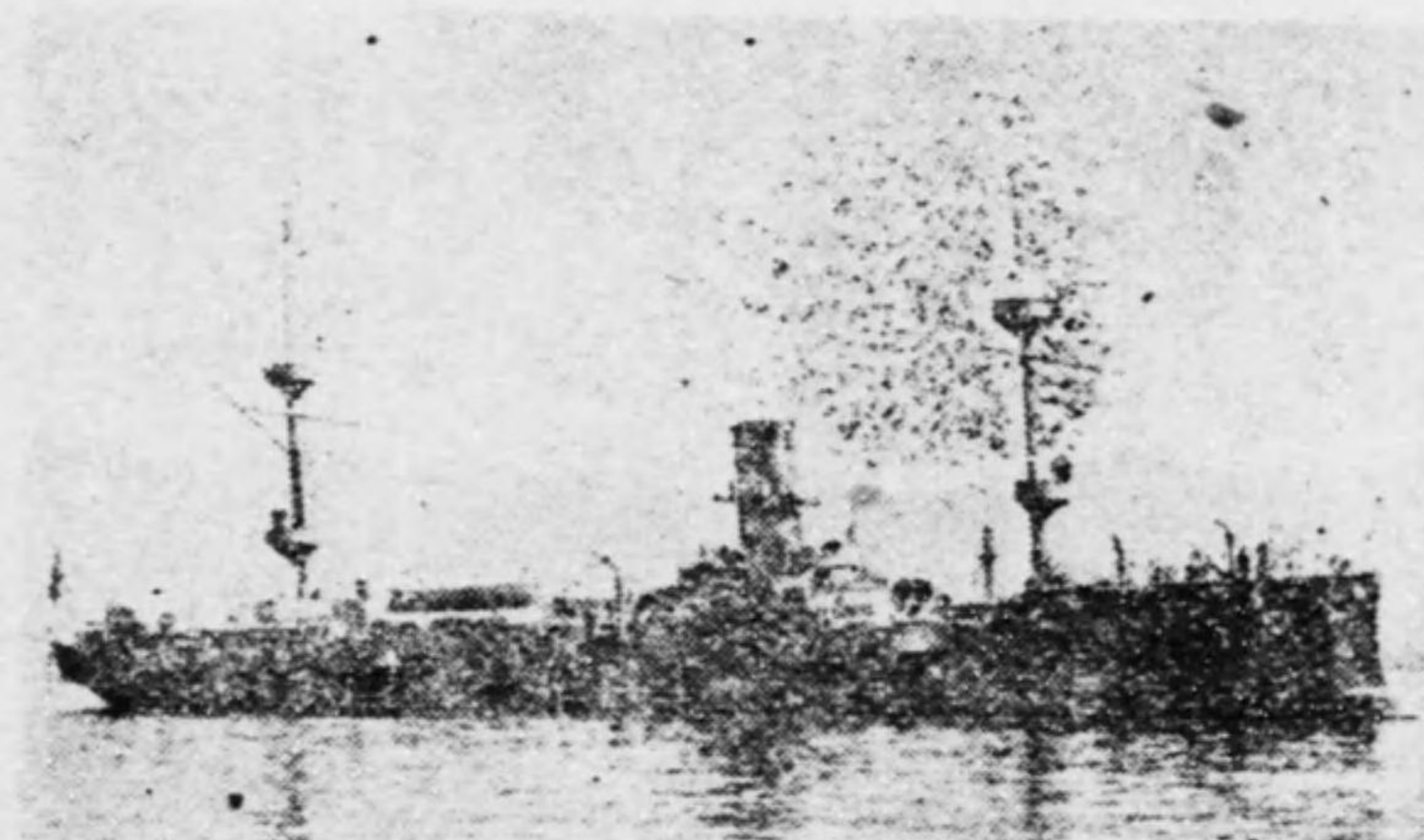
二四八

本、しかるに二十四年度となるや、樺山海軍大臣はあらたに、二十五年度以降九ヶ年間にわたる甲鐵艦以下十一隻、七萬三千九百噸、航洋水雷艇十二隻、一等水雷艇四十八隻の新造大擴張計畫を提出した。閣議はこれを訂正して二十五年以降六ヶ年にわたる巡航艦一隻、報知艦一隻、合計二隻、四千五百噸の小計畫となし、議會に提出したが承認されなかつた。翌二十五年十月、仁禮海軍大臣はあらためて十六ヶ年にわたる最小限十二萬噸目標の新造計畫をたてた。これは全部を一時に實現すること不可能なるため、七ヶ年に互る四隻のみの訂正計畫となし、議會に提出、御詔勅降下をみるにおよんで承認された。その進捗中に日清戦勃發したため、二十六―三十二年の七ヶ年計畫を二十六年―三十年度の五ヶ年計畫にあらため、全部完成をみるにいたつた。内容つぎのごとし。

種別	二六年度以降十六ヶ年計畫	訂正七ヶ年計畫五ヶ年で實現
甲鐵艦	四	二(富士八島)二、〇〇〇
一等巡洋艦	四	一
二等巡洋艦	二	一
三等巡洋艦	一	一(明石)
四等巡洋艦	三	一
報知艦	二	一(宮古)
水雷砲艦	三	一
合計	一九	四

(以上各表はすべて、海軍大臣官房編「海軍軍備沿革」大正十一年により作成。)

二 陸海兵器の獨立



兵器獨立の意義と限界——村田銃による軍隊
 裝備完了——連發銃時代と村田連發銃——制
 式野山砲による砲兵裝備完了——海岸砲によ
 る海岸防備の充實——海軍造兵および製鋼技
 術の發達——艦載砲轉換問題——安式砲採用
 の功績——製艦における鐵鋼混用時代——製
 艦計畫における獨立達成——小野濱造船所と
 水雷艇製造——製艦技術發達の要目——兵器
 材料獨立の課題——製鐵製鋼技術の立遅れ——
 歐米製鐵製鋼技術の水準——鐵鋼事業發達
 の急務

(表頁圖版——獨立期の陸海兵器=軍艦高雄と二十
 四センチ海岸砲((中))と七センチ山砲)

陸海軍を通ずる制度上の革新が進行しつつあつたとき、その背後においては生産上ならびに技術上の成
 果が着々としてあげられてゐたのであつた。この二十年前後における軍事技術上の成果によつて、前時代
 より孜々として準備されきたつた兵器の獨立は一應達成されるにいたつた。もちろんここにいふ兵器の獨
 立とは、その原料製出より完成品製造までにいたる完全なる自給自足化を意味するのではなく、またその
 技術水準において國際的に最高水準に達したことを意味するものでもなかつた。しかしそれは國家が一箇
 の獨立國家として自立してゆくに必要な軍隊の裝備を、自らの手によつて美事に達成しえたことを意味す
 るのである。この最初の兵器獨立によつて、陸海軍ははじめて大陸での近代的戦闘や大洋での海上權力角
 逐にたへうる水準的裝備を有することができたのであつた。さればこの時期における軍事技術ならびに兵
 器生産上の諸成果こそ、その後間もなく勃發をみた日清戦争の勝利の基礎をうちかためた有力な要因をな
 したものといひうるであらう。

村田銃といふ優秀な携帯火器を制定したのち、陸軍がそれを全軍に支給しうるにいたつたのは、明治十
 九年のころであつた。これまで技術的設備の強化につとめつつあつた東京砲兵工廠では、十八年度におい
 て一躍製銃高三萬挺をこえる大量生産を實現させることができたから、その翌年には全國の鎮臺兵から外
 國銃を驅逐して、國産銃をもたしめることに成功したのであつた。その後もひきつづき同程度の製出につ

とめたから、二十一年ごろには後備兵からも、従来の携帯銃たりしスナイドル銃を一掃することができた。かうして現役と後備を通じて小銃兵器ははじめて統一せられ、ながいあひだの懸案は解決されて齊一なる軍隊が出現するにいたつたのである。

しかし小銃生産の領域では、これと同時にただちにあらたらしい問題があつてきた。すなはち二十一年にはいるや豫定の村田銃は全部完成してしまつたから、今後その製銃用機械や熟練職工をどうするかの問題が生じてきたのである。十数年の努力によつてやうやく全備することをえたこれらの設備や労働力も、一度作業を廢止するとなると次回に再開する場合には非常な困難をきたすことは明瞭だつたから、その始末はさはめて慎重な考慮を要することとなつた。しかるにたまたま村田歩兵銃の連發銃への改定の問題がこのころうまれてきたため、この技術上の難問も自然に解決されることとなつたのである。だいたい歐米の小銃界でこれまで數種の連發銃が發明されてゐながら、いまだ制式の軍用銃として採用され普及しなかつたといふのも、一にその發射薬の性質に制約されたがためであつた。従来の黒色薬をもちひるかぎり、連續射撃において銃煙の散滅するひまがなく、目標をおぼつて照準を非常に困難にするため、結局その射撃の命中率では連發銃が單發銃におとるといふ奇現象が生ずるのである。それで無煙火薬の發明が、連發銃普及の根本要件として要請されてゐたのであつた。この課題は明治十七年フランスのヴィエイユがはじめて弱綿薬と強綿薬との混合薬から無煙火薬をつくりだしたことによつて解決され、フランス軍部がこれ

をただちに小銃装薬として採用、十九年にルベル連發銃を制定した。ひきつづき二十一年には、ドイツとオーストリーとがマンリッヘル連發銃を採用し、イギリスでは同年リー・メットフォード連發銃を採用した。當時その設備を全備状態にたかめてゐたわが陸軍製銃界が、この形勢にいちやく注目したのは當然であつた。かのフランスの最初の無煙薬は、すでに十七年の大山一行歐洲巡視のさいに少量の贈與をうけ、歸朝後これを陸軍砲兵會議に交附して研究せしめつつある状態であつた。村田經芳はフランス陸軍が最初の無煙薬利用の小口徑銃を制定した十九年から主任となつて連發銃の試製をはじめ、苦心ののち二十年末にほぼ成功し、翌年よりこれを砲兵會議の審査にかけうるやうになつた。この年砲兵會議の實驗室でも、やうやく無煙火薬の研究に成功し、少量ながらもかく製出ができるやうになつたから、早速この試製火薬を小銃装薬として利用したのである。翌二十二年にこの銃は軍用銃として制定され、村田連發銃とよばれることとなつた。これによつて製銃設備も漸次連發銃製作の方向に編成がへをおこなはれ、他方で無煙薬の大量製出のため、機械の輸入その他技術上の準備が開始されていつた。日清役にはこの村田連發銃と十八年式銃とがあはせもちひられたのである。連發銃そのものは、その機構が前床彈倉式であつたことから日清戦後ただちに改定をまぬがれえなかつたのであるが、しかしこの採用問題の事實のなかに、わが陸軍造兵技術の急激な發達の例證を、われわれはみとめることができるであらう。

小銃の生産にたいして火砲生産を擔當した大阪砲兵工廠においても、種々の技術的準備を経て、十七年

ごろには本格的な製造を開始しうるやうになつたから、まず制式野山砲の製出をはじめた。その完成せるものより逐次全國の砲兵聯隊に配附してゆき、だいたい十九年から二十一年へかけて舊制野山砲との交換を完了した。かうして歩兵裝備の充實と對應しあつて、野戰砲兵隊の兵備もまた完全にすることができたのである。^(三)これら野山砲の製出とくらべて、はるかに困難をきたしたのは中口径以上のいはゆる海岸砲の製出であつた。當時の技術状態ではこれら火砲の生産は無理なのであつたが、陸軍當局は海岸防備の重要性その他の事情にもとづき、斷然これが國內生産を開始せしめるに決したのである。^(三)もちろん鋼鐵材料を使用することはできなかつたから、すべて鑄鐵製または壓搾式青銅製とするのほかはなかつた。その種類や製法は、前にのべたごとくイタリーからの雇教師グリオ砲兵少佐の意見により、イタリーの制式にならふこととなり、明治十七年度から同少佐指導のもとに試製をはじめた。口径十二センチから二十八センチにいたる七種類の海岸砲が、試製をおはつたのは二十年ごろであつた。ここにあらためてその制式を決定することとなり、同二十年海岸砲制式審査委員が任命され、右委員たちは慎重審議の結果四月にいたつて七種類の試製砲から一種をのぞき、別に未製の一種をくはへて覆申した。この追加された二十七センチ鑄鐵加農は、大阪の工廠では設備不足のため製作が不可能であつたから、當分のあひだフランスに注文し、その他の六種類はすべて同工廠で整備することにきまつた。しかるにこれよりさき三月十四日に、海防費に關して 詔勅下り、三十萬圓をその費の一端として下賜されることとなり、これに應じて献金するもの

あひつき、その總額約二百十四萬圓にたつしたから、これを製砲費として海岸諸砲を製造、國防主要點にそなへる計畫がたてられたのである。この計畫にもとづき、明治二十年度より二十五年にかけ、大阪工廠において各種あはせて二百十門の火砲が製出され、これに輸入火砲二門をくはへて全國の要塞砲兵に配附されるにいたつた。^(四)野戰軍の裝備とならんで、戰爭に應ずる海岸防備の兵器もまたここに充實をみるにいたつたのである。

海軍造兵事業もまた、この時期にいちじるしい發達ぶりをしめた。造兵技術中最も重要でかつ困難な製鋼技術の方面にはやくから手をつけてゐた東京の造兵廠では、十八年末から十九年へかけて三門の七センチ半クルップ砲を鑄造したが、これらわが國で製出された最初の鋼鐵砲にほかならなかつた。十九年十月には、また自製鋼楯にたいする最初の侵徹試験をおこなつて、良好な成果をおさめることができた。翌二十年にはいるや蒸汽原動機を増設し、新兵器の製造に必要な機械を設置し、とくにその製鋼爐の改造により燃料を節減して鑄鋼の品質をたかめることに成功したため、内容は一段と強化されてあつた。面目一新したかの威があつた。それで翌二十一年には、軍艦葛城、大和、武藏等に備装するためのノルデンフェルト砲砲身、各種の鋼製砲架、十二センチ砲鋼鐵榴彈等々の鑄造を達成して、その製鋼事業は堅實なる發展の機運にひかふこととなつた。二十二年にははじめて三十七ミリと四十七ミリとのホッチキス速射砲鋼材の鑄造を開始し、二十三年には各種の大口徑彈丸を製造しうるにいたつた。二十四年には十四インチ

魚形水雷二個を創製し、翌年にはさきに開始した重四十七ミリ速射砲二門を竣工させて、その發射試験に好成績をおさめたから、翌年へかけてホツチキス速射砲三十餘門を一舉に鑄造することとなつた。かうして海軍造兵事業としては、大口径砲の砲身をのぞくすべての鋼製兵器類、すなはち小口径速射砲身、各種の砲架、大中小口径の彈丸・信管・火管・藥莢の類、水雷等々において、一應戦時の要求に應ずるだけの準備をなしたのであつた。

この海軍造兵事業と關聯して、とくに海軍兵器として注意せらるべきものに艦載砲の變更の問題があつた。まへにも述べたごとく、海軍では十一年ごろから艦載砲種統一のため、大口径砲としてはもつぱらクルップ砲を採用するに決し、新造艦にはすべてこれを搭載せしめつつあつたのであるが、このころ突如として艦載砲種の變更問題が前面におしだされてきたのであつた。その原因をなしたものは、國際艦砲界におこつた劃期的轉換の事實にほかならなかつた。これよりさきアームストロング會社のエルデック工場において、ババシニール、アルビニー、ノーブル等一流の技術家たちによつて努力されつつあつた艦砲駐退砲架の改良が、明治十年代のなかごろから顯著な成果をしめはじめ、つひに世界最初の中口径速射艦砲を出現させるにいたつたといふ事實がすなはちそれであつた。イギリス海軍がはじめてエルデック製の十二センチ速射砲を採用して、これを軍艦ハンディに搭載せしめたのは明治二十年のことであつた。その發射試験の結果は壓倒的かつ決定的であつて、この速射砲が十回發射するのに四十七秒しかかからなかつ

たのに比し、舊來の同種の砲では五分七秒を要したのである。その後もひきつづきエルデック工場では砲架や閉鎖装置の改良をおこなひ、他砲種にも速射方式を應用していつた。しかも同時にこのころ、エルダイトといふ優秀な無煙火藥がアーベルらによつて發明され、ただちにイギリス海軍に採用されるにいたつたから、ここに大口径の艦載速射砲としてのアームストロング砲の地位は、國際的に確固不拔のものとなつてしまつたのである。この劃期的事實が、當時新興海軍の意氣もたからかに國際的技術水準への追求を遂行しつつあつたわが海軍造兵界に、いちやく反響をよばないはずはなかつた。二十一年の海軍兵器會議は、果然新造中の諸艦に十二センチ速射砲を備装すべしとの大勢にかたむき、翌二十二年六月つひにクルップ砲にかへてアームストロング速射砲を採用するに決したのである。かくして二十六年竣工の吉野は、わが海軍の外國製軍艦としてはじめて十二センチおよび十五センチ速射砲を搭載し、その翌年横須賀で竣工した橋立は、内地製軍艦としてはじめて十二センチ速射砲を搭載した。技術上のこの敏感なる反映と判断とはまもなく偉大なる歴史的效果をあらはし、日清役の諸海戦においてわが艦隊の中口径速射砲は、敵艦隊の舊式中口径砲を完全に制壓することとなつた。その勝利をみちびいた技術的要素のなかで最大なるものは、じつにこれら十二センチおよび十五センチ速射砲の偉力にほかならなかつたとされるのである。

造兵技術にたいする造艦技術の領域において、前時代をうけつぎ、この時期の主要課題となつたものは

鋼鐵軍艦製造への技術的轉換といふことであつた。その準備事業はすでに十六年度からはじめられてゐたが、十八年にはいよいよ鋼材主用と決し、横須賀の工廠からこの年九月艦體および機關製造に必要な製鐵製鋼技術習得のため、職工三名がクルップ會社へ派遣せられた。しかし當時はいまだ鋼板の製造が完全の域にまでたつせず、これを外板に使用することはあやぶまれたから、翌十九年に起工せる愛宕と高雄の二艦は鋼骨鐵皮の過渡的方法をとることとなつた。この高雄は過渡的な艦體構造ではあつたが、排水量千七百七十四噸の巡洋艦であつて、これまで内地造船所においてつくられた軍艦中最大最強力のものであつたのである。横須賀ではこのころから二十二年ごろへかけて設備の強化につとめ、まず十九年には舊端船工場の肋鐵撓場への編成がへと船臺工場内部の鐵船鍛冶場への編成がへとを遂行し、翌年には三年前から續行中だつた鐵船製造のための機械場の工事を完成させ、同時に第三ドック脇の海岸に据つけ中だつた六十噸クレーンをも竣工させた。その他各工場へ最新の機械類をぞくぞく購入して設置したのである。かくて二十年六月にはじめて鋼製軍艦八重山を起工するにいたり、その後はすべて鋼製艦を製造することとなつた。工場の組織が充實するにいたつた二十二年、フランスの技師ベルタンは契約をとかれ、その後は軍艦の設計も工事監督もすべて日本人の手にうつされ、たとへ外國で製造される場合でもそれらは日本人の手にかからしめることとなつた。生産上ではなほ種々の制約があつたにせよ、技術のこの部面でははやくも自立することができたわけであつた。^(五)

横須賀とならんで、軍艦大和の建造中海軍に買収された神戸の小野濱造船所でも、十八年に鐵製の摩耶を、二十年に鋼製の赤城を、さらに二十二年には鋼製の大島を、それぞれ起工したのである。この大島は、軍艦用汽機として國産縦型のものもちひた最初の艦であつた。だいたい小野濱の設備は小規模であつて、据つけ機械なども大艦の製造に適するものすくなく、ほとんど砲艦や水雷艇の機關製造に適する程度のものであつたから、その後はもつぱら水雷艇の組立ないし建造の仕事にあたることとなつた。二十三年から二十五年までのあひだにクルーズ社製水雷艇五隻の組立工事をなしたが、うち機關四臺は自製であつて最初の國産水雷艇機關であつた。二十五年にはまたはじめて水雷艇を一隻完成せしめたが、これは船體機關ともに内地で建造された最初の水雷艇であつた。これらをふくめて日清戰爭の勃發までに、外國製のもの九隻の組立工事をおこなひ、十二隻をみづから建造した。かくてこの部門においてはすくなくならぬ貢献をしたのである。

いま木造船の廢止以後日清戰爭までに兩造船所で建造された諸艦の内容をみると、その艦材においては鐵骨木皮より鐵製へ、さらに鋼骨鐵皮、全鋼製へと急速な轉換ぶりをしめし、その主汽機においても横型還動二筋二聯成から同直動二筋二聯成へ、さらに同直動三筋三聯成または縦型三筋三聯成へと發展してゆき、汽罐においては鐵高圓罐から鋼低圓罐へと變化し、その馬力では千馬力未滿のものから一躍八千馬力級へ、また排水量でも千噸級から四千噸級へと、いづれもめざましい進歩をしめしてゐるのがみられる。^(六)

もちろんこの當時多くの優秀艦は、これを外國よりあほがねばならぬ實狀であつたとはいへ、なほかかる飛躍的な國內造艦技術の發達が、日清戦争の勝利をみちびく重要な前提條件をつくつたことは、なんびとも否定しえないであらう。^(七)

ところで以上に概観しきつた陸海軍のいつさいの技術分野を、共通に制約し支配する重要な一問題が存在してゐた。それは近代式諸兵器の主要材料たる鐵・鋼製出の問題にほかならなかつた。兵器獨立の究極の目標とするところが、かうした兵器主材の自給にあることはいふまでもないであらう。陸海軍の裝備が結局兵器獨立の程度いかんによつて決定されるものとすれば、この兵器獨立そのものはまた兵器材料の獨立いかんによつて制約されるものといへるのである。この觀點からみると、當時の兵器獨立の性質や内容はどのやうなものであつたか。いかにもわが陸海軍はその裝備を外國輸入の武器に直接依存させることから脱し、大艦のごときをのぞけば一應國內生産の實をあげ、國家として制式の兵器を完備することに成功しはしたのであつた。その期間のみじかさからいつて、これだけでも充分驚歎にあたひする事業ではあつた。しかしひとたびこれら諸兵器の主材料がほとんど外國からの輸入品であつて、國內製品は寥々たるものにすぎないといふ事實に想到するとき、軍事當局としてはとうてい從來の成果にやすんずることのできない立場にあつたのである。當時の軍事生産技術の水準においては、なほ兵器用鐵・鋼材の大半は輸入にたねばならぬ事情なのであつて、かかる輸入材料を日本人の設計にもとづき加工して、兵器としての

の完成品たらしめるといふ點に、いはゆる「兵器獨立」の内容と性格とが存したのであつた。^(八)したがつてそれは本質において、おもに兵器生産の最終工程たる金屬加工ないし機械工作の部面にのみ技術的獨立を達成したものであつて、いまだ兵器生産の基底にまで貫流せる完全な意味の獨立ではなかつた。

かうした官營軍事工業内部における製鐵製鋼の技術のたぢおくれは、國內における鐵鑛資源の稀少といふ自然地理的事情に原因したといふよりは、むしろそれらの技術自體の困難性と製品を容易に輸入しうるといふ便宜性ともとづいたものであつた。このためとくに技術的に至難な製鋼事業のごときは、はやくから兵器材料自給の主義をとつた海軍造兵廠をのぞけば、明治二十二年ごろまで、他のどの工廠でも本格的に着手してゐないといふ状態にあつたのである。このやうな事態がいつまでもゆるされないことは自明であつた。それにこの時期にいたつて、兵器素材を外國に依存することの不利な事實が、やうやく明瞭となつてきはじめた。東京工廠では村田銃の大量生産を實施してはゐたが、その銃身そのものは自製品ではなく、すでに鍛鍊ずみの棒鐵を輸入して、これに穿孔作業をするだけのものであつたから、一朝戦争となつて輸入が杜絶すれば、たちまちその補充がきかなくなるわけであつた。大阪工廠でも、その鑄鐵砲の砲身や野山砲彈丸の銑鐵材料についておなじことがいへるわけであつた。^(九)野山砲のごときは鋼材の制約のため青銅製とせざるをえなかつたのであるから、これを鋼製として世界一流の水準にひきあげようと思へば、なにより製鋼事業そのものを開始する必要があつたのである。海軍の造兵事業においても、やうやく小口

徑砲身を鋼材で自製しうる程度であつたから、大口径砲製出のためには、まだまだ内容を強化する必要があつた。製鋼材料を大量に使用する造船部門となると、ここでは輸入鐵鋼への依存度がきはめて大きかつたそれだけ、これら輸入品からうける影響や制約もまた大ならざるをえなかつたのである。横須賀工廠においては、輸入材料の延着その他の理由のため、しばしば建造艦の作業豫定や豫算の都合まで狂はされるといふ始末であつた。かくてあらゆる點において、官營軍事工業はいまや兵器素材の確保と自給との方向に強力な歩武をすすめるべき情勢にあつたのである。

ところでこの時代に歐米の製鐵製鋼事業は、どのやうな水準にあつたであらうか。ちやうど明治二十年から二十一年へかけて、新興海軍の興望をなへる海軍少佐山本權兵衛は、樺山海軍次官に隨行して歐米一流の製鋼所や兵器工場を見學することができたのであるが、このときかれがみいだしたものはなにであつたらうか。最初にみることでできたアメリカのベスレーム製鋼社では、ベッセマー鋼をもつておもに鐵道材料を製造し、これがため巨大なプラスチック火爐をそなへ、その總馬力三千を突破する強力なるエヤポンブ七箇を有し、毎日製出するところの鋼鐵量は五百噸内外とされ、さらに百二十五噸のスティーム・ハンマーを計畫中といはれた。政府の保護によつて設立されたイタリーのテルニー製鐵所では、クルーゾー式の製鋼法をとり、その鍛冶場に百噸スティーム・ハンマー三臺をそなへ、ここで長さ三メートル、幅二メートル、厚さ四十センチ、重量三十一噸の鋼鐵板を鍛鍊しつつあつた。大口径砲の鋼材や鋼彈を製出する

フランスのサン・シャモン製鋼社では、鍛冶場に八十噸のスティーム・ハンマーをそなへ、一回に百七十噸の鋼鐵を製出しうるシーメンズ・マルチン爐を有し、重量三十五噸の連鋼甲鐵板をばつくりつつあつた。有名なクルーゾー社の大器材鍛鍊所では百噸のハンマーをそなへて多くの砲材をきたへつつあり、クルーゾー全體としては毎日の石炭消費高千五・六百噸にたつするといはれた。イギリスのエンフィールド小銃製造所では、一週間に小銃二千五百挺の大量生産をおこなふことができた。アームストロング社の製鋼部では三千噸の水壓鋸をそなへ、さらに六千噸のものを準備しつつあり、工場原動力は二千におよび、一週間に製出する鋼鐵七百噸といはれた。壓搾式鋼鐵の元祖であつて世界最良の砲材をだすと稱されたウィットウォース製鋼所では、製鋼場にシーメンズ・マルチン爐の四十噸のもの二箇、同三十噸のもの二箇を備へ、一時に百二十噸の鋼鐵をい出すことができ、これを一萬噸より一萬五千噸の水壓壓搾機にかけて鍛鍊するといふ方法をとつてゐた。その使用職工は四千人におよんだ。職工一萬七千人を使用するスコットランド製鋼會社では、十二噸から十八噸までの各種シーメンズ・マルチン爐二十箇をそなへ、一週間に石炭約二萬噸を消費し、製鋼高は三萬噸にたつするといはれた。また職工三千人を使用するキャメル製鋼社では、五千噸の水壓鋸を設備してゐた。イギリスでは一般にはやくも水壓鋸の利用に移行しつつある状態であつたのである。西ヨーロッパと比較すればはるかにおくれたロシアに於ては、そのオブコフ大砲製造所では坩堝式、ベッセマー式、シーメンズ・マルチン式の各製鋼法を併用し、とくにその鍛鍊場には六噸

より六十噸までのハンマー數箇をそなへ、また十噸より十五噸までのシーメンス・マルチン爐數箇を裝置し、それによつて十二インチ五十噸砲以下、各種の火砲を製出しつつあつたのである。

これらの國際製鋼事業ないし造兵事業の内容に對して、わが國のそれはどうであつたか。當時横須賀工廠が有した最大のスチーム・ハンマーは十二噸のものであり、また東京工廠がはじめて小銃製造所において汽鎚作業を開始したのは明治二十八年のことであつた。大阪工廠は二十三年にはじめて裝入量二百疋の製鋼爐をもち、翌年九月これを六百疋にあらためた。横須賀工廠が約五噸のシーメンス・マルチン爐をクルーゾー社より購入して、製鋼事業をはじめたのも二十三年以後のことであつた。またその原料銑鐵の使用においても、このころやうやく各工廠とも、諸兵器素材ないし製鋼原料として輸入銑にかへて釜石銑その他の内地銑鐵を、積極的に利用しはじめたのである。^(十一)これらの事實からいへば、陸海軍の工廠いづれもまだまだ歐米諸國の技術水準とのあひだのふかい溝渠をうづめるべき遠大なる課題を負ふてゐたわけであつた。かくてそれはさたるべき戦争の前提行爲として制度上に遂行された全面的改革と呼應して、ひとまず兵器獨立を達成し、陸海軍の裝備を充實させはしたが、ただちにひきつづきこれを足場として兵器の完全な技術的生產的獨立化をめざす果敢なる急追を開始すべき運命におかれたのである。

(一) 明治二十年における東京砲兵工廠の内容と主要製品とをしめせば、つぎのごとくである。

工 所 別	所 屬 工 場	機 關 數	馬 力 數	職 工 數	主 要 製 品
小銃製造所	鍛工場、機關場、製器場	四	一〇〇	八八五	村田銃、二一、八九七挺
銃包製造所	壓延場、鍛工場	六	一〇二	四九八	村田銃實包一三、四五二、〇〇〇個 村田銃空包五、二〇〇、〇〇〇個
火 工 所	鍛工場	一	三〇	二四七	村田銃雷管四、〇〇〇、五〇〇個
大砲修理所	鍛工場、鑄工場	三	六二	四五九	八珊克砲榴霰彈五、〇〇〇個、七珊半克砲榴霰彈一、五〇〇個、七珊山砲榴彈二、〇〇〇個、被甲銅彈六、〇〇〇個
板橋火藥製造所	—	—	—	—	小銃藥九九、三三〇個、野砲藥一九、九〇〇個、山砲藥一二、一三〇個、拂下藥二五九、七六〇個、褐色藥六、一四七吉
岩鼻火藥製造所	鍛 工 場	一	六	一〇〇	—
合 計	—	一五	三〇〇	二、三一九	—

(「陸軍省第一回統計年報」により作成。)

(二) 明治二十年における大阪砲兵工廠の内容と主要製品とをしめせば、つぎのごとくである。

工 所 別	所 屬 工 場	機 關 數	馬 力 數	職 工 數	主 要 製 品
本 局	建築所	一	一〇	三〇一	—
製 砲 所	鑄工場	二	九〇	二八四	七珊野砲四二門、七珊山砲七〇門、十二珊砲二門、二十四珊白砲一門、二十八珊砲二門
製 車 所	鍛工場、小銃修理所	五	一〇二	四四六	—
製 彈 所	鑄造場、鑄造場	二	二八	二四一	七珊野山砲榴彈二九、五〇〇個、同榴霰彈一〇、〇〇〇個、同霰彈一、〇〇〇個、十四珊白砲榴彈三七個
火 工 所	鍛工場	一	二〇	一八八	綿火藥一、三二四、五二二瓦

合 計 一 一 二五〇 一、四六〇

(前掲「年報」により作成。)

(三) 「……成るべくは海岸砲に至る迄自國で以て造れる限りは製造をしなければならぬ、是は唯實際の便宜上のみならず、國の名譽の上からしても、日本では輕砲、即ち山砲、野砲の如きは自國で造るが、大口徑砲は出來ないで各國から買つて居るといふのは、甚だ國の體面上からも面白くないから、假令全部で無くても、其の中の一部分は日本で自ら拵へた物を以て日本の海岸の防禦に充つるといふ事にしなければならぬといふ斯ういふ論になつた、さり乍ら大口徑の方になりますと、其の製造場の設備といふものが中々小銃を拵へる様な容易い譯のもので無い、それで野山砲の方は早く出來て來ましたけれども、中々海岸砲の如きものは容易に出來なくて、當路の人も非常に苦心をして居りましたのであります。」(陸軍砲兵大佐田島應親述「幕末以降兵制改革實歴談」「砲兵會記事特號」所收、七四頁)

(四) 明治二十五年に全竣した海岸砲の種類と員數とをあげれば、つぎのごとくである。

創製年月	名 稱	方 式	種 別	砲 架	員 數
十九年 五月	一五珊加農	伊國式後裝施綫	裝箍鋼砲	穹窿砲架	一
十八年 一月	一九珊加農	同	裝箍鑄鐵砲	前軸砲架	二
十九年 二月	二四珊加農	同	同	中心軸砲架	二八
十八年十二月	二四珊白砲	同	同	同	三四
十八年 八月	二八珊榴彈砲	同	同	同	一一〇
十七年	一二珊加農	同	鋼砲	攻城砲架	二五
十九年 五月	一五珊白砲	修正伊國式後裝施綫	同	礮式砲架	一一
	二七珊加農	後裝施綫			二

但、一五珊加農は試製のみに止む。二七珊加農二門はフランス製。

(五) 明治二十三年度の横須賀海軍工廠の規模内容をしめせば、つぎのごとくである。
(尾野實信編「元帥公爵大山巖」五二三頁、「明治工業史・火兵篇」八八頁等により作成。)

工 場 別	機關數	馬力數	職工數	就 業 延 人 員
製 鋼 工 場	〇	〇	八〇	二〇、〇四七・六七〇
造 船 工 場	六	九二	九三〇	三九八、三八三・一八〇
船 渠 工 場	一三	一二九	五四二	六四、九六一・六六六
機 械 工 場	五	一四六	五〇九	一四八、二二二・八四三
鍊 鐵 工 場	一	一〇	二〇一	四九、八七三・六九〇
鑄 造 工 場	一	一〇	一六六	四〇、二九八・三五五
製 鐵 工 場	一	三〇	五二〇	一四三、八六四・四九三
船 具 工 場	一	八	一一六	三四、六七二・九六五
合 計	二八	四二五	三、〇六四	九〇〇、三一四・八六二

(横須賀海軍工廠編「横須賀海軍船廠史・第三卷」七〇頁による。)

(六) 木造艦の建造中止後、日清役にいたる内地製軍艦の明細をしめせば、つぎのごとくである。

竣工年	艦 名	横 須 賀 造 船 所	小 野 濱 造 船 所
明二〇	葛 城	鐵骨 汽 機 汽 罐 排水・馬力 木皮 聯成二第一 筒六	鐵骨 汽 機 汽 罐 排水・馬力 木皮 聯成二第一 筒六

なほ陸軍二工廠における明治二十年度の作業材料内外製造別をしめせば、つぎのごとくである。

品 種 別	東京砲兵工廠		大阪砲兵工廠		合 計	百 分 比
	内 國 産	外 國 産	内 國 産	外 國 産		
木 材	三九、四四二	—	五、九三八	—	一〇〇・〇	—
金 屬	一〇一、八九八	八〇、八三一	二一、七〇三	二〇四、〇九四	三〇・三	六九・七
草 類	三三、一六六	一、三三七	一四、七八七	八、六七〇	八二・四	一七・六
木 炭	二〇、〇九〇	—	九、七一五	—	一〇〇・〇	—
石 炭	三一、三五六	二〇、一三三	二一、三五二	四、四二八	六八・二	三一・八
雜	—	—	二二、九三〇	五、二三〇	八二・一	一七・九
合 計	二二四、九五二	一〇二、二九〇	九七、四二五	二二二、四二二	四九・八	五〇・二

(「陸軍省第一回統計年報」により作成。)

(九) 「……兎も角も我が邦に産鐵の不充なる事は、今日に於て確然たる事實と謂はざるへからず、去れはにや村田銃の鐵材も、舶來品を用ひ、大坂に於て鑄造する大砲の鐵材も舶來品を用ひ、山野砲に用ゆる彈丸の銃鐵までも、舶來品を用ふるさるべからずと、」 「……よしや原質の材料には缺乏するにせよ、責めては鍛鍊製造たけなりとも、爲し得らるる丈は、爲し得るの地位に進歩せしめたきものなり、現今に於ては村田銃の銃身さへも、鍛鍊したる棒鐵を、外國より輸入して、我邦に於てなす所は僅に腔穴を鑿つに過ぎずとは、是れ實に残念の至りにして、且つは不用心の至と云ふべし」(國民之友「曾我祐準著「日本國防論」明治二十二年、一〇四頁、一〇五頁)

(十) 明治二十年五月三日「……去ル十七年十一月二十九日愛宕艦ノ製造入費豫算總額金十六萬七千圓ヲ要スル旨上申ノ末工事ニ著手セシカ本年ニ至リ金五萬圓ノ増額ヲ要スルヲ以テ……其ノ原因ヲ調査セシメシニ本邦ハ造船材料ニ乏シ

キ爲メ材料ハ多ク海外ニ注文スルモノナルカ其ノ到着品屢々不良ノモノアリテ引換ヲ要スルモノアリ商人ノ期限ヲ誤ルモノアリ著手後半途ニシテ改正又ハ中止等ノ件少ナカラス且修理艦船ニ緩急アル爲メ新艦使用ノ職工ヲ増減シ又ハ都合ニ依リ殘業ヲ行ヒ又ハ職工ノ工事ニ不馴ナル等種々ノ原因アリテ遂ニ豫算ヲ超過スルニ至リタルモノニシテ……」

明治二十二年八月五日「艦船機械用鑄鋼ハ未タ本部ニ於テ製造ノ途ナク全部歐洲ヨリ輸入ニ仰キ常ニ不便ヲ感シ居ルニ付……」

明治二十五年七月八日「軍艦秋津洲ノ製造工事竣工豫定期限ハ來ル二十五年末ナリシカ本艦製造ニ要スル材料ノ中十ノ八九ハ之ヲ海外ニ仰クヨリ種々ナル事故ノ爲メ延著スルアリ又造船部新築機械工場用『ガーター』等ノ延著ノ爲メ工事ノ進捗セサル等ノ事アリテ到底二十五年中ニ竣工ノ豫定確立シ難キヲ以テ……」

明治二十六年十一月十五日「本部ニテ製造中ノ軍艦橋立ノ船體及機關部製造用諸材料ハ概ネ佛國『クルゾー』社ヨリ購入セシモノナルカ種々ノ事情ニ依リ材料ノ到達延引セシト又去ル二十一年十一月機械工場ノ火災アリテ工事手配ノ都合ヲ失ヒシトニ依リ同船ノ工事豫期ノ如ク進捗スル能ハス……」(「横須賀海軍船廠史・第二卷」三七二頁、「同・第三卷」四九頁、一三九頁 一六一頁)

(十一) 「當工廠ニ於テ從來海岸砲ノ各種彈丸製造ノ爲メニハ伊太利國産『グレゴリニー』鑄鐵ヲ用ヒ來リシト雖凡ソ彈丸製造ノ原料ヲ外國ニ仰クハ策ノ得タルモノニ非サルヲ以テ内國産ノ原料ヲ以テ之レニ代用センヲ希圖スルコト茲ニ年アリ然ルニ本邦陸中釜石ニ産スル鑄鐵……ヲ以テ各種ノ彈丸ヲ製スルニ其理學的性質ト云ヒ器械的試驗ノ結果ト云ヒ毫モ『グレゴリニー』鑄鐵ニ異ラサルノミナラス或ハ此外國品ニ稍々優ルノ證據ヲ得タリ」(大阪砲兵工廠「伊國『グレゴリニー』鑄鐵並本邦釜石鑄鐵ヲ以テ製造セル彈丸ノ比較試驗報告」大藏大臣官房編「鐵考」所收、一四九頁)

「釜石銃ハ……目下ニ於テハ大ニ之レカ使用ニ熟シ總テノ鑄造ニ供用スルニ至レリ……左ニ二十四年度中ニ製造シタル物件ノ重ナル數量ヲ掲ケ以テ參考ニ供ス

- 山野砲彈丸 八萬九千四百五十二個
- 攻守城砲彈丸 九百八十八個
- 海岸砲彈丸 五千〇四十一個
- 二十四珊米加農中心軸砲架一式 拾門
- 二十八珊米榴彈砲々架鑄物 貳拾門
- 諸器械鑄造ノ量 六萬八千二百七十一吉魯四九六」

頁)

「エーチ、レミー會社ノ鑄鋼ハ削等ノ道具ニ適シ代價拾七圓六拾七錢ナリ、クルップ鋼ハ柔軟ナルモノニシテ代價五圓七拾錢ナリ當廠製ノモノハ硬軟ニ因リ高下アリト雖モ前表ニ著ハセル如ク四圓五拾錢以上五圓内外ナリ」(大阪砲兵工廠「シーメンマルチン式ニテ製鋼シタル種類」前掲書所收、二〇六頁)

「横須賀造船所に於いては、……釜石及び仙人山銃と、伯州産の鍊鐵をシーメン・マルチン式の製鋼爐に混鑄して、良質なる軟鋼を得、試に之を軍艦秋津洲及び乙號巡洋艦の船體竝に機關部の構造に使用したり。又、同所に於いて釜石銃と砂鐵鑄のみを以て、軟鋼製造の試験を施行したるに、我が國特有の製鋼法の基礎ともなるべき、有望なる結果を得たり。」(「明治工業史・鐵鋼篇」一四五頁)

「二十五年、松村六郎佛國より歸朝後、『シーメン』式火爐を用ひて、秋津洲主汽機汽笛蓋全部を鑄鋼にて製造し、是れより盛んに鑄鋼材の材料を製出するに至れり。」(「日本近世造船史」三七八頁)

三 日本近代兵學の形成



軍事教育の革新——陸大開校とドイツ兵學の流入——モルトケ流派の國際的地位——ドイツ兵學攝取の二系統——川上操六と田村怡與造——メツケルの教育上の役割——陸大戰略戰術教育の一新——士官學校教育方針の一變——メツケル教育の限界——日本近代兵學建設の課題——川上と參謀本部の建設——理論的任務と實際的作業との結合——田村怡與造の役割——兵學獨立化の傾向と對清作戰準備

〔表頁圖版——近代兵學の建設者たち——田村怡與造

〔左〕と川上操六〔中〕と兒玉源太郎〕

陸軍における制度上ならびに技術上の革新の時期は、同時にそれらに對應する教育上の革新の時代でもあつた。軍事教育の部面もまた、この時期に少年期を脱して、生氣はつらつたる青年期へとはいつたのである。それは從來の狹隘な純戰術教育からはなれて、はじめて本格的な近代的用兵術の教育へとうつることとなつた。かかる質的轉換の直接の契機をなしたものは十六年の陸軍大學校の開校であり、やがてそれにつづくドイツ兵學のとうとうたる流入が、その轉換を決定的ならしめたのであつた。だいたい陸軍大學校の開校までは、主として佛人雇教師たちによつてフランス流の戰術が注入され、士官學校などでもバルテルミーの兵學教程譯本をそのまま教科書として使用してゐるといふありさまであつた。それらの教程の實際的な應用やあるひは戰術單位以上の大部隊の運用等については、教育するにも人間と機關とがそろはない實狀だつたのである。しかるに陸大の開校はかうした兵術教育の低迷をうちやぶる機運をあたへ、ついで十八年三月十八日メツケルへの陸大雇教師發令となつてそれは本格的軌道にのるにいたつた。この部面におけるドイツ兵學の流入は、もちろん軍制改革全般の方向や内容とむすびついてゐるのであるが、しかしなほ兵學それ自體としての内部的理由をも有してゐたのであつた。

これよりさき、普墺・普佛の兩戰役を指導したモルトケの偉大な戰略的業績は、ただにクラウゼヴィッツ以來ながい沈衰のなかにおちいつてゐた近代古典派兵學のかがやかしい復活を意味しただけでなく、ド

イッ兵學流派そのものの世界的地歩の嚴たる確立をも意味したのであつた。モルトケこそはその創始者が體系づけた近代的な軍隊運用の理論と戦争指導の方式とを、その後の變化せる客觀的歴史的條件に適應させることのできた唯一の人にほかならず、かれによつてクラウゼヴィッツの深遠な哲學的論策や原理は、現實の地盤に應用されて美事な實踐的效果をあげたのである。それにかのプロシヤ軍隊の再建者たるシヤルンホルストとおなじく、單なる戰略家であるだけでなく、兵術教育家であり參謀養成者でもあつたこの軍事的天才は、自分が苦心してつくりあげた豊富な參謀團のなかから、無數の優秀な戰略家たちと軍事理論家の群とを輩出させるにいたつた。モルトケがその機構を刷新した參謀本部においては、參謀將校の理論的業務と實踐的訓練とが理想的に統一されてゐたから、ここで養成された多くの人々が、いづれもその師の思想を組織づけ、體系化しようとして企圖したのもふしぎではなかつたのである。かくて普佛戰後には、それによつてプロシヤがドイツ統一の歴史的偉業を完成するをえた二戰役を對象として、無數の戰史的記録や評論や回想録の類が發表されはじめ、その後にはまたより理論的性質をもつた戰略書や戰史研究その他の兵學的著述が公刊されはじめた。わが明治十三年から二十二年にわたる一八八〇年代は、ある意味では近代ドイツ兵學の最盛期であつたといふことができるのである。その實務方面では大モルトケのもとに、過去の戰役にかれが手足となつて活躍したシエレンドルフ、ヴェルディ・ドゥ・ヴェルノア、ブランデンスタイン等がいづれも軍政・軍令の樞機をしめ、理論方面でもこれに對應してブルーム、フォ

ン・デル・ゴルトツ、メッケル、ヨルク・フォン・ワルテンブルヒ、アー・フォン・ボグスラウスキーその他の人たちが、のちに古典的評價を獲得したすぐれた著作をぞくぞくと刊行したのであつた。かうした情勢に當面して、いまやあたらしく近代的軍事機構の建設をはじめんとせるわかきはつらつたる日本陸軍が、ただにその組織や制度、編成や機關等の部面だけにとどまらず、その兵術教育や用兵理論、戰略思想や兵學の主義等においても、ドイツ陸軍より積極的に攝取し吸収せんとしたことは、決して偶然ではなかつたといへるであらう。ところでこの教育上の革新期におけるドイツ兵學の習得については、だいたい二つの主要な系統がみとめられる。第一のそれは、川上操六、田村怡與造、福島安正、伊地知幸介等最初直接ドイツにおいてモルトケやワルデルゼーその他に親炙し、その思想的影響をかうむつたひとびとであり、第二の系統は、東條英教、井口省吾、藤井茂太、松川敏胤等、陸軍大學校にあつてメッケルを通じて、近代兵學の理論と技術とを注入されたひとびとがそれである。そのなかではなによりもまづ、この當時はじめて本格的にドイツ兵學の體系をまなびとつたひととして、のちに參謀本部の基礎を確立した川上と田村とがあげられねばならない。川上操六はすでにのべたごとく歐洲兵制視察からかへつてただちに參謀本部次長に任ぜられ、桂太郎とともに軍制改革の衝にあつたのであるが、その事業なかばの十九年十一月、突如再度のドイツ派遣を命ぜられ、爾後およそ一ヶ年半にわたつてその軍事組織と戰略戰術とを研究することとなつたのである。かれはとくにモルトケを長とし、ワルデルゼーを次長とするドイツの「大參謀本部」

の組織と機能とをしらべ、それと關聯して用兵作戰の原理をまなんだ。この大參謀本部の卓越せる戰爭技術的能力こそ、プロシヤ陸軍をしてつひにヨーロッパ第一等の陸軍たらしめた最大の組織的要因にほかならぬことを、かれはふかく銘記させられたのである。二十年の秋ごろには、すでに戰術の理論と實際にわたつて全般を學了し、その後はもつばら戰術の沿革やプロシヤ軍制の沿革を研究し、最後にいたつてドイツ動員準備の方法とくに許可されて講習したのであつた。

のちにこの川上操六の手足となつて活躍した田村怡興造は、陸軍が將來の擴張に必要な新知識を得させるべく、はじめてドイツ留學のための優秀士官二名を部内からえらんださいのその一人であつた。かくてかれは明治十六年一月「兵學一般研究の爲め」ドイツへ派遣され、その後二十一年春まで丸五年有餘のながきにわたつて滯留を命ぜられ、その間ドイツ軍事學の全分野を研究しつくしたのであつた。かれは最初ドレスデンの聯隊勤務をなし、その後近衛の隊にうつつて陸軍全般に關する組織、編制、戰術、兵器等についてつぶさに調査し、その末期にはもつばら陸軍幹部について軍政方面を研究した。また用兵術においても一方でヨーロッパ戰史についてふかく研究の歩をすすめるとともに、他方ではクラウゼヴィッツの難解な思想のごときを直接把握するにつとめたのである。

これらのひとびとにたいして、ドイツ兵學攝取のもう一つの主流をつくつたメツケルの兵術教育をうけたひとびとはどうであつたか。十八年から二十一年まで在任滿三ヶ年にわたつた參謀少佐メツケルは、日

本へ來朝以前すでに「兵棋研究」その他の著者としてあらはれ、またその任務をはたして故國へかへつてのちも、ベルリンのプロシヤ陸軍大學校教頭、參謀本部戰史課長等を歴任したほどであつたから、モルトケ流用兵術の最もすぐれた體得者の一人として、新興日本陸軍の參謀養成のための最上の資格をそなへてゐたわけであつた。もちろんかれの功績は、すでにみてきたごとく軍制改革の全分野にわたつてみるとめられねばならぬとはいへ、この兵術教育の領域にもまたそれにおとらぬ貢献をなしたのである。かれがつくした貢献と功績との眼目は、なによりもそれまで支配的であつたフランス系統の純理的講義的方法を徹底的に驅逐して、かふるにドイツ流の實際的應用的方法を根本的に叩きこんだといふところにあつた。單に教官の學問的講義だけにとどまらず、それを學生みづから實地の演習に適用させることによつて具體的に把捉させ、つねに兵理とその應用、理論と實踐、思想と行動等々のたかき統一を維持せんとしたモルトケの軍事教育方針は、この場合あきらかにメツケルの方法的信條と化してゐたといへるであらう。もつともかれの來任以前にあつては、軍隊の編制そのものにおいていまだ師團編制もなければ戰時動員計畫もなく、行軍の教練もできてゐなければ輸送準備もできてゐず、ことに近代的軍隊の運用に不可缺なる兵站、給養、糧食等についてほとんど考慮されてゐないといふ實狀なのであつたから、かうした地盤の上に本格的な兵術教育を實施しようとしてもそもそも無理な話だつたのである。したがつて十六年に開講された陸軍大學校に於ては、小坂千尋、中村雄次郎、小國磐、大島貞恭等いづれもフランス式教育をうけたひとびとが教

鞭をとつてゐたといへ、その教授法も作業内容もともにいまだ幼稚の段階をいはず、戦略、戦術、軍制學等の諸學課も單に原則を講習するだけで、それを實際に應用して具體的に把握させるまでにはいたらなかつた。參謀旅行演習も實施されてはゐたが、近代の用兵とは縁どほいきはめて小規模な實地對策がこゝろみられたにすぎなかつた。^(五)かうした演習のために基準として利用すべきものといへば、わづかに十五年に陸軍省より譯出されたフランス歩・騎兵の小・中・大隊の「演習軌典」があるにすぎない状態であつた。その士官學校の教育においてこそ若干の歴史を有したにせよ、それ以上の高等戦術や統帥術の部面においては、このころ眞に草創期の苦しみを経つたのであつたのである。

しかるにメツケルがここに教鞭をとるにいたつて、かれははじめて兵學を一科の學術として體系的・科學的に研究させると同時に、すすんでその實際的應用をもこころみ、いはゆるドイツ流の參謀旅行をしはしほこなはしめるにいたつた。ここに近代的大兵團の戰略戦術がはじめて講究され、師團を單位とする大部隊の統帥・運用の法が論ぜられることとなつた。メツケルは一方で圖上戦術の實施をさかんならしめるとともに、他方で戦史の研究をも獎勵し、學生をして近代的な兵理の把握につとめさせたのである。その參謀旅行には單に陸大學生だけでなく、兒玉源太郎以下參謀本部や陸軍省の各局長、監軍部や各師團・旅團の各參謀等をもひろく参加させ、いはばこの當時の陸軍中堅層の兵術的再教育をほどこしたわけであつた。このおかげで、かれらははじめて戦時の軍の行動、とくにその後方事情、兵站、衛生、大行李、小

行李、架橋縦列等の實際的な概念をもつことができたのである。かかる再教育が、當時軍隊組織の方面で遂行されつたあつた再編成そのものと、密接に關聯してゐたことはいふまでもなかつた。かうして大學校教育の内容は根柢から一新されるにいたつたが、その甚大なる影響はつひにここにのみとどまらず、從來フランス士官たちによるフランス式教育の本場とされてゐた士官學校の教育方針すらも、漸次革新の方向にむかはしめるにいたつた。これまでフランス派の統帥と目されてゐた寺内正毅が、二十年六月士官學校長心得兼務を命ぜられるや、かれはみづから卒先してその教育方針の改革に手をつけはじめたのである。まづ士官學校條例の改正によつて在学期間は十八ヶ月とされ、ついで陸軍各兵科現役士官補充條例の制定によつて士官候補生は各聯・大隊に入隊せしめらるることとなり、同時に幼年部は獨立するにいたつた。かくて士官候補生試験合格者・幼年學校卒業生等の新入學生は入學前一旦各聯・大隊に入隊して下士兵卒の勞務に服し、もつぱら術科を習得することとなり、豫科本科を終了して卒業後といへども六ヶ月間見習士官として隊務に服し、その後はじめて少尉に任官するの順序となつた。特科生徒もこれまでは卒業後少尉としてなほ二年間在籍するの制度であつたが、今後はただちに隊附となり、その勤務二年後さらに砲工學校に入つて特科學を研鑽するの制度となつた。要するにフランス流の士官學校と砲工學校の制にあらたにドイツ式が加味されたのであつて、學科におもきをあく前者の方式のなかへはじめて實地をとらんとぶドイッの士官教育法が導入されたのである。二十二年一月フランス人教師の解雇とともに、つひに士官教育

方法は完全に一變するにいたつた。

とにかくこの明治二十年前後に於て、メツケルの著書や講義録の翻譯が二十種類ちかくも部内に刊行頒布されてゐる事實からみても、その思想的影響がいかに大きくかつふかつたかを推察することができるであらう。これにつづく日清・日露の二大役において、作戰その他の要務に參畫せるひとびとの多くは、じつにかれが講筵につらなつた大學校第一期ないし第六期の學生たちにほかならなかつたのである。もつともメツケルの兵術教育は、この時代の陸軍編制の水準からくる限界と、かれ自身とくに基本戰術ならびに應用戰術に長じてゐた關係とから、自然その分野に努力が集中さるる傾向をふせぎえず、その他の戰略や戰爭指導の諸問題についてはなほ不充分なることは否定できなかつた。それでかうした不充分な點はメツケル歸國ののち、その訓育をうけた學生をして直接ドイツへ留學させたり、あるひはブルームの「戰略論」その他當時ドイツ軍事思想界がうみだした多くのすぐれた戰略書の類を翻譯・普及させることによつて、うづめられおぎなはれていくこととなつた。

メツケルがその任務を完全にはたして離任したのといれかはつて、歸朝してきたのは川上操六や田村怡興造たちであつた。かれらに課せられたあたらしい任務はなにであつたか。いまや移植され吸収されたばかりの近代兵學の體系をしてさらに確保・大成し、その組織的主體をつくりあげ、もつてこれを独自の民族的國家的地盤の上に獨立的に發展させてゆくといふ困難な仕事はちそれであつた。軍令機構の内

部的再建と對外作戰の組織的準備のためのかれらの慘たる努力は、ここにはじまるのである。かれらはたとへシャルンホルストやモルトケのごとき軍事思想家としての面は有さなかつたにせよ、なほその軍事思想を實踐し具體化する組織的才能の點において充分匹敵するものを保有してゐた。またかれらは先輩たる大西郷や大村永敏のごとき比類なき膽識や材幹にめぐまれてゐなかつたにせよ、なほその遺策を奉じて國家の方向をあやまりなからしめるだけの眼力には充分めぐまれてゐたのである。とくにその銳利なる數理的頭腦と精緻なる組織的手腕とによつて、川上操六は當時のすべての陸軍軍人中一頭地を抜て聳立してゐた。クラウゼヴィッツのいはゆる「創造する頭腦よりもむしろ反省する頭腦、一面的な頭腦よりもむしろ包括的な頭腦、熱中する頭腦よりもむしろ冷靜なる頭腦」といふ軍事的天才のタイプに、かれは最もちかづいてゐたのである。軍事行政の分野では桂太郎といふもう一人の組織家が十二分に活動をしてゐてくれたため、かれは一意専心困難な近代的作戰の遂行に堪へうる強力な軍令機構の建設と整備とに邁進することができた。ちやうど大モルトケがプロシヤ參謀本部の偉大な模範となつたやうに、新興日本の參謀本部の偉大な模範となるにいたつたこの軍事的偉材は、當時のおそるべき潮流に敢然と抗して、藩閥や學閥を無視した人材の登用を平然と遂行し、近代用兵の原理を把握せる小壯有爲の將校たちを部内に集中的に網羅し、その機關のすみずみにまで自己の意志、思想、知性等のいつさいをふかく滲透せしめたのである。ドイツのそれにおとらぬ作戰行爲の剛健なる信條と技術とは、かうしてかれを通じて未來の戰略家たちに

そそぎこまれ、その統率下の參謀本部はさながら人材の淵藪と化し、眞の軍主腦たるの實力を獲得するにいたつた。川上がドイツにおいてまなびとつた「大參謀本部」の組織や機能は、ここに美事に適用され、その後の獨立的發展のための基礎はやくもうちかためられた。日清戰爭の作戰計畫は、基本的には、この近代兵學の内奥の神祕を感得せるすぐれた頭腦の一產出物にほかならないのである。

川上はまたモルトケとまじく戰略家たると同時にすぐれて教育者であり啓蒙家でもあつた。一般將校の知識の増進、はげしい時勢のうごきにたいするかれらの洞察力や認識力の涵養をはかつて、川上は巨費を投じてぞくぞく重要な書籍を蒐集し、新刊の洋書を購入し、あるひはこれを翻譯せしめて部の内外に頒布した。かくてかれが統轄せる陸軍文庫の藏書は、明治二十六年のころおよそ二萬五千餘の數にたつたといふ。そのほかにも内外各國の地理政誌や戰史などの編纂をさかんならしめ、とくに東亞關係の部面に力をそそいで、さきに上梓された支那地誌、北清紀行等について、西伯利亞地誌や東亞各港誌等の編纂をおこなはしめた。近代的軍令機關における最大の特徴の一つである理論的任務と實際的作業との緊密なる結合は、ここに十全なる達成をしめしてゐるといへよう。

この川上操六を輔佐した多くの人材たちのなかでも、田村怡與造はとくに傑出せる役割を演じた。かれもまた組織的才能にめぐまれ、その十餘年にわたるながい參謀本部の生活に全心全靈をささげつくした一人であつた。歸朝間もなき二十一年七月に監軍部參謀に補せられ、ドイツ五星霜の學殖を利用して、メッ

ケルが一旦基礎をしいた軍隊教育制度の改革と統一にあつたのであつた。すなはち陸軍大學校諸規定の改正や教育法の改良につとめ、さらに各地の衛戍にもむいて軍隊教育の實際を視察し、また各師團の機動演習に差遣されて聯隊實習を監査し、その教育方法を改正するなど、教育の全部面に新時代をひらかせるにいたつたのである。參謀本部に轉じたのは二十二年十一月であつた。その翌二十三年、軍政改革後最初の劃期的な陸海軍聯合大演習が尾・參の平野に舉行されるにあたり、外國兵學教師をして軍の運動上の方略等を企畫させようとする議があつたのになし、陸軍審判長川上のもとに陪從官を命ぜられた深沈剛毅の田村が起つて斷乎として反對し、つひに部内將校のみの手によつてその計畫および實施を完了せしめるといふあたらしい記録をつくつたのであつた。この當時はやくも部内より独自の戰術書がうまれつつあつた事實とあひまつて、ここに日本近代兵學の獨立的發展をめざす烈々たる内面的要求とその發展の萌芽とを看取しうるであらう。かれはその後、從來唯一の典據とされてゐたフランスの陣中軌典にかはるプロシヤの制を取捨した新野外要務令の起草に主任として努力し、これを二十四年全軍に布令するにいたつた。かうしてはじめて陸軍各隊をして對外戦に處しうる共通の典則をもたしめたのである。このほかにも戰時諸勤務令の起案や軍隊編制の整備にもつとめ、もつて日清役遂行のための直接の準備をすすめていつた。種々の勤務令が充分具備され、軍隊平戰兩時の編制が完全にととのつたとき、ここに陸軍は大規模な近代戦の主體者たるの地位にたちうるにいたつた。明治二十六年三月におこなはれた川上參謀本部次長や

田村參謀部員らの清韓視察旅行は、日清戦争の下準備以外のなものでもなかつたのであるが、このときかれらにはやくもゆるぎなき勝利の確信をつかんだのである。^(八)

(二) 明治二十年十二月十九日附をもつて、陸軍少將乃木希典同川上操六の連名で、大山陸軍大臣にあてられた報告書中に曰く――

「即ち今は諸科の戦術を講聴し、又圖上對策を學習し、出で、は實地對策、即ち參謀旅行演習を爲し、其の他各隊の演習及び檢閲に陪場し、遂に秋季近衛大演習に至る。之を以て先づ戰術關係略々學了するを得たり。大演習後は猶ほ一周二回は古來戰術の沿革を講習し、他は普國軍政と編制の沿革を講習す。此の講習を終れば、動員準備に著手するの順序なり。動員準備の如きは、獨逸國民に對するも、專務者の他言を禁ずる國法とするも、幸に小官等へ附せられたる大尉は我々特派委員を限り、或る界限迄は動員準備の方法要領を講授し得べき内諭を受く。固より獨國の動員準備を仔細に研究するは我に於て蓋し直接に有益多しとせざるも、其の要領たる一國の戰略にして此の要領を推し、我に計策するを得ば、亦大益ありと云ふべきものなり。故に今回其の幾分の要領を聴知し得るは小官等本邦の爲に喜悅止まざるなり。」(德富猪一郎著「陸軍大將川上操六」八二―三頁)

(二) 森鷗外の「獨逸日記」における二十一年一月十八日の項に曰く――

「十八日。夜早川(田村の舊姓――引用者)來る。余爲めにクラウゼキッツの兵書を講ず。クラウゼキッツは兵事哲學者とも謂ふ可き人なり。其書文旨深遠、獨逸留學の日本將校等能く之を解すること莫し。是より早川の爲めに講筵を開くこと毎週二回。」(參照、伊藤至郎著「鷗外論稿」三三三頁以下)

(三) 男爵中村雄次郎の實話に曰く――

「明治十五年陸軍大學と云ふものを設立することになりました時に、私は陸軍大學の最初の教官を拜命しました。(それが大島と小坂と私と三人であります。) 其の後に獨逸人の教師を雇つて來たのが即ちメツケルである。……獨逸のメツケルが陸軍大學の教師となり、戰術戰略の教授を始めました。其の當時は編制の事には及んで居りませぬで、メツケルが來て遂に編制の事まで、いろいろ大學で研究するやうになりましたので、大學の職務としては、戰術を教へるといふ事が主でありましたが、遂に編制などと云ふ事に及びまして、何うしても獨逸式と云ふ事に漸次改めなければ可けぬと云ふことが、自然に行はれて來たので、それで士官學校を先ず獨逸の候補生制度に改めると云ふ如く、獨逸式が漸次遣入つて参りました。……それ迄は全く佛蘭西の流儀で、陸軍大學の最初の教官であつた大島、小坂と私は、少しも獨逸の事は知らぬ、小坂は佛蘭西の參謀學校を出て來た男で、私共も佛蘭西の外は何も知らない。メツケルに就て其の遺方を見るに、佛蘭西の方は何うかと云ふと學者的、獨逸の方は實際的と斯ふ考へた。戰術でも何でも實際的で、教育法が實際に當嵌りますので、佛蘭西の教へ方は寔に高尚であるが、實際的でないと云ふ感じを起しました。」(德富猪一郎編「公爵桂太郎傳・乾卷」四三五―六頁)

(四) 「メツケル將軍が日本に來られた當時は、日本の國防と云ふものは未だ外戰と云ふものに對して何等準備が無かつた。専ら國防と云へば、敵が日本の陸地に攻めて來た時に、如何にして之を防ぎ止めるかが主であつた。」「日本が敵の攻撃に對して、此方からも兵を出して國外で之と戰ふ準備が當時未だ出來て居なかつたと云ふことは、日本ではその當時鎮臺を改めて師團を置いたが、未だ日も浅いことよて師團の戰時編成が出來て居ないのである。人員ばかりではなく、被服とか、彈藥とか、糧秣の備へがなく、假令兵を出して戰つても、それを運用する行軍の教練も出來て居らず、運搬とか輜重とか云ふことも全く整備されて居ない幼稚なものであつた。川を渡るに當つても軍の架橋縱列等は正式に決つてゐなかつたのである。」「従つて軍の動員と云ふことに就いても、何う云ふ風にするのかその準備計畫はその

當時から種々研究されて居た。尤も軍制の中に軍の委任經理を採用したのも此の時で、これはメツケル將軍が統帥方面に於て彼の普佛戰爭に實驗した新戰術で、此の實驗した新戰術の經驗からこの委任經理を採用することにしたのである。「それで、これまで戰爭用の被服、彈藥、食糧が非常に少なかつたものが、段々増して行つて、相當の兵員を動員してもこれに充分の供給が出来るやうに用意された。」(陸軍大將男爵大井成元述「メツケル將軍の思出」 「軍事史研究」第四卷第一號、一五—六頁)

(五) 「本年學生府下荏原郡池上村近傍ニ於テ測量作業完終ノ後餘日アルヲ以テ步騎兵野外演習軌典ノ諸問題ヲ對策トシ實地ニ就テ解答セシム其法壤國及露國ニ於テ施セシ參謀旅行ノ管理法ニ倣ヒ一般ノ想案ヲ設ケ一演習間ノ諸問題ヲ各狀筒ニ收メ指定ノ地點ニ至リ逐次ニ之ヲ開キ時間ヲ限テ之カ解答處分ヲナサシム。然ルニ本回ハ初度ノ演習ニテ教導管理ノ方法完全ナル能ハス學生モ亦馬上ニ於テ爲スヘキ事ヲ徒歩ニテ施行セシヲ以テ充分ニ地形ヲ探究スル能ハス然レ共之ヲ席上ノ試業ニ比スル時ハ猶幾分ノ實益アルヲ覺ヘ本回ノ演習決シテ無效ニ屬セサル事疑ナシ……」(明治十六年七月陸軍大學校刊「實地演習對策記事」序文、一頁)

(六) 「伯盧麥氏戰略論ハ獨乙國兵書中顯著ナルモノ、一ニシテ彼ノ國內ハ固ヨリ汎ク外國軍人ノ間ニ至ル迄『メツケル』氏戰術書ト並ヒ稱セラル、所ナリ本校曩ニ『メツケル』氏ノ基本戰術ヲ翻譯印刷シテ我將校中希望ノ諸氏ニ頒テリ然レ共該書ハ專ラ一般戰術ノ原則ヲ説クヲ主旨トセルヲ以テ大衆ノ用法ニ於テ聊カ缺クル所ナキニアラス本書ハ即チ此缺ヲ補フモノナリ故ニ此レヲ以テ彼レノ足ラサルヲ填メ彼レヲ以テ此レノ盡サ、ル所ヲ補フ時ハ兩者相待チ相助ケテ始メテ獨國戰術戰略ノ全彪ヲ窺フヲ得ヘシ茲ニ本書譯成リ將ニ印刷頒布セントス依テ一言ヲ附シ本書希望ノ諸氏ニ告クルト云爾」(明治二十四年刊陸軍大學校譯本、ブルーム著辻本一貫譯「戰略論・卷一」序文、第一帖)

(七) 「獨逸人來テ我國軍術ノ睡夢ヲ覺破セシ以來戰術研究ノ方法一變シ勉メテ實地ニ近キ方法ヲ採用スルニ至リ兵基演習ノ如キモ大イニ我軍人社會ノ稱贊ヲ得學校軍隊ニ殆ント之ヲ實施セサル所ナク加フルニ本年五月將校團教育令ノ發布セラレシ以來一層此演習ノ價值ヲ増大シタリ然リト雖モ此兵基學ニ關スル書籍ニ至テハ我國未タ適當ノ參考書ナク偶々兵基教範及ヒ兵基教例ノ如キ二三ノ譯書アルモ是レ皆十四五年前ノ舊書ニ係リ今日ノ場合ニ適セサルノ點尠シトセス著者大ニ爰ニ感アリ明治十九年以來屢々此演習ヲ實施シテ日夜焦思以テ其方法ヲ研究シ幾十回ノ經驗ヲ歷テ竟ニ此新論ヲ草スルニ至ル固ヨリ井蛙ノ見ニシテ世ニ公ニスルハ憚リナキニ非スト雖モ目今ノ形況此學ノ利害如何ヲ討論スルハ最モ必要ノ時機ナル事ヲ察シ且ツ二三親友ノ勸告アルニ任セテ之ヲ偕行社ニ寄贈スルニ至ル……思フニ今日ノ時勢タル百般ノ事物日進ヲ競フノ時ナレハ徒ラニ歐人ノ蹤跡ノミヲ踏ムニ汲々トシテ自身ニ改良進歩ヲ謀ラサルニ於テハ百世ノ下終ニ彼等ノ下風ヲ脱却スル事能ハサルヘシ是レ此論ノ因テ起ル所以ナリ著者謹テ識ス

明治二十二年十二月

(陸軍歩兵大尉菊池主殿著「兵基新論」緒言、一—四頁)

(八) 二十六年に於ける參謀本部の陣容はつきのごとくであつた。すなはちその第一局は動員計畫、運輸交通、部隊の編制、戰時諸條規の立案等を管掌し、寺内正毅を局長として、田村怡與造、東條英教、山根武亮等の部員を擁した。その第二局は作戰計畫、要塞選定、部隊の配置、外國軍事々情の探查等を管掌し、高橋維則を局長として、伊地知幸介、柴五郎、宇都宮太郎等の部員を擁した。「是時に當り、中佐池田正介、佛國に在り、少佐大迫尙道、獨逸に在り、少佐楠瀬幸彦、露國に在り、而して少佐神尾光臣は清國に、大尉渡邊鏡太郎は、朝鮮に在り、又大尉秋野末吉、黒澤源三郎、伊藤圭一の諸人は露國に、大尉松川敏胤、小原傳、恒吉忠道、明石元次郎、大井菊太郎、林太郎、山本延身の諸人は獨逸に、皆特命を帯ひて遊學せり、彼等の或る者は、將軍の目と爲り、耳と爲りて、遙かに有要の消息を傳へ、或る者は、將さに來るべき戰爭に用うべく、諸般の軍事を學ひつつ在り、之に加ふるに將軍の縦ちたる、幾多の俊秀

士官 歩兵大尉宇都宮太郎同津川謙光砲兵大尉松浦鼎三
歩兵中尉橋本齊次郎同仁平宜旬砲兵中尉石井忠利
の各地より、朝に夕に、最貴最重の報告を送り、以て籌謀に資せしこと、其幾何なるを知らず、」(明治三十七年刊鈴木榮治郎著「川上將軍」一一二頁)

第五章 日清戦争

東亞指導權の獲得

第五章 日清戦争



軍備擴張計畫の完成——開戦前の陸海軍——
 清國軍備の變遷——開戦前の清國陸海軍——
 朝鮮派兵と艦隊編制の轉換——作戰計畫の樹
 立と川上の地位——初期作戰計畫と海上權の
 問題——第二期作戰の大綱——清國作戰計畫
 とその誤謬——海陸緒戦の勝敗——海上權未
 決定と次期作戰への移行——冬季作戰方針の
 作成——平壤陥落・黄海海戦——旅順攻略戦
 開始——清國の對策——冬季作戰方針の變更
 と海城突出問題——現地の實狀による決戦延
 期——山東作戰の實施——平和克復——勝敗
 決定の象徴的要因——清國軍制の現實——清
 國陸軍の缺陷と海軍の腐敗——日清戦争の意
 義——東亞民族内部指導權の獲得

(表頁圖版——無蓋車によつて塘沽に送られる清國

兵と威海衛に進軍する日本軍)

朝鮮において突發せる事變を直接の契機として、最初の大擴張期にはいつたわが國防軍備は、その間假借するところなき内部的革新の洗禮をうけつつ、約十箇年ののちにつひに豫定の目標に到達した。それがいくたの困難とたたかひながら、つひに成功裡に所期の目的地にたつしたといふ事實は、まさに瞠目すべきものであつた。あらゆる制度がその急激な上向的發展においてまぬがれえない若干の混亂や摩擦はさけることができなかつたにせよ、なほそれが途上の諸障害や抵抗をすべて克服し、なんら根本的な破綻や停滞におちいることなく既定の計畫をはたしたといふ事實こそ、まさにわが民族の制すべからざる生命力の發出を立證するものではなかつたらうか。明治二十六年、陸軍の軍備はすでにほとんど完備の域にたつしてゐた。諸團體の編成はおほむね整備をおはり、ことに各兵種をもつて編成する戰略單位としての師團は、若干の特科兵をのぞくほかほとんど充實されてゐた。その總兵力は、野戰師團七箇、要塞砲兵一箇聯隊と一箇大隊、警備隊一箇、憲兵隊六隊、それに屯田兵をくはへて諸隊の平時人員六萬三千三百六十八人におよんだ。規模こそ大ならずといへども、客觀的情勢が要求する國防の任務には充分たへることができたのである。かくて陸軍はこの二十六年戦時編制を改正し、翌二十七年年度の動員計畫からこの新編制によつてゆくこととした。この新戦時編制によれば、戦時に動員される野戰一箇師團の兵力は、歩兵十二大隊、騎兵三中隊、砲兵野山砲合して六中隊、工兵二中隊、輜重兵二中隊であつて、その總兵員一萬八千

四百九十二名、馬匹五千六百三十三頭をかぞへた。しかして七箇師團全部をあはすれば、將校以下十二萬三千四十七人の兵員と三萬八千九頭の馬匹をかぞへ、ほかに野砲百六十八門と山砲七十二門とをふくんでゐた。もしこれに十萬餘の後備兵をも動員するとすれば、優に二十三萬餘の大兵をうごかしうるわけであつた。かくて日清の風雲やうやく急ならんとするとき、陸軍當局においては萬端の用意がすでになつてゐた。川上操六以下指導部の營々たる努力によつて、部内は完全に統制・強化され、作戰・情報・動員・輸送・通信・衛生等あらゆる部門にわたつてほぼ確信ある見とほしをつけることができたのである。かれらが日清戦前政治分野の狐疑逡巡にたいして、一路邁進事態を徹底的解決の方向におしすすめていつたのも、あへてふしぎではなかつたといへるであらう。これにたいして海軍はどうであつたか。すでにのべたごとく海軍の擴張計畫は、種々の餘儀ない事情に制約されたため、陸軍のごとき終始一貫せる既定計畫をすすめてゆくことはできなかつたのであるが、しかしなほ開戦までには、ほぼ均勢のとれ質的に優秀な艦艇を整備することができたのであつた。その軍艦の数は三十一隻、五萬九千八百九十八噸にたつし、ほかに水雷艇二十四隻、一千四百七十五噸を有した。またその戦時編制や出師準備についても、二十四年四月イギリスより歸朝して海軍參謀部第一課員となれる島村速雄が、最初の立案に着手して以來次第に完備してゆき、戦争直前にはほぼ満足しうべき程度にたつしてゐたのである。

かくのごとくその意氣天をもつかんとする新興日本の陸海軍を相手として、たたかひをいどまんとする

老帝國の軍備ははたしていかん。吾人をしてしばらくその過去をふりかへらしめよ。そもそも支那社會のながき政治的經濟的行ぶまりが、軍事機構の上に最初の反映をみいだしたのは、わが天保年代に相當するころ勃發した阿片戦争においてであつた。しかしいまだ國民的統一をしらぬ前期的社會にあつては、戦争行爲はなんら國民の運命と本質的關係を有さず、軍隊の手にたき敗北も政府や「要人」が直接影響をうくる以外は、一般社會にとつてただ一場の悪夢としてうちすぎゆくのであつた。安政四年からはじまつた英佛聯合軍との戦争は、ふるき傳統をほこる支那帝國軍隊の完全な壊滅でもつておほりをつけ、精悍なる滿洲と蒙古との諸隊の粹をもつて構成されてゐたその軍隊はチリヂリに四散してしまつた。萬延元年のとし、英佛軍のため北京は陥落し、圓明園はやかれ、皇帝は熱河へ蒙塵した。だがその後間もなく政治と經濟の領域にあらはれた新傾向と對應して、その軍事機構もまた着々として再建のみちにつきはじめた。日本のそれとおなじやうに、舊來の組織・編制・兵器・戰術等がいさぎよくなげすてられ、歐米の近代的諸方式が遠慮なくとりいれられていつた。明治十六年より十八年へかけて安南をめぐるフランスとのあひだに戦闘を生じたときには、その軍隊はもはやはるかによく改善せられ、その裝備なども以前の弓矢や火繩銃にかはつて新式洋銃や火砲などをもちひてゐる状態であつた。そのためフランス軍は、かつての戦争のごとき易々たる勝利を得ることができなかつたのである。この戦争後軍制分野の改革はいつそう拍車をかけられ、外國から教師が招聘されて、本格的な陸海軍の訓練が開始された。とくに明治十年前後からすでに

北清防備に手をつけはじめた近代官僚李鴻章は、二隻の甲鐵艦をドイツに注文し、これを根幹として北洋海軍を創設し、およそ十年のあひだに大連、旅順、太沽、威海衛、膠州灣等黄海沿岸の各港に、豫定どほりの要塞や築港の工事を完成せしめた。このほかにも南洋海軍などが組織され、これらを監督するため海軍部がもうけられるにいたつた。かくて日清間の危機を目前にした二十七年五月中旬、北洋を中心として敢行された海陸聯合大演習は、支那軍事機構の近代化の程度と内容とを、あますところなく示現したのである。この大演習は清朝草創以來の空前の規模をもつておこなはれ、海軍としては北洋海軍に福建、廣東の兩水師の精銳をぬいて聯合艦隊を編成させ、陸軍としては盛京、直隸、山東の三省駐屯の新式軍隊が、あげて参加せしめられた。これ朝鮮出兵への準備行動たり示威運動たる以外のなにもでもなかつたのである。

ところでこの清國陸海軍の當時の兵力はどのくらゐあつたのであらうか。まず陸軍としてはその創設以來二百餘年にわたる八旗と綠營との二軍があつたが、これらは編制・教育ともになんらの進歩をしめさず、すでに全く軍隊としての價値を喪失してゐた。滿洲軍としての前者は、北京および軍事上の重要地に屯營してはゐるが、もはや現役兵力としての相貌をうしなひ、單なる近衛兵かあるひは屯營兵として役だつにすぎなかつた。支那軍としての後者もまた單なる省の民兵にすぎず、省を最高單位とする嚴密に地方的な兵力たるにとどまつてゐた。要するにこれらの軍隊は事實上は無用のものであつて、軍隊としての機能をもたず、形骸だけのものなのであつた。したがつて政府として依頼しうる軍隊は、各地の總督や巡撫の維持統率する勇軍と練軍とであつて、これは事實上の常備兵であり、なほそのほかに新募兵の利用も可能であつた。戦前日本の陸軍は、實際にわれに使用されるものとして、北洋大臣麾下の勇練兩軍と東三省および南部各省にあるこの兵種の一部とを推定し、その總兵力歩・騎・砲・工兵合して約四十餘萬とみつめた。戦後の調査ではこれは約三十五萬なのであつたが、しかしそれでもなほわが平時總員に比すれば五倍以上の優勢に相違はなかつたのである。このほか清國政府は臨時に新兵約六十三萬を召募し合計九十八萬としたから、これをわが方の戦時總員と比すれば、やはり約四倍の勢力となるわけであつた。陸軍にたいしてその海軍は北洋、南洋、福建、廣東の四水師にわかたれてゐるが、北洋以外の三水師はその艦艇の威力も、訓練や戦闘準備の程度もはるかに北洋の下にくだり、ほとんど外洋での戦闘には堪へえないものであるであつた。ただ廣東水師に屬する廣甲、廣乙、廣丙の三艦のみは優秀であつたから、これを一隊として毎年北洋水師に派遣し、聯合操練をおこなはしめてゐた。北洋水師は訓練もゆきとどき戦闘準備も整頓されてゐて、東洋にある列國艦隊からもたかく評價されてゐた。外人教師を擁し、優れた指揮官にもめぐるまれてゐた。四水師をあはせた軍艦八十二隻、水雷艇二十五隻であつて、總噸數は約八萬五千噸であつた。そのほかにも武装運送船若干を有したから、わが海軍力よりやや優勢とみられた。戦後の調査では北洋水師の全部、軍艦二十二隻、水雷艇十二隻が戦役に従事し、それにかの廣東水師の三艦もくわはつたから、

師の全部、軍艦二十二隻、水雷艇十二隻が戦役に従事し、それにかの廣東水師の三艦もくわはつたから、

合計噸數四萬四千餘噸でやはり日本と大差がなかつたわけである。

周知のごとく東學黨の亂を契機として、朝鮮における日清の衝突は次第にさくべからざるものと化し、つひに二十七年六月二日閣議は朝鮮派兵の議を決した。參謀本部において田村怡與造その主任となり、部員を指揮しつつ奇蹟のごとくただ一夜にして、總員八千をくだらざる混成旅團の編制案をつくりあげたのであつた。かくて五日大本營設置されると同時に第五師團への動員令は下つた。海軍においては六月十五日艦隊編制の變換を奏請し、在韓諸艦を佐世保に集合せしめることとし、十六日に常備艦隊司令官宛訓令が發せられた。これによつて變更された艦隊組織こそ、現實の戰爭をすでに目的としたものにほかならず、作戰上に必要とされる諸機關はすべてここに新設をみるにいたつた。十八日に艦隊條例の改正が發布せられた。かくて六月下旬には海軍は佐世保を策源地として、内地釜山間の航路を確保するにいたり、陸軍も混成旅團の全員の韓土上陸に成功した。七月上旬より中旬へかけ形勢は日に惡化し、對清平和交渉ののぞみはほとんど消えさり、それと同時に當初半島における一撃をもつて時局を解決しようとみなした作戰上の樂觀的見透しは、本格的な大規模計畫の樹立の要求によつて否定されることとなつた。七月十三日のロシア政府の公文回答を契機として積極的行動への準備は開始され、まず海軍においていやくも遠征にたへうる艦艇はすべて艦隊に編入し、これをもつて常備・西海の兩艦隊をつくり、兩者を合して聯合艦隊を組織するに決した。この編成がおはつて戦闘および航海の準備が全くなつたのは十八日であつた。

これと前後して主として川上らの目標とめざす作戰上の觀點から、軍令部長の更迭がおこなはれた。これによつてだいたいこの前後に根本の作戰計畫の樹立されたことを想像しうるのである。この當時の大本營組織は、參謀總長を幕僚の長となし、その下に參謀次長を首席とする陸軍參謀官と軍令部長を首席とする海軍參謀官とを並置するの制であつたから、いはゆる陸主海從の主義に添ふものであつて、川上の責任と位置とはきはめて大なるものがあつたのである。かれはその責務にたいし滿々たる自信を有してゐたのであるが、しかしその實際上の立場そのものは決して安易なものではなかつた。けだし陸軍の宿老たる山縣や大山、先輩ないし同儕としての野津や山地や桂等々の諸將をして、その作戰下にうごかしむるの立場にあつたため、そこからうくる種々の制約や掣肘はなんとしてもまねがれえなかつたからにほかならない。「この命令書は全く正しいに違ひないが、このフォン・モルトケとはいつたい何者か」とは有名な普墺役の挿話であるが、ある意味では普墺役のモルトケ以上に川上の立場は困難な性質をおびてゐたといへよう。しかしかれはかかる立場にあつて冷靜よくものをさへ、しかもその主義と方針との貫徹にあたつてはいささかの妥協も順應をもゆるすことなかつた。

川上は作戰上の立場においては、あくまで近代的用兵の基本原則に立脚してゐた。かれが半島における決戦の方針を排し、その作戰目標を敵主都に指向し、ただちに軍主力を渤海灣頭におしすすめ、直隸平野に敵主力との決戦を強ひんと考へたことは、いかに近代式戰略の眞髓をかれが把握してゐたかを證してあ

まりがあらう。しかしもちろんこれは作戦の大綱であつて、具體的な作戦計畫そのものではない。けだし近代的用兵學のおしへるところによれば、作戦計畫は敵と第一の衝突にいたるまでの方針處置をさだめうるにすぎず、爾後の事は一に衝突の結果いかんにもとづかねばならない。終極の戰略目標はもちろん當事者の胸奥にあるとしても、これが具體的な實施はとさどさの情勢により種々に變化すべきものであつて、最初から一のプランとして細目にいたるまで豫定することは不可であるからである。これをあかして豫定しえたにせよ、多くは狀況の變化のため實施不可能と化するのである。^(三)されば斯る觀點から川上は、當面の作戦課題としてまず半島にある部隊をして清軍を牽制させ、一方内地の陸海軍をして要地の守備と出征準備につとめさせ、この間に艦隊をすすめて海上に決戦をもとめ、もつて黄海と渤海における制海權を獲得させんと決心したのであつた。すなはちかれは當面主要の先決問題として、まず制海權の存否いかんを考慮せざるをえなかつたわけである。そもそも海上權の問題がかくも重要性を有する事情を、かれが明白にみとめたのは決してとほいことではなかつた。これよりさき閣議で出兵のことを議するにあつて、まず最初に萬一の場合に處する軍部の考慮をたしかむる要ありとして、川上と山本とを内閣にまねいて陸海軍各自の立場から意見の交換をなさしめたことがあつた。このとき山本の容赦のない論鋒によつて川上は、その海軍力と海上權とについての認識を徹底的に是正せられたのである。海軍の役割についての過少評價のあやまりを卒直に承認した川上は、參謀本部に山本をまねいてその意見をのべさせ、部内の蒙をひら

かんとしたのであつた。山本はこれに應じ、各部の首席將校、陸軍省よりとくに參會した兒玉次官等にたいし、對清戰にさいし海軍としてとるべき政策、および作戦準備その他の方略、なかんづく海上權の獲得と維持に關する事項や海陸協同策應すべき要點等を詳細に説明し、これにくはへてなほ海軍前進根據地の選定についての實地の調査やその防備施設の概要、陸軍揚陸地點の探究等にまでおよんで、充分その立場を陸軍部に認識させるにいたつた。かうした事情によつて對清作戦の複雑性と困難性が明白にされたのであつて、普埃役の大モルトケの場合とこの點においても相違があるわけであつた。

かかる海上權の決定の問題までを純粹の計畫とみなして、その決定いかんに應じて、さらに爾後數多の方策が考へつかれた。もちろんそれはさきに指摘したごとく嚴密に實行しうべき計畫ではなく、可能なる場合に處する大方針ともいふべき性質のものであつた。これによれば甲策は、艦隊が海戰に勝利を得、制海權の掌握に成功した場合であつて、このときは當初の作戦目標を追ふて陸軍主力を逐次渤海灣頭に輸送し、直隸平野に決戦をもとめることができる。乙策は兩國艦隊の勝敗相なかばし、交綏状態におちいり、ともに相手方海面の制海權をえられない場合であつて、このときはわが艦隊をして朝鮮海峡に行動せしめて敵艦隊を阻止し、半島を主作戦地として陸軍を逐次増大させ、清軍を擊攘して韓國の獨立を援助するの目的を果すにつとめる。丙策は海戰にやぶれ制海權を敵ににぎられた場合であつて、このときは可及的に在韓第五師團を援助する一方、艦隊をして沿岸をまもらしめ、内地の防備を嚴にして敵の來襲に對抗する

の方途にである。いづれにせよこれらすべての前提をなすものが、海上の決戦にほかならぬことは確實であつたから、それまでもつばら陸兵輸送に力をそいでゐた海軍は、いまや竿頭一步をすすめて、敵海上勢力との衝突をさげえない立場にたつわけであつた。およそかうした見透しのもとに、つひに七月十九日には最後の通牒が發せられ、二十二日には樺山軍令部長が佐世保にいたつて、伊東司令長官以下をあつめて大本營戰策三ヶ條をしめし、翌二十三日聯合艦隊はまず朝鮮西海岸を制するの目的をもつて佐世保を發した。

かかる日本軍の作戰方針にたいして清のそれはどうであつたか。のちにのべるごとく清軍は近代的な統帥機構といふものを缺いてゐたから、嚴密な意味の作戰計畫はありえなかつたのであるが、しかし一般的な作戰方針とも稱すべきものは、だいたい日本のそれと同じく、開戦の覺悟をきめた七月中旬ごろに決定されてゐたのであつた。それによれば、海軍はまず主力を北部黃海に集中し、もつて渤海灣口を扼し、あはせて陸軍の海路輸送を掩護しつつ在韓の陸軍と策應するの任務を有す、また陸軍はまず平壤附近に集中し、のちすすんで在韓の日本軍を撃攘するの目的を有す、といふのであつた。^(四)これはあきらかに近代戰略の原則に背反せる方針であつた。すなはち海軍に於ては制海權の獲得といふ根本目標を放棄せしめ、もつばら防衛的ないし副次的任務に服せしめた點において、また陸軍にたいしても制海權の把握以前に主力を遠隔の平壤のごとくに集中させるといふ無理を要求した點において、いづれも根本的な誤謬をおかしたも

のであつた。そのため事實において、陸上ではその後給養に制約され多數の兵力を集中せしめえなかつたのみならず、後方連絡確保のため、多くの兵員をさかざるをえなかつたのである。清國として本來とるべきは、まず海上の決戦をもとめ、それに勝利を得てはじめて陸海ともに前進するか、逆にもし海戦にやぶれるとせばもつばら鴨綠江以西に防禦をかためるか、の策であるべきなのであつた。しかるに平壤のごとき遠隔の地に集中地を指向し、しかも海軍をしてこの集中地への副次的任務に奔命せしめてふ二重の誤謬をおかしたため、つひにまもなく陸海ともほぼ同時に致命的の一撃をくらふの運命におちいつたのである。ともあれ清國の兵は、かかる方針にもつぎ、海陸兩路をとつて陸續韓國への侵入を開始したから、ここに七月下旬日清間の武力的衝突はさくべからざるものと化するにいたつた。

かくしておこつた海陸の緒戦は、ともにわが方の勝利におはつた。二十五日の豊島沖の海戦と二十九日の成歡の戦闘とが、すなはちそれである。とくにこの海戦の成果によつてわが海上權は朝鮮西海岸にまで擴張されることとなつたのであるが、しかしこれは一部分の衝突であつて、作戰計畫をして次期段階にまでおしすすめるには、なほその主力にたいする一撃が必要であつた。しかるにこの海戦の効果すこぶる大きく、これによつて清海軍はたちまち消極的方针に轉じ、北洋艦隊はもつばら威海衛と旅順口の防備強化にあたる方針のもとに、爾來八月上旬へかけて威海衛よりうごくことなかつたから、大本營の待望せる海戦の機會は當然おこりえなかつたのである。かくて大本營よりの督促をうけた聯合艦隊は、それまでの局

部分的な偵察や搜索の行爲を一擲し、勝敗を一舉に決すべく、八月七日大同江口にむかつて進出、十日には敢然敵の本據威海衛にまでせまつたのであるが、たまたま北洋艦隊の出航とかけちがつてこれを逸し、やむなく再度根據地にひきかへすのほかなかつた。海上權の決定はかくして延期されたため、八月中旬にはいるとともにあらたに作戰上の態度を決定するの必要が生ずることとなつた。だいたい直隸作戰のための陸軍上陸點と豫定された渤海北岸は、十一月から三月ごろへかけて風浪または氷結のため上陸不可能とみられたが、これにたいし當時わが方の輸送能力では所要兵力の乗船・輸送・揚陸等にすくなくも二ヶ月半の日子を要するとみなされたのであつた。したがつて直隸作戰の開始は八月なかばをすぎないうちにこなはれる必要があり、これをすぎれば年内に直隸作戰を実施することは不可能とみなされねばならなかつたからである。かくて川上は、たとひ向後海戦で勝利をうることもあるも年内の大兵輸送は不可能として、直隸平野の決戦を斷然次年に延期するの議を上するにいたつた。大本營はここにさきのいはゆる「乙策」に一應準據し、朝鮮半島より敵を驅逐して將來の地歩を確保するの目的をもつて作戰をすすむるに決し、十四日各師團長にこの計畫を訓示した。これによつて半島における從來の牽制作戦は一變して眞の主作戰と化し、第五師團にはへてさらに第三師團が増遣されることとなり、八月三十日には兩師團をもつて第一軍が編成されるにいたつた。かうして新作戰は開始されたが、しかしこれによつて川上が最初にいだいた決戦の企圖は、もちろん放棄されたのではなかつた。けだし半島作戰への轉換は、本來その前提となる

べき海戦の結果として生じたのではなく、むしろかかる前提が敵の消極的な決戦回避策によつて早急に實現不能となつたための餘儀なき結果だつたからにほかならぬ。この意味から半島作戰は、これによつて戰爭を決する終局の手段として評價することは絶対にできなかつた。されば第一軍の編成が令された翌三十一日に、あらたに次期作戰の大綱をしめすいはゆる冬季作戰方針なるものがつくられたのである。この作戰方針はかの「乙策」の採用が決して「甲策」の放棄にあらざる點を明示したものであつて、現在は半島作戰をすすめつつあるが、もし海戦おこつて制海權の掌握をみるにいたれば、冬季の間に直隸平野の決戦準備を完成するため旅順半島を攻略占領するといふのであつた。すなはち主として海上權の問題のため早急なる戰爭解決の意圖を訂正せざるを得なかつた川上は、この問題の決着あり次第可及的に決戦の時期をはやめんと決心したのであつた。そのためには敵の本據にちかくかつ季節の影響をうけない一要地を略取して集合地となし、逐次輸送せる攻撃師團をここにあつめ、事情がゆるし次第第一舉に直隸平野へ突入せしめることとすれば最上の策といへるであらう。かれはこの觀點から渤海の咽喉を扼し、かつ太沽山海關をちかくにみうる旅順の地に着目し、これを冬季間に占領して集合地となし、もつて決戦の準備を完了してあかうと考へた。そしてこの集中すべき兵力としては、約六萬の兵員でもつて充分なりとみなしたのである。

しかるにこの冬季作戰方針は、その作成後一ヶ月たらずして實施されるの機會をもつにいたつた。九月

中旬陸軍が半島において、また海軍が黄海において、期せずして同時にかちえた勝利がそれであつた。九月十六日、第三師團の集結にさきだつて敢行された平壤攻略の成功は、それによつて半島作戦の目的をほぼ達成せしめたほどの効果をもつたものであつた。しかるにこの翌日に得られた海上の勝利は、これよりいつさう決定的な性質のものであつた。これよりさき豊島沖海戦の敗北と日本艦隊よりうけた威海衛砲撃とによつて確定的となつた清國海軍の消極方針は、あくまでその艦隊を保全し、消極的に海上権を持続することによつて、日本陸軍の沿岸上陸をふせがんとする理由にもとづくものであつた。この方針を確守せしむべく、のちにかのマハンが戦略的失錯なりと批評したごとき、艦隊司令長官の手足を拘束する命令があつたへられてゐたのである。^(五)しかるにこの失錯の上に、さらに致命的なそれがかさねられることとなつた。すなはち清國としてはその消極方針のため朝鮮西海岸の海上権を完全に日本海軍ににぎられ、そこへ自由に増兵をゆるしたため、平壤の陸軍はたちまち危急をつぐるにいたり、これにたいし旅順より陸路をもつてしてはとうてい間に合はないため、ここに海軍による陸兵護送を企圖したのであつた。かくて海上権をあらそふ目的ではなく、單に陸兵護送のため萬一の僥倖をたのんで海上主力を出撃させるといふ根本的な戦略原則への違背があつた。その結果はどうであつたか。これよりさき、その情報によつて清軍が鴨綠江方面に意をそそぎ、陸兵護送のため艦隊をもこの方面に使用しつつあるやの事實を、わが海軍が探知したのは九月十一日ごろであつた。折よく數日後には艦隊による仁川への陸軍護送も終了したから、こ

こにいよいよ敵艦隊をもとめて決戦を強ひるの目的のもとに、九月十六日巡航日割をさだめて強行偵察のみちについたのであつた。この艦隊が陸兵護送のため出航せしめられた清國主力艦隊と遭遇したのは、この翌日であつて、周知のごとくかれはこの一戦に決定的な敗北を喫したのである。

黄海の海戦によつて敵艦隊はもはやふたたび決戦的海戦をなすあたはざるていゝの打撃をうけた。尤もこの海戦においてわが方の徹底的な追撃があつたはなかつたため、敵艦隊は殲滅のふちからまぬがれ、その後なほ威海衛攻略を必要とするほどの戦略的課題をのこしたのであつたが、しかし一應この海戦によつて、朝鮮近海と黄海との海上権は完全にわが手に歸するにいたつたのである。これによつていまやはじめて直接敵地にむかつての上陸が可能となつたから、さきにさだめられた冬季作戦方針実施へのみちがひらかれたわけであつた。かくて九月二十一日、大本營は第二軍の編成に着手し、旅順半島攻略の新作戦にうつつた。これにたいし平壤と黄海に陸海軍ともにやぶれたのちの清國作戦方針は、全く支離滅裂と化してしまつた。けだし艦隊の敗北は、單に海上権力の喪失を意味しただけでなく、内地における鐵道その他適當な交通機關の缺如にたいする唯一の補充機關の喪失をも意味したからにほかならぬ。清國としてはすでに沿岸防備のため大兵を配置してはゐたが、日本より脅威をうけた地點に敏速に兵力を集中するための陸海輸送機關に制約されては、それもさきよはめて無力なものにすぎなかつた。それでもとにかくその主腦部では、とりあえず清韓國境の防禦に關する應急處置をとりつつ、十月十日ごろにおいてつぎのごとき計畫を

たてたのであつた。すなはち残存北洋水師を保全し、もつて渤海灣口を扼せしめ、他方東三省、河南、山西の陸軍を清韓國境にあつめ、朝鮮より退却しきたれる軍隊およびすでに國境附近に待機しある軍隊に合して奉天を掩護する。また日本軍來襲のおそれある旅順口および大連灣の陸正面防禦を強化し、他方各省の兵を動員して天津—太沽間、山海關—秦皇島間、および通州附近等に集中させ、もつて北京を掩護する、といふのであつた。これはいふまでもなく軍の主力そのものの戰略的價値を忘却し、奉天、北京、旅順大連、威海衛等のいづれの地をも重視してこれらを等分に掩護せんとする地形主義または兵力分散の戰略的誤謬を完全に露呈したものにほかならない。これによつては日本軍の集中的攻撃をささへきれないのは明白であつた。かくて十月下旬清韓國境の防備まずやぶれ、十一月下旬には旅順半島また日本第二軍の占領にゆだねてしまつた。その後はもはやいたるところ本能的な受動的抵抗をこころみるにすぎず、作戰方針としてもみるべきものはなくなつたのである。

かうしてかの冬季作戰方針はきはめて急速に成功し、わが方の戰略的地位はいちじるしく有利かつ強固なものとなつたが、しかし他方でこのころ、やうやく外交上の危険が招來されんとする形勢となりつつあつた。列國干涉の兆はすではやく、九月の陸海二大會戰に日本が大勝を得たころからみえはじめてゐたのであるが、十一月にはいつてやうやく前途への希望を喪失した清國は、歐米各國にみづから媾和談判のための仲裁を請ふにいたつたから、もはやなんどき列國の積極的行動をよびおこすか豫斷をゆるさぬ情勢

となりきたつたのである。このまま冬季の駐屯にはいり、戰爭に間隙をおくことは、みすみす列國干涉の餘裕をつくるがごとく考へられた。大本營ではすでに十月下旬ごろから外交上の危険を察知して冬季駐屯の方針を變じ、自然的條件をおかしてただちに渤海北岸に大輸送を敢行し、直隸平野に決戦をもとめんとする意見が擡頭しつつあつたのであるが、旅順攻略成功をみるにいたつた十一月下旬には、この意見は次第に決定性をおびるやうになつてきた。その周到なる情報網を通じて、なんびとよりも敏感に列國干涉の危険を豫知せる川上が、かうした作戰の轉換をのぞんだことはふしぎではなかつた。このころ第一軍の活動方面において、いはゆる海城突出についての戰略問題が生じたのも、一つにこの全作戰の變更問題と關聯してゐたためであつた。すなはち當時直隸平野への突入を考慮しつつあつた大本營では、ちかき將來第一軍の大部を大連灣へ集結し決戦に参加させねばならぬ必要上、この方面の作戰をふたたび牽制的性質のものとし、積極的動作は停止せしめるの意圖を有してゐた。これにたいし第一軍はこの主旨にしたがひ、當初所定地域に冬營の配置をとりつつあつたのであるが、十一月二十五日第二軍による旅順口占領の報に接するや、軍司令官はかねてより藏せる意見にもとづき、敢然半數の兵力をあげて敵中ふかく海城攻略の決心をとるにいたつたのである。當時この方面に敵兵累増の形勢あるため、これを擊攘して他日大連灣移動の場合の妨害をのぞくといふのが、その理由であつた。大本營の駐軍に關する訓令到着後もその決心はかはらず、十二月上旬よりその計畫は實施されていつた。その後海城攻略の目的はたつせられたが、その

地理上の位置から逐次所在の敵大兵を周圍に吸引するの情勢をきたし、つひに敵に箝束せられ、第二軍方面に一部増援を依頼するの結果となつた。しかしこの當時はつぎにのべるところごとく大本營の冬季決戦遂行の意圖は一擲されてしまつてゐたから、問題そのものはすでに消滅してゐたわけである。當時老軀病をおして統帥の任にあたる第一軍司令官の事情 天聽にたつし、深く宸襟をなやませ給ひ、かしくも勅使を派してこれを召還し給はつたのは、十二月八日のことであつた。

さて前記のごとく大本營では種々の情勢より八月末の冬季作戰方針を變じ、冬季を通じて直隸平野に決戦をもとめるの覺悟をかためたのであるが、しかしかかる重大な作戰的轉換のためには、なによりも現地の實狀を考慮することが第一の要件であつたから、結局第二軍司令官と聯合艦隊司令長官との意見にまつこととなつたのである。これにたいして十二月六日、大山・伊東の連名で大本營にであられた電報は、寒氣と惡天候のため直隸進撃の不可能なること、陸軍をもつて山東作戰を實施し、海軍と協力して威海衛を攻略するにとどめ、直隸作戰は延期を希望すること、等の意見をふくんでゐた。さらにその直後現地でおこなはれた調査の結果は、上陸に最も適すると思はれた洋河から東、岩角から西のあひだの海岸一帯が、すでに冬季の荒天にはいり、風波あらく、しかも寒氣はげしくとうてい目的をたつせしむべくもない實狀を明白にしたのであつた。この報告は十二日に大本營に到着し、つひに直隸作戰強行ののぞみはたたれ、ふたたび春季決戦の方針にたちもどり、その間山東作戰を實施するといふことに決定した。これは直隸決

戦の準備行爲として、天候の好順化するまでに威海衛を攻略し、ここにひそむ残存北洋艦隊を殲滅し、もつて渤海灣口を完全に開放してきたるべき陸軍輸送の後顧のうれひを一掃しておかうといふのであつた。この計畫は九日にほぼ決定をみてゐたが、十四日には實施のはこびにいたつた。ところでこれよりさき、十二月四日に首相伊藤博文より北京進撃の作戰方針にたいして、政治的ないし外交的立場からする一の反對案が大本營に提出されてゐた。「威海衛を衝き、臺灣を略すべき方略」といふその意見は、作戰の基本的方針を訂正する重要な内容をふくんでゐた。それは北京への進撃が清朝の瓦解をよび、列國の干渉を誘起せしめるおそれありとみなし、それよりも安全な方策として威海衛の攻略と臺灣の占領とを提案したものであつた。さればこの提案後に採用された山東作戰の方針とは、外見的には同一の結果となつたが、内容的には全く正反對の性質のものだつたのである。一はあくまで直隸決戦の前提としてこれを考へたのに反し、他はあくまでかかる決戦回避の立場からこれを考へてゐた。そしてこの兩極の立場の相違は、ひろい國際政局の動向についての見透しの相違から生じたものであつた。もとより川上や樺山も外交上の干渉の危険を考慮しなかつたわけではなく、むしろこれをふかく考慮したればこそ一時もはやく敵に最終の一撃をあたへて、迅速に戦争の決をとらんと思惟したにすぎなかつたのである。

いづれにせよ山東作戰は嚴寒をおかして遂行され、二月にいたつて威海衛は陥落し、北洋水師は全滅し、さつて、ここにかれの海上權は最後の一點までもうしなはれ、延々二千六百海里にわたる全海岸線はあげ

てわが攻撃の前にさらされることとなつた。ひきつづき三月上旬、第一軍は第二軍の一部と連合して牛莊・田庄台を占領し、遼河口附近また敵影をみざるにいたつた。かくていよいよ最後の目標たる決戦の時機は熟し、敵が直隸一帯に集合せしめた約二十萬の兵を撃滅するべく、われはいやしくもちひうべき精銳のいつさいをあげてたちむかふこととなつた。川上はこれがためおほむね野戦七箇師團をあてることとし、これを左右兩翼にわかち、渤海彼岸から並進して十舉に北京にせまらしめんと計畫した。攻撃軍の先鋒たる近衛と第四の兩師團は、四月中旬大連灣におくられ、既在の諸部隊はぞくぞく所定の地區に集合しつつあり、征清大總督府また旅順に旗をすすめた。かくて長劍はたかく頭上にふりかざされ、十有餘年のながきにわたつて三箇の民族を苦痛と相剋と憎惡と葛藤とのふちにおとし入れた盤根錯節は、いまやただ一撃のもとにうちさられんとするまさにその瞬間、平和克復の飛報は故國からきたつてすべてはここにおほりをつげたのである。

ところでいまこの戦役の内面的意義をみるまへに、その勝敗をかくも終始一貫して一方的ならしめた要因にふれるべきであらう。列國戦前の歴史的な豫想をうらざり、「渺たる一島帝國」が巨大なる大陸帝國をただ一撃のもとにたほせる眞の秘密は、そもそもどこに存したのであらうか。これを種々なる要素の複合のうちにもとめ、それらを個々に解析し検討し基礎づけ舉證してゆくことは可能であらう。だがいかにかず多くの原因や理由の列擧といへども、戦役の全運命を決せる象徴的一事例にたちまざるものがあるで

あらうか。われわれは清國の運命を左右せる象徴的事實を、その宮廷の内情のなかにすでに歴々として看取することができるであらう。かたむきつつある老帝國をさらに破滅のふちへ拍車づけたものこそ、蔽ふべからざる宮廷の腐敗にほかならなかつた。ただ一路破局の底へすすみつつある國家にとつては、日清戦役の如きは單なる一つの結節をなすにすぎず、やがて轟然として倒壊しざるまでのまへぶれの一つにすぎなかつた。明治二十七年に豫定された西太后の還曆祝典にたいして、それに要する莫大なる經費の支辨にくるしみ、連年北洋水師經常費中より巨額の大典準備費を流用しつつあつた事實のごときは、はたして國家の運命を暗示せねであらうか。かくして戦争を目前にしなから、その行宮頤和園建築のために海軍經常費よりさかれた流用額三千萬兩にたつし、太后駐園のさいには一日の經費一萬兩を要費するといふおそろべき事態を呈しつつあつたのであつた。これにたいして勝利せる國家の運命を支配せし根源の力はなにであつたか。われわれはすでに明治二十年、わが宮中では海防の急務を御軫念あらせられ、その費用として内帑を御下賜せられ、これに應じて忠誠の臣民また献金するものすくなからず、ここに海防の準備たちまちなれる事實をみきたつた。さらに明治二十六年軍艦製造費の議會で否定されるや、六年間毎歳内帑三十萬圓を下附し、文武官僚俸給の十分の一を納れ、もつて製艦費の補足に充てしむの詔勅下り、議會また御旨を體して豫算案を議決せるの事實をもみきたつた。すでにこのなかに戦役の勝利は昭々乎としてあさらかではないであらうか。この戦役に遺憾なく發揮されし將卒の勇敢と忠誠、あますところなく表明されし

國民の熱誠と熱狂、すべてはこれ上にこたへたてまつらんとの微衷のあらはれにすぎなかつたといへるであらう。

われわれをしていましてばらく支那軍事機構、とくにその軍制分野の内面をかたらしめよ。けだしそこにこそ上層の腐敗と紊亂とは、餘蘊なき反映と浸潤とをみいだしつたのであるから——。そのながき歴史的朽頹が、軍事機構の上に集中化されて、はじめて天日のもとに曝露されたのは、まへにもつたごとく阿片戦争においてであつた。ここに露呈された指揮者や統率者の無爲無能、兵器の劣悪と補給の不完全、兵卒の訓練と統一性の缺如等々は、たとへ兵卒個々のあひだにはなほ果斷なる自己犠牲の魂、忠實な義務觀念、歴史的な傳統の精神等を存したにせよ、もはやその軍事組織をしてすくふべからざるゆきづまりのなかにおとし入れてゐた。それにひきつづく外國軍隊よりの苛烈な打撃は、敗北の原因が指揮者の無能その他の表面的な理由をこえる軍事機構のよりふかき根源的腐敗にもとづくものなることを明白にしたにもかかはらず、なんびともあへてこの眞の原因に手をふれようとはしなかつたのであつた。その後軍制や戦術や兵器の改良は着々としておこなはれ、軍隊は一步一步あたらしい方向にすすんでゆきはしたが、しかしなほ傳統的な軍隊統轄の方法と將卒の内部的精神とは依然として昔のままであつた。けだし社會の基本體制はなんらかはるところなかつたからにほかならない。かくて日本軍の精銳が陸海の戦場であひまみえた當時の清國軍隊は、頭のさきから足のつまさきまで奇妙な積木細工であり、混交物にすぎなかつた。

なによりもその統帥機構からして不可思議な前期的方式の遺物をひつかぶつてゐた。すなはち軍隊の指揮權は文武の兩方から出てあり、最高の武官といへども大抵は戦術上の指揮官たるにとどまり、戦略上の指揮は總督や巡撫等文官の任ずるところであつた。そのため戦争となると軍事に未経験の文官が突如としてあらはれ大部隊を指揮するの奇現象を呈し、日清役の場合のごとく提督葉志超、宋慶等が一方面の大部隊を指揮せるはきはめて異例といはれた。かかる統帥方式のもとにその作戦計畫が、純粹に軍事的視點から立案も實施もなされなかつたのはあえてふしぎではなかつた。そこでは政略と戦略とが混同され、用兵技術の論理的一貫性はたもたれえず、平壤派兵のごとき政略的立場からの兵力運用が平然と遂行され、作戦計畫にはいたるところ政略上の顧慮やかけひきがつきまつてはなれなかつた。さらに軍事機構の下部をなす兵制の方式も、またその中核をなす軍隊の編制も、ともに新舊の雜然たるよせあつめにすぎなかつた。その兵制は原則的には傭兵法に依據し、近代的な徴兵制度はいまだ影だになく、兵員の資質はひくく、服役年限の制のないまま老壯混合し、一律の勤務にたへ得ないものがあり、その教育程度も知識の水準も一定してゐなかつた。軍隊の給與はきはめてうすく、そのため種々の弊害あひつき、軍紀はふるはず上下は不斷に一致を缺き、統制ある動作はとうてい不可能であつた。各隊とも醫官の缺員多く、患者は自費で療養するの始末であつた。また將校の進級も、軍事上の能力よりは形式的な學問上の成績によつて決定された。

かかる軍隊に立脚するその陸軍編制においては、語の正しい意味での動員計畫といふものがなかつた。そのため戦時にさいし缺員の補充にはそのたびごとに臨時召募する必要がある、また補充上の制規のないため戦闘による減耗填補にもあらたに傭兵を召募する必要を生じた。さらに近代戦において大兵運用に不可欠の軍隊の給養や輸送の機關、兵站の設備と補給、追送および後送の諸設備等々も全然そなはつてゐなかつたから、大部隊の集合や運動にはいたるところ混亂がまきおこつた。その陸軍が運動性にとほしく攻勢的能力を缺き、いつも防守一點ばりであつたのもかくて當然であつた。しかも國內の交通運輸の未發達のため、老大な常備兵力はひろい領土の各省に散在し、これを急速に一地に集合させることはできなかつた。したがつて日本にたいして政府は百萬になんなんとする大兵を動員したにもかかはらず、實際戦地に使用したものといへば韓國に二萬、奉天省内に十七萬、直隸省内に十九萬、合計約三十八萬にすぎず、しかも奉天・直隸兩省においても給養や輸送の都合で一地に集合させることができず、戦闘にさいしてはほとんどつねに日本軍より劣勢の地位にたつありさまであつた。最後にその戦術上の缺點をいへば、一地に兵力を集結する方法をとらず、「後路應接」の名のもとにかならず數段の配備をとることであるとされた。かかる戦術區分をもつてすれば、戦闘に全力を發揚できないのはわかりきつた話であつた。尤も一部の軍隊は外人教官より教育をうけ、近代戦術に慣れてはゐたが、大半はかかる幼稚な戦術のもとに不十分な訓練でもつて満足してゐたのであつた。

それではかかる陸軍と比較してその海軍の内容はいかゞ。とくに堂々の外觀をもつて戦前わが上下に絶大の心理的作用を及ぼしたる北洋水師の性格はどうであつたか。一言にしていへばこれもまた本質的に陸軍と同一のものであつた。舊式の基底の上に、近代式外形がつみあげられたにすぎなかつた。艦艇は精強であつたが内部の精神は死滅にひんしてゐた。とくにその幹部將校の無能と腐敗、下士官兵の軍紀紊亂は、開戦前後にはすでにその極にたつしてゐたといはれる。^(六)前記のごとくその費用中より巨額の分を年々官廷のためにさかれたため、所屬艦艇の破損や故障は多く放擲せられ、彈藥軍需品もまた大缺乏をつぐるの實狀にあつた。かくて開戦前この海軍の建設者たる李鴻章自身、戦勝の確信も見とほしをもちえなかつたのになんのふしぎがあつたであらうか。これを要するに清の陸海軍とも、いまだ共通の精神と觀念、意志と感情にとらぬかれた近代的な國民的軍隊とはなつてゐなかつたのである。過去のいつさいの改革は、毫も軍事機構の本質にたつするものでなく、單なる部分的表面的外形的のものにしかすぎなかつた。日本の軍事機構が根柢から近代的方式の上に再組織されたのにならして、支那のそれはなほふるき機構の本質を維持せしめつつ、外面のみを無意味にねりたてた鍍金にしかすぎなかつたのである。そしてこのことは國家の基本的特質からくる必然の結果なのであつた。けだし陸海軍制の基礎を制する政治の機構、それとむすびつく社會や經濟の基本構造において、なんら本質的な轉換も再編もおこなはれなかつたがゆゑに――

ところで日清戦争そのものの眞の意義はどこにあつたであらうか。この戦争をもつて「日本によつて代表せられたる近代文明と、支那によつて代表されたる野蠻、すなはちのぞみなき廢物文明との衝突」とみるがごときは、きはめて皮相の觀たるをまねがれえないであらう。文明といひ野蠻といひいづれも相對的な觀念であるにすぎず、しかもそれらは事物の現象を表現しえてもその内面的意義をいひあらはしえないからである。あるひはこの戦争をもつて日清兩國の戦争としてよりは、むしろ當時の獨佛露英米等の諸國の對抗關係の東洋的結節としてみるがごときもまたかならずしも事態の真相を看破したものとはいひえないであらう。いかにもこの戦役の周圍に、國際外交關係の複雑な網がはられてゐたことは事實であつた。かかる網の目のなかの身うごきならぬ東縛と監視の舞臺で二箇の國家は格闘し、しかもそれが終るとみるや突如この網はひきしめられ、美事その當事者たちを料理しおはつたのであつた。ことに勝利せる國家においては、三國干涉の苛烈な現實は、未曾有に昂揚されし國民的感情に三斗の冷水をうちかけ、勝利の饗宴をしてたちまち臥薪嘗膽の忍苦の行へと一變せしめた。民族がそのために死生を賭せし半島問題の解決、全東亞問題解決の端緒は、かくしてふたたび最初の出發點にふりもどされたかの感があつた。かうした意味からいへば、いかにも日清戦役の國際政局的契機、この戦争における國際對立關係の決定的役割は否定することができないのである。しかればこの意味のなかに、日清戦争の全意義と價値とはくみつゝされてしまふのであらうか。單に極東の問題を歐米列強の世界政策問題のただなかへひきづりこんだといふ

ところにのみこの戦役の意味があり、大東亞の運命自體にとつてそれはなんら本質的なかかはりをもたなかつたのであらうか。

いかにも日清戦争における歐米諸國の赤裸々なる行動は、この戦争が直接目的とした課題そのものの解決を、とほくのかなたへとおしやつたばかりか、かへつてあらたな國際的紛糾の原因をつくつてしまつた。しかしこのことは決してこの戦争が日清兩國にとつて、さらにはまた全東亞の諸民族にとつて、なんらの意義をももたなかつたといふことを意味しないのである。二箇の民族はこの戦争において單なる一半島の去就をあらそつたのではなく、事實ははるかに重大な歴史的任務と民族的役割との課題を負ふてあひ格闘したのであつた。かかる課題とはなにであつたか。ちかき將來全東亞問題の解決を東亞自身がおのれの欲求と力量とをもつて提起するとき、おなじ東亞の内部においていづれの民族がはたしてその内部的指導權を有すべきかてふ、冥々のうちに提起せられた一大課題こそ、すなはちそれにほかならなかつたのである。二箇の民族は意識するとせざるとにかかはらず、かかる將來の運命をかけてたたかつたのであつた。いづれはおのれたちの子孫が現實になふであらう歴史的任務獲得の課題を賭した一戦こそ、日清戦争にほかならなかつたのである。しかもこれに敗北せる國家がその敗北を男らしく承認し、いさぎよく戦勝者の前に身を屈するといふ途をとらず、歐米諸國の貪欲なる胸のなかに身をなげかけ、その抱擁にすべてをまかせることによつてあさはかにも戦勝者に復讐せんとしたとき、かれはみづからの歴史的運命を決定的なら

しめたのであつた。これはただに自己民族への裏切り行爲たるのみでなく、よりいつそうかれら歐米諸國の抑壓下にある東亞數億の民族にたいするそれではなかつたであらうか。この戦争が解決せんとした三箇の民族の苦痛をかへつて深刻ならしめ、さらにその後十年を経てやうやく局部的解決をもたらしたごときあらたな紛糾の種をまいたものは、じつにこの戰敗國家の無氣力・腐敗・墮落・拙劣・裏切り等々以外のなにもでもなかつたのである。^(八)この無氣力に乗じて侵略國がその齒をむきだしにした「三國干涉」の事實によつて、戰勝國家はものの美事にその成果を強奪されはした。いかにもかれはこのためいくた忠勇なる將兵が碧血をながしてかちえた遼東の山野を掌中から手ばなさざるをえなかつた。しかしかれら將兵がその血をもつて獲得した無聲の榮譽、全東亞における東亞民族としての内部的指導權の獲得といふ偉大なる世界史的榮譽は、いかなる國家といへどもはや絶對にこれを奪ひさることはできなかつたのである。かれらの犠牲によつて、いまや「極東無名の一小國」は、ただに新銳あたるべからざるの勢ひをもつて、一躍國際政局の舞臺におどりあがつたのみでなく、その戰勝を通じて東亞における諸民族指導の未來の榮譽と使命とをしつかとばかり把握するにいたつたのである。十餘萬の大兵と六萬噸の堅艦とを秩序整然としてうごかせる現實をみた歐米の侵略諸國にして、この制すべからざるわかき戰勝民族の勢力が、やがて渺たる一半島をこえ、中部支那沿岸、滿洲の全地域にまで、侵々乎としておしすすめられる未來の實像を、戰慄のうちに印象づけられない國家が一つでもこのときあつたであらうか。

(一) 日清役に參加せる日本の各部團隊人員の總計は、つぎのごとくであつた。

種別	海外服務者	内地服務者	合計
將校同相當官	五、一八四	一、五八二	六、七六六
准士官下士同相當官	一六、九九一	六、九三二	二三、九二三
兵卒	一五一、八四二	五八、〇八五	二〇九、九二七
總計	一七四、〇一七	六六、五九九	二四〇、六一六

但、外に高等判任文官、雇員備員六、四九五(海外四二七五、内地二二二〇)、雇役軍夫一〇〇、〇〇〇以上を使用す。
(參謀本部編「明治廿七八年日清戰史・第一卷」六四—五頁により作成。)

(二) 大本營の編制とのおもなる職員とは、つぎのごとくであつた。

- イ、侍從武官——陸軍少將岡澤精、陸軍歩兵中佐中村覺、海軍少佐齋藤實、海軍大尉川島令次郎
- ロ、軍事内局員——陸軍少將岡澤精(長)、海軍少佐三須宗太郎、陸軍憲兵大尉糸賀虎次郎、海軍大尉丹羽敏忠
- ハ、幕僚
 - (一) 幕僚長——陸軍大將織仁親王
 - (二) 陸軍參謀部——陸軍中將川上操六、陸軍歩兵大佐高橋維則
 - (三) 海軍參謀部——海軍中將中牟田倉之助、海軍大佐角田秀松
- ニ、兵站監部
 - (一) 兵站總監部——陸軍中將川上操六(總監)、陸軍歩兵少佐田村怡與造(參謀)
 - (二) 運輸通信部

- 長官部——陸軍歩兵大佐寺内正毅(長官)
- 鐵道船舶輸送委員——陸軍工兵少佐山根武亮
- 野戰高等電信部——陸軍工兵少佐渡部當次(長)
- 野戰高等郵便部——逕信書記官湯川寛吉(長)
- (三) 野戰監督長官部——陸軍監督長野田蓄通(長官)
- (四) 野戰衛生長官部——陸軍軍醫總監石黒忠惠(長官)
- ホ、管理部——陸軍砲兵少佐村田悳(部長)
- ヘ、陸軍大臣及屬員——陸軍大將大山巖(陸軍大臣)、陸軍砲兵少佐福家安定(同副官)
- ト、海軍大臣及屬員——海軍大將西郷從道(海軍大臣)、海軍大佐山本權兵衛(同副官)

(前掲「日清戰史・第一卷」附録第九、松下芳男著「日清戰爭前後」一二三—四頁等による。)

- (三) 「夫レ開戰當初ヨリ戰爭終局ニ至ルマデ其作戰計畫ヲ極テ微細ニ豫定セントスルモノアレバ之レ大ナル誤謬タルヲ免レズ始メテ敵ノ首力ニ衝突スルヤ其成果如何ニ依リ爾後ノ籌策ヲ決定スルヲ要ス百般ノ事假令豫メ計畫スルモ機ニ臨ミテ概ネ實施シ難キノミナラズ豫期セザリシ事件續々湧出シ來ルヲ常トス故ニ形勢ノ變化ヲ精察シ豫メ時間ノ裕餘ヲ計リ之ニ應ズルノ措置ヲ案ジ果斷以テ決行スルハ作戰ヲ指揮スルノ要訣ナリ」(フォン・モルトケ著「獨佛戰爭史」偕行社譯、一一—二頁、參照、プロシヤ參謀本部戰史課編「一八七〇・一八七一年獨佛戰史・第一卷」日本參謀本部第四部譯、九〇—九二頁)

- (四) 七月十六日附をもつて李鴻章より北京の總理衙門宛に打電された案文が、一般に清國の對日作戰方針をふくむものとみなされてゐる。それに曰く——

「……査するに漢城仁川附近一帶倭兵水陸の分布嚴密なり是まで中國兵を朝鮮に進むるには皆平壤の北路より進發

す現に總兵衛汝貴を派し盛軍馬歩六千餘人を統べて平壤に進め宋慶の所部提督馬玉昆は毅軍二千を統べて義州に進み均しく商局輪を僱ひ分て海道より起て大東溝に至り岸に登て節々前進し機を相て妥辨せしめ需むる所の軍火器械、糧餉の轉運等の各事均しく日を尅して辨齎して缺誤なからしめ並せて盛京將軍に電商して左寶貴を派して馬歩八營を統べて平壤に進み各軍と會合し漢城を援はんことを圖らしむ葉志超の一軍に至ては已に該提督に電商して某を平壤に移して厚く其勢を集めしむ其覆准を俟ちて即ち丁汝昌を派し海軍能く戰ふの船を酌帶して朝鮮の海面に往きて巡護遊突以て策應に資せん是れ目前の布置大略の情形なり沿海の各口に至ては旅順大連灣威海衛等の如きは早く布守の嚴整せるを経たり……」(藤野房次郎譯「中東戰紀本末」二二三—四頁)

- (五) 「當時或る新聞紙は、丁提督が敵艦を捜しだして、これと交戦することに失敗せるを指して、卑怯のせいにするのをばからなかつたが、余は、所謂威海衛『襲撃』後、總理衙門(外務省)から丁にたいして、山東燈臺より鴨綠江口まで劃された一線より東方には斷じて巡邏すべからずといふ絶對的的命令が發せられてゐた事實を云つておきたい。この勇敢なる老水兵はこの事を憤慨し、またその士官中のある一派の中にひそむ己れへの離背を憤つたけれども、しかしかれはこの命令に背くことはできなかつたのである。」(フィロ・マクギッフィン稿「鴨綠江の戰闘・支那甲鐵艦鎮遠副長の個人的回想」「センチュリー・マガジン」一八九五年八月)

- (六) 「たしか平遠なりしかと覺ゆ。修理の爲入港せし故、海岸に到り見物せしに、一砲門よりは、洗濯物下り、且不潔不整頓を極め居れり。神聖を保つべき砲門に對し、恚かる不作法を而も外國にありて敢てするを憚からずとせば、彼等が覺悟の程も推し量られ、如何に堅艦巨砲を有すればとて、いかで其の威力を十分に發揮し得べき、縦し其の中に二三の名將ありとも、精神振はざるの兵員を使ふにては、勝を得ること難かるべしと思考したり。」(東郷平八郎全集・第一卷「九六—七頁」)

(七) 三國干渉當時における列國の海軍力をしめせば、つぎのごとくであつた。

艦種	英國	佛國	獨國	露國	伊國	米國	日本
一等戰艦(一萬噸以上)	二二	一八	四	一〇	一二	四	〇
二等戰艦(七千噸以上)	一一	一三	七	八	四	〇	〇
三等戰艦(七千噸未満)	一一	六	一	〇	五	二	〇
一等裝甲巡洋艦(六千噸以上)	三一	一四	〇	一一	六	三	〇
二等巡洋艦(三千六百噸以上)	四七	二五	九	二	〇	〇	七
三等巡洋艦(千五百噸以上)	五一	三一	一九	三	〇	〇	六
合計	一七四	一〇七	五〇	三四	二七	九	一三

但、各國の分は既成および建造中のものをふくむ。

日本の分は戰利艦鎮遠(七、二二〇噸)、同濟遠(二、四四〇噸)、同平遠(二、一五〇噸)を除き、二等巡洋艦およびこれに準ずるもの七隻(軍艦一、巡洋艦三、海防艦三)、三等巡洋艦およびこれに準ずるもの六隻(軍艦二、巡洋艦四)、合計十三隻とす。

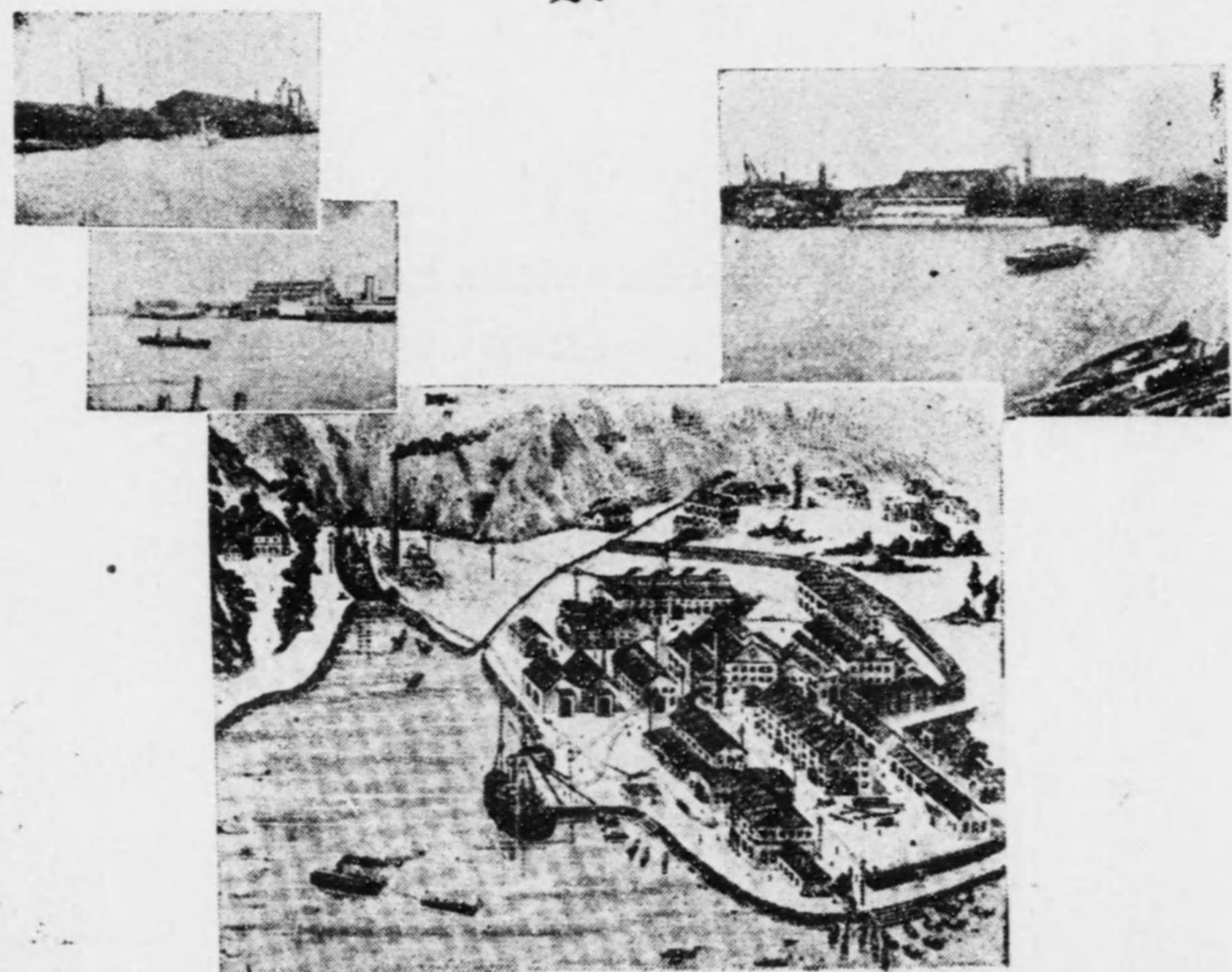
(「一八九四年英國海軍年鑑」「近世帝國海軍史要」所載、八五四―五頁)

(八) 「百戰百勝の勢に乗じて思ひのまゝに支那を處分し終つた日本が、三國の一喝に縮み上つて彼が大陸進出の宿志を放棄せざるを得ざるに至つたのは、北京の滿廷をして狂喜激悦せしめたのである。總理衙門の諸大臣は、相率ゐて三國公使館に御禮詣りの御百度をはじめ、その中の或ものへは、六日の間に五回も續け様に訪問すると云ふ仕儀であつた。三國の好意を謝すると共に、干渉後の善後策に付て諸公使の助言を求めようと云ふのだつたのである。彼等の中には、惡みてもあまりある日本に恥をかゝしてくれた列強への報酬に付、殆んど賣國的論議にも等しいことを平然と

して口にしてゐるものもあつた。四月二十日に於ける南洋大臣張之洞の奏議の如き即ち是にして、彼は、露國に新疆又は天山南路、回疆、天山北路のあたりを、英には後藏一帯を與ふることによつて此際に於ける援助に酬ゆべしと云つた。」(煙山專太郎著「日清日露の役」「岩波講座・日本歴史」所載、二二―二頁)

二 軍事生産の基底と背景

第五章 日清戦争



清國軍事機構の變遷——その社會的經濟的性
 格——清國經濟社會の轉換——近代化への旋
 回——清國軍事工業の發達——近代工業の勃
 興——清國近代經濟と軍事工業との性格——
 清國軍事技術の水準——日本の水準との比較
 ——日本近代工業の勃興——産業革命の開始
 ——紡織工業の自立化——半島市場確保の問
 題——準軍事工業の發達——鐵道・車輛・海
 運・造船——日清役における準軍事工業の活
 動——生産と技術との戰時的役割

(表頁圖版——日清役前後の民間造船所=右から川
 崎、三菱長崎、石川島の各造船所ならびに大阪鐵工
 所)

われわれは以上において、日清戰爭の主要な作戦行動を素描し、その主體者たる陸海軍の制度的特徴をも概観してきた。ここではこの戰爭の基底によこたはれる廣汎な技術と生産の領域の特徴をみてゆきたいとおもふ。戰爭行爲にさいしていや應なく表面におしだされる敵對國家の軍制上の性格は、その軍事技術上の特質と不可分のものであり、ともに國家の基本的性格そのものから生じたものにすぎないのである。そもそも清朝は、その支配のはじめから巨大な官營軍事工業の創設によつて國家の性格と方向とをはつきりと表示してゐた。わが寛文元年にあたる順治十八年に、東西百五十九丈六尺、南北十八丈の大面積をもつて創設された吉林造船廠は、この時代ヨーロッパの各地に建設されつつあつた絶對制的中央集權政府の官營企業に充分匹敵するものとして、その國家の軍事的性格と方向とを特徴づけてゐたのである。しかるにその後一世紀を経ずして、六代高宗のころから官僚機構の腐敗はやうやく軍事企業への放擲と武備の荒廢となつてあらはれ、國家をして破滅の危機へとみちびきはじめた。國家の方向をあやまらせた最大の要因は、その軍事機構の維持・強化の源泉を生産的な産業政策の實施に求めずして、むしろ租稅政策の安易かつ不生産的な追求のなかにもとめたことであつた。軍事機構の物質的基礎をなす軍事工業やその産業的背景を強力に發達させるのではなく、もつぱら鑛稅、鹽稅、關稅等の財源の吸取の強化にのみ依據せんとした態度は、國家自體の正しい發展を阻碍せざるをえなかつた。造船・鑛山・金屬等の重要な諸經營を中

絶せしめてしまつたとき、清朝軍事國家の没落はさくべからざるものとなつたのである。かかる國家の政治的性格と照應しあふものは、その社會的經濟的側面における特徴ある前期的性格であつた。その國家がすわつてゐたのは、前期的な地主と商人勢力の巨大な機構の上であつた。いはゆる官人支配を上層組織として下部には封建的地主制と高利貸制とがかたくむすびつきあつてゐた。封建地主、官人、郷紳、高利貸、商人等々は內的にむすばれた渾然たる統一體を構成し、そこから地代の強化と利子の高率化、土地の兼併と官權の濫用等が必然的にうまれてきた。官僚は同時に地主であり、地主は同時に商人であつた。かかる高利貸的官僚と高利貸的地主と高利貸的商人とが緊密に絡みあひ、清朝專制政治の寄生的存在として完全な三位一體をなすところ、産業や工業の正常な發展のおこなはれるはずはなかつた。商人資本と高利貸資本とは廣汎に農村に寄生し、官僚とむすびつきつ小生産者の大群を苛酷に收取するのみでみづからは産業資本に轉化しようとせず、いたづらに社會の内部に經濟的頹廢と政治的墮落とをもたらすにすぎなかつた。かくて産業資本の生成と發展とは阻碍され、ギルド的形態を脱した資本制的分業制手工業の發展は遅々としてすすまなかつた。そこに存在するを得た分業制手工業經營はほとんど官營的形態のものであり、しかもそれらはすべて典型的な前期的性質によつてつらぬかれてゐるといふありさまであつた。それらは中央集權下の強固な官營企業といふよりは、むしろ貪官汚吏に支配される官吏事業ともいふべき性質のものであつて、官人たちの純然たる私財蓄積の具と化しあつてゐたのである。かかる官吏企業體は民間にお

ける産業資本の擡頭と競争とをおそれ、その自生的發達を抑壓し、ただ自己と抱合聯繫するかぎりでのみ民間事業の成立をみとめた。したがつて重要な分業制手工業經營はすべてかうした基本的制約をうけて停滞化し、ただきはめて零細規模のもののみが微々たる存在をしめす程度にとどまつたのである。要するに苛税にくはふる保護育成策の缺如、生産技術の低位と朽廢、國內市場の狹隘、商人資本の産業支配等——これらの諸要因が合して經濟上の正常的發達を全然とざしてゐたといへよう。

かうした清朝經濟社會の上に、最初の衝擊をあたへたのは阿片戦争であり、第二の衝擊をおよぼしたのは九代文宗の咸豐末年におこつた内外の戦亂であつた。最初阿片戦争の敗北が確定的となるや、林則徐その他の新官僚たちは、敗北の原因が軍備の舊式化と荒怠化にあることを明白に認定し、あらたな兵備の建設をこころざすにいたつた。わが天保十三年にあたる道光二十二年に締結された屈辱的な南京條約は、保守的な清朝政府、特に皇帝の眼をさませ、從來の政策の轉換と海軍力その他軍備の強化とを決心させたのである。かくて政府はいよいよ造船造兵の事業を開始することとなり、まづ道光二十四年に傳來の鑛業政策を一擲して、民間への開鑛獎勵の諭令を發した。ここにながき停滞をやぶつて、清朝經濟社會の近代化への旋回がはじまることとなつた。その後十年たらずして、國內には太平天國の亂が勃發し、ひきつづき對外的にはアロー戦争がまさおこつた。これによつて國家はほとんど分裂と崩壞の危機にひんしたのであるが、穆宗の即位のころには一應内外ともに危機を脱し、清朝の生命をのばすことができたのである。

これらの経験は徹底的に洋式兵器の威力をさとらしめた。とくに左宗棠、曾國藩、李鴻章等、太平天國運動にたいして勅命をおびてその討伐に活動せる新官僚たちは、洋式兵器の製出こそ對外的にも對内的にも國家保持の唯一の方策たることを確信させられ、ここに林則徐の遺志をひきつぎ官營軍事工業の建設をはじめむるにいたつた。かくて同治元年より光緒のはじめごろ、すなはちわが文久二年より明治十年前後へかけて、近代的軍事工業の移植・創設の時代が展開されることとなつたのである。内外の危機に面した前期的世界が、諸種の近代工業の創設と採用とにさきだつて、まづ機械制軍事工業の建設を開始したといふ事情において、これはまさにわが幕末のそれと同一の現象をしめすものといへよう。同様な歴史的條件の作用により、ここでも近代工業への轉換の先頭をきつて、まづ國防工業が先行的に勃興せしめられたわけであつた。

近代的軍事工業の端緒は、わが文久二年に李鴻章によつて計畫された上海の製砲所がそれであつて、この工場は同時に支那における近代的な機械制工場の嚆矢でもあつた。ここへは外人技師が招聘され、洋式銃砲とその彈藥類の模造がおこなはれた。ついで別に蘇州に三工場がもうけられ、ひきつづきぞくぞく各地に造船、兵器、機械等の官營工場が建設されていつた。これらの諸企業多くは、その設立後いくばくもたらずして資金難におちいり、經營困難となつて經費の捻出にくるしめられる結果となつたが、二三の企業のみは成功して大きな業績をあげることができた。上海の江南製造總局、福州の馬尾船政局、天津の

機器製造局等がそれであつて、これらの造兵造船工場が達成しえた新式兵器の生産と技術の發達とのおかげで、一應軍隊の裝備は改善され、沿岸の防備は強化され、對内威力は大いに増加したのであつた。このうち江南製造總局はさきの上海製礮局その他が再編されてわが慶應元年に創設されたものであつて、二年後に擴張工事を終へたときには、多くの機械設備と千餘人の職工とをふくむ一大企業と化してゐた。機械、船舶、銃砲、彈藥等を製造し、ほかに乾ドックをも有した。その造船部は船體、ボイラー、機關の三部門にわかれ、三名の外人技師と數百名の支那人工員とを擁した。わが明治元年から九年へかけ汽船七隻を建造し、ほかに小型の商船と軍艦をも竣工せしめた。また造兵部ではレミントンその他の新式連發銃、百二十ポンドアームストロング砲その他の砲類、彈丸、火藥等を製出し、わがくにで村田連發銃を採用してのちは、ここでもオースタリー製のマンリッヘル銃、ドイツ製のモーゼル銃等最新の連發銃を購入してその模作をはじめるにいたつた。火藥の日製高一千ポンド、レミントン彈丸の日製高五千個と稱された。慶應二年に左宗棠によつて建設された馬尾船政局は、長さ三百三十フィートの清國唯一の引揚船臺を有し、わが明治七年ごろまでに汽船約十五隻を製造した。これとおなじ年に李鴻章によつて天津に設置された機器局は、毎年多少の繰越金をうむほどの堅實な發展ぶりをしめたのであつて、清國軍隊の裝備の改善に最大の貢獻をなしたのであつた。わが明治二年に大擴張をおこなひ、職工八百人を擁した。東西の兩局にわかれ、各種の銃砲用火藥類、レミントン銃や改良スナイダー銃、それらの部品、彈帽、彈子、彈藥等、ま

た砲車やクルップ砲彈、水雷等々を多數に生産した。

かうした官營の機械制軍事工業の成立期をうけつぎ、だいたい光緒四年ごろより二十年へ、すなはちわが明治十一年から日清戦争勃發のころへかけて、種々の一般機械制工業が勃興し、支那經濟史にあたらしい一頁を開かせるにいたつた。これらの近代工業は主として官督商辦の形式をもつて經營された。この新時代の端緒は、わが明治十一年左宗棠が完成せしめた甘肅織呢總局がそれであつて、これが支那近代紡織工業の發端をなしたとされる。諸機械をドイツより購入し、二百四十馬力の發動機一基、織機二十一臺をもつて、一日に羅紗二十疋を製出した。この企業は明治十七年ごろ閉鎖のやむなきにいたつたが、しかしこれにひきつづき、製絲、綿織物、鑛山、製鐵、製粉、製紙、セメント、燐寸等々の諸工業部門にぞくぞくと近代式企業が出現してきたのであつた。軍事工業の部面ではこの時期に造船業がふるはなかつたが、他方各省において兵工廠の建設されるものすこぶる多く、とくに明治二十三年、張之洞が漢陽に設立した製鐵と造兵の二工場のごときは、規模さはめて大なるものであつた。

かうした清朝經濟社會の日清開戦までの新傾向、すなはち軍事工業を先頭とする近代工業の勃興・成立は、はたしてどのやうな性質と意義をもつてゐただらうか。外面的にはそれはわが國の幕末より明治へかけての經濟的發展ときはめて類似したものであつた。けだし兩者ともにおなじやうな歴史的條件の影響のもとに、前期的經濟の近代化への轉換を餘儀なくされたのであつたから。しかしその内容においても

兩者ははたして同一の性質のものであつたであらうか。單にその外面の現象や過程にとらはれ、兩者がふくむ本質的な差別性を不問に附するとき、われわれは日清戦争の重大な祕密の一つをおそらくみのがすことになるであらう。この戦争の推移や結果を單なる表面の事象によつてのみ判斷し評價し認識することになるであらう。なによりも重要な一事は、清朝社會に發生した近代工業そのものが、あたらしい經濟體制と生産機構への轉換をしめしながら、つひに正常な發展の軌道にのり得なかつたといふ根本事である。近代工業の端初的成立ののち、それがつひに本格的な産業革命の過程にはいりえなかつたといふ事實の根本的原因は、いふまでもなく前代よりうけつがれた經濟的諸條件の未成熟にあるのであるが、より直接の理由をなしたものは政治體制の前期的性格からくる制約がそれであつた。清朝專制政治の前提條件が依然としてかはらざるかぎり、いかなる近代的機械制工業といへども、正しい發展のみちにつくことはできなかつた。もとより民間産業資本のなほ幼弱な時代において、上からの積極的な近代工業移植の企圖はさけることができないのであるから、本格的な産業革命への阻碍の原因がかかる工業生成の形式にあるとはみなすことができない。問題はむしろ政治の性格がかかる近代工業移植の過程にいかん滲透し、その移植の結果をいかに運命づけたかといふ點にあるのである。すでにこれまでにみてきたごとく、わが國では明治維新てふかがやかしい政治的轉換ののち、新政府によつて進歩的な近代工業の試験的移植が遂行され、それらが民間企業としての發展の見とほしをもちうるにいたつてはじめて無料にちかひ價格ではらひさげられ、

爾後の發達のためにもありとあらゆる保護育成策が講ぜられた。これに反して、支那では移植された諸工業は財政的理由のため官營維持がもはや不可能となつたとき、その經營費補填のために民間資本をここに吸収すべく官督商辦の方策がとられた。その結果は下からの民間資本と廣汎にむすびつき、その急速な發達を助長するといふことにはならず、官營ないし官商合辦事業は經營悪化してほとんど失敗するか、またはそれにちかひものとなり終つたのである。すなはち紡績業などのほかは大部分衰微してしまつたのであつた。

この場合特筆すべきは、かかる近代工業移植の時代に演じた軍事工業の役割であつた。だいたい相似せる原因のもとに、その時期もほとんどひとしく慶應年代から軍事工業の先行的發展を開始させながら、清朝政治の性格は、その後軍事工業をして全然わが國のそれとはことなつた役割を演じさせるにいたつた。わが國では維新の改革によつて機械制軍事工業はすべて前期的經營體から新統一政權の手にうつされて根本的に再編成され、間もなくいつさうの擴張と強化とをはかられ、その周圍には重要な準軍事工業の育成と確立とがおこなはれ、かくしてつひに國防の基底たる兵器の獨立を一應達成するとともに、あたらしい産業革命の前提をみづから準備するといふ歴史的役割をはたしたのであつた。これに反し支那では官營軍事工業は總て腐敗せる官僚機構と財政機構とへの依存のもとにおかれ、その支配から脱することができなかつたから、當然に他の一般工業の促進劑となりえず、民間經濟生活に何らの刺戟をもあたへえず、生産

機構轉換の嚮導者ともなりえず、むしろ逆に他工業と相剋し、その發展をさまたげるといふ否定的役割を演じたのであつた。かうした軍事工業の矛盾は、ちやうどわが國の幕末期に藩營軍事工業が露呈したものとおなじであつた。その役割も、また財政的行づまりの現象のごときも、全く同一の性質のものにすぎなかつたのである。したがつてまたその經營内容においても、日清戦前の兩國軍事工業は全くちがつた性質のものであつた。清國陸海軍ではいまだわが國のごとき独自の制式兵器を制定するまでに至らなかつた。たとへ外國技術の輸入と機械の採用をみたにせよ、その造兵造船工場の技術水準は、いまだ外國兵器の模倣以上にするものではなかつたからである。それは独自の制式兵器の大量生産を開始し、兵器の獨立を達成するまでにはなほ前途はるかなるものを有した。その結果日清戦争にもちだされた清國陸軍の兵器は雜駁をきほめ、同一部隊に數種の型式を混用し、しかもそれらのほとんどが輸入銃砲である點は、あだかもわが國の維新戦争における幕府や各藩の軍隊を彷彿たらしむるものがあつた。かうした輸入銃砲の混用が、戦時中彈藥補給にいかなる困難をもちきたすかについては、すでにわが國では十年役に經驗されてゐたのである。清國がもちひた兵器の大部分はモーゼル銃とクルップ野山砲とであつて、それに若干レミニントン、グラー、スナイダーの諸銃が併用されてゐた。一方でガットリング機關砲やクルップ七糎半速射野砲のごとき最新式火器が使用されるかとおもへば、他方で二人用の前世紀的な擡槍や矛、大刀や旗幟等が使用されるといふ實狀であつた。またその造船設備の水準では、海軍のための複雑な艦艇製造のごときはもちろ

んのぞみうべくもなかつたから、わが海軍が鋭意國內生産に邁進しつつあるとき、かれはほとんど輸入にあまんにてゐたのであつた。^(四)要するに清國の戦前の状態のごときは、わが國ではすでに幕末の段階に經驗せられ、明治十年代にはやくも克服されてゐたのであるから、これと比較して戦前の清代軍事工場は技術的には幕末より明治初頭のわが國軍事工場の段階にあつたと論斷しうるであらう。技術的視角をはなれたより原則的な立場からいへば、それは近代的統一國家のもとに再編成された純然たる近代的經營ではなく、前期的政治形態のもとに先行的に採用された早期近代式事業にほかならなかつたのである。かくてまたその一般工業の段階も、種々の近代的機械制工業の勃興にもかかはらず、なほ分業制手工業の段階をぬけることはできなかつた。官僚的統制のもとに商辦事業は日清戦争までほとんどおこらず、この戦争後やうやく支那の民間工業が發展しきつたのである。しかしこのときはもはや外人資本のとうとうたる侵入によつて正常なる經濟的發達の無残にもゆがめられ、ふるい商人資本が買辦として外國資本と抱合することにより、ここに戲畫化されたあはれむべき支那の「近代化」を開始せしめる結果となり終つた。わが明治の末年ちかく、立憲制採用と議院開設との豫約がなされたが、もちろん事態はもはやあまりにもおそすぎた。けだし自立的な國內改革のみちは、すでに完全に閉鎖されてしまつてゐたからである。

さて以下において、日清戦争におけるわが方の軍事生産の基底と背景とを略述してみよう。すでにみたごとく明治二十年前後は、それまでの營々たる努力が最初の實をむすんで、陸海軍の諸工廠が一應兵器の

獨立を達成させ、同時にその完全な技術的生產的獨立化のための再出發點にたつた時期であつた。この軍事工業にとつて記憶さるべき時期は、一般の産業ないし工業にとつても眞に注目さるべき時期でもあつたのである。すなはちこの時期こそ、それまでもつばら上からの努力によつて移植・開拓・育成されつつあつた近代的諸工業が、はじめて一般民間の産業社會とむすびつき、そこへ最初の根を下し、その後はもはや停滯もなければ後退もなく、ただ一路産業革命の過程に突入しはじめた劃期的な時期なのであつたから――。十九年の初頭紙幣整理の完了を合圖として、不況沈靜期が克服されるや、それまで低迷待機しつつあつた投機 企業熱は勃然としてまきおこり、生産と流通の各面に活氣をふきこみ、とくに工業上では政府拂下工場の再出發とならんでいたるところ近代的な機械制工場や巨大事業を出現させるにいたつた。これより二十三年ごろへかけて、綿絲紡績業と鐵道業とを中心に、製絲、織物、麻糸紡績、洋紙、セメント、硝子、製藥、電氣、人造肥料、機械、造船、海運、鑛山、土木、建築等々廣汎なる部門にわたつて近代式經營が發生し、展開するにいたつたのである。もちろんそれぞれの工業部門の全體からみれば、これら大經營の比重や機械化の程度は、決していまだ有力なものではなかつた。とくに技術的に困難な領域においてしかりであつた。しかしその機械化がいかに微々たるものにせよ、それが本格的な産業轉換の軌道にのり、もはやインドや支那のごとき經濟社會の畸型化・歪曲化をうくるおそれなき確固たる基石をすゑつけたことにはなかつたのである。かくてここに出發點をもつた産業革命は、二十三年最初の經

濟恐慌を経験しつつ、爾後日清戦争の勃發までたゆみなき進展をしめすのであるが、その中心をなした紡織工業の近代的大工業化こそは、この戦争の運命ときつてもきれない関係を有したのであつた。

まづ綿織物業においては、明治十八年にはやくも内地生産額が輸入額を凌駕することによつて初年以來巨額な外國品の侵入になやみつあつた綿織國內市場を回復し、この回復した力をもつて二十年代から金中製織を中心に大産業時代へといつた。これについて紡績業でもまた二十三年その内地生産高が輸入高をおひこすことによつて國內市場を外絲の攻勢から回復し、國內綿織のための原料を掌握してその創業時代を完成せしめた。しかもそれは息づくひまもなく直ちに狹隘な内地市場を超えて支那・朝鮮方面の輸出へと移る事となつた。紡績業者が國外輸出の強化を決意し、紡績聯合會が滿場一致對支輸出を議決したのは二十三年十一月のことであり、翌月にはやくも最初の輸出綿絲見本が支那へ送られていつた^(五)。かかる紡織工業の飛躍的發展を中心とする海外への經濟的進出は、民族的發展の端的な表現であり、反映たるにすぎなかつたであらう。それが最初の目標とした半島市場においては、しかし眞向から清國商業資本の勢力とぶつつからねばならなかつた。すでにイギリス産業資本とむすびつける清商の勢力は、十七年京城事變を契機として、半島各地において強力な進出ぶりをしめしつつあつた。この場合日清經濟勢力の消長は、當然その政治上の力關係のいかに依存せざるを得なかつたから、わが政治的勢力の一時的後退に乘じ、清商は半島輸入品の眼目たる金巾・寒冷紗等の仲繼貿易を次第にその手に掌握しはじめた^(六)。半島主要港の

全輸入貿易においても、清商は漸次日本商を壓倒するの勢をしめしてきた。すなはち二十三年と二十五年を境として仁川・元山兩港における彼我の主導的地位は顛倒し、ついで日本對鮮貿易の牙城たりし釜山もまた蠶食されんとする形勢となりきたつたのである^(七)。かくて戦前、わが産業資本に對する清國商業資本の經濟的壓力は、もはや經濟外的手段による以外にはいかんともしがたいの地點にまですすめるかの感があつた。しかも内地の經濟的市場的事情は、産業的發展の基礎條件として朝鮮販賣市場の確保いかに死活の重大性をなはしめるにいたつてゐたから、いはゆる半島問題の解決と政治的指導權の回復とは、その心奥から要望するところであつたのである^(八)。外國資本とむすびつける支那商業資本は、かく半島に進出しつつあつたといへ、その國家の土臺たるべき經濟社會は、すでにみてきたごとくなほ前期的世界に踰踏しつつあつたのであるから、ひとたび實力的解決の問題となれば、國家が依據すべき生産的背景はさはめて脆弱なものたるにとどまつたのである。しかるにすでにその一端を半島および支那自身にまでのはしつたあつた日本の産業體制は、近代戦争にたへうるだけの性格と内容とをやくも具備してゐたのであつた。そしてかかる生産的基礎と産業的背景のもとに、二つの國家はあひたかたわつたわけであつた。

日清戦争當時のわが國の一般的な經濟事情はこのやうであつたが、それでは諸産業のうちとくに直接戦時に活動を要求される部門の状態はどうであつたか。軍事的觀點からはやくより手あつてい保護助長のもとにおかれてゐたこの諸部門もまた、二十年代はじめに民間のあひだに確固たる根を下し、爾後近代工業と

してひたむきの上向的發展ぶりをしめし、日清戦争にはそれに相應せる戰時的活動をなしとげたのであつた。尤もこれら軍事工業と直接間接に關係ある重工業部門は、さきにみた紡織工業などちがつて技術的困難性に制約されるため、政府としてはそのすべてにわたつて保護政策を実施することはできなかつた。それで政府は、技術の移植にきはめて困難であり、その上戰時の生産活動に間接的にしか意味をもたぬ一般機械製造工業や一般金屬工業などをあとまはしにし、まづ戰時活動に至大の重要性をもつ海運と鐵道との兩交通業、ならびにその生産的基礎をなす造船工業と鐵道車輛業とに全努力を集中した。けだしこれらは戰時における兵員・馬匹・兵器・彈藥その他の軍需品輸送に不可缺のものとして、陸海軍の諸工廠にとらぬ意義と役割とを有したからである。かうした結果開戰前年の二十六年度において、國有鐵道の開通哩數五百五十七哩、私設鐵道のそれは一千四百八十二哩、合計二千三十九哩にたつし、これら全線に使用される機關車數は三百二十七輛、客貨車數は六千九十三輛におよんだ。政府は鐵道政策として二十四年ごろから國有方針をあきらかにし、その後の新設計畫においてまづ全國重要線路を可及的に官設によつて敷設するべく、二十五年六月に鐵道敷設法を發布するにいたつた。また開戰までに存した客貨車の八割以上は内地製であつて、若干の部分品をのぞけば國內自給の域にちかづきつあつた。技術の高度性を要求される機關車のみは國內生産ができず、すべて輸入にあふがねばならなかつたが、しかし二十六年には神戸鐵道工場が複式二汽笛水槽附の第一號機關車を創製して、ここに機關車工業の第一頁を刻するにいたつた

のである。かくて支那がその不完全な國內輸送状態のため、軍隊の移動にくるしみつつあつたとき、わが國ではこの鐵道機關が秩序整然と戰時輸送の任をはたしたのであつた。

國內輸送に比し、はるかに重要な役割を課せられた對外輸送はどうであつたか、最もはやくから政府の助長策をうけてゐた海運業はその後着々として發展し、開戰直前にはその勢力、汽船四百十七隻十八萬一千八百十九噸、帆船二百二十二隻三萬三千五百五十三噸、合計噸數二十一萬五千三百七十二噸をかぞふるにいたつてゐた。またその生産的基礎をなす造船工業においても、政府拂ひさげの石川島・長崎・川崎の三大造船所をはじめとして、全國の船舶造修工場六十三ヶ所をかぞへ、船渠數は十二箇、船架數は三箇を數へた。當時官民が保有せる船渠と船架との主要なるものについてみると、日本のそれは明白に支那側に優越してゐたのであつた。^九この海運機關の利用については、戰前軍部は充分準備をとげてゐたから、二十七年六月初頭朝鮮派兵の決定をみるや、電光石火のごとく日本郵船の所有船より十四隻二萬九千餘噸を借あげ、混成旅團の第一次輸送に利用した。民間船會社からはついでぞくぞく御用船として借あげられ、やがて社船社外船を通じて大形の汽船はほとんど全數を軍用に徴せられた。當時軍隊一箇師團の大陸輸送に最低十萬噸を要するとされてゐたから、國內汽船の全部をもつてするも二箇師團の輸送には不足するものであつた。それで政府は汽船十四隻四萬千八百餘噸を外國から購入して、その管理を日本郵船に委託し、御用船の不足をおぎなひ、郵船自身もまた二千噸級汽船十隻を購入して國家の危機にそなへた。なほ全國

汽船の徴用により、國內間海上交通に不足をきたしたため、一般船會社は戦役のあひだ數萬噸の汽船を輸入した。この戦役の終期二十八年三月末における御用船の數は、日本郵船五十七隻十三萬噸、大阪商船三十隻一萬二千噸、社外船五十三隻八萬五千噸、合計百四十隻二十二萬七千噸におよんだ。これにたいし、支那では戦前大型汽船全部をあはせて三十五隻程度と推定されてゐたから、戦時中それが實際に清國陸海軍に貢献しえた程度は、おそらくわが國の場合と比較にならぬものだつたであらう。かうした海運業の全面的動員とならんで、造船工業もまたその全能力をあげて戦役のためにつくした。政府の積極的な保護策をうけたにもかかはらず綜合工業としての技術上の制約のため、當時の各造船所はいまだ千噸級の大型鋼鐵船を建造することは不可能なのであつたが、しかし石川島・長崎・川崎以下全力をあげて艦船の造修に活動したのであつた。川崎造船所では開戦とともに宇品に出張所をもうけ、また戦地へむけ技師や職工を派遣して艦船の應急修理その他の工事に従事させた。大阪鐵工所では吳鎮守府のために汽船八隻を二ヶ月間に急造したのをはじめ、種々の註文に應じた。とくに大きな役割を演じたのは石川島造船所であつて、ここではすでに二十六年秋から時局の急迫を察して彈丸工場の新築を決定し、イギリスより最新式の砲彈削成機二十三臺を購入、翌年四月より海軍造兵廠の特命をうけてホッチキス速射砲彈の削成に従事してゐた。開戦後はこの彈丸工場や旋盤工場等をあげて海軍に借あげられ、そのほか造船部でも陸海軍より受註した汽船・水槽船などの建造にしたがひ、造船部では彈丸鑄型その他の工事に従事したのである。このや

うにその草創期以來政府が營々としてつとめきたつた産業保護助長政策が、この戦争においてたとへ理想的とはゆかぬまでも、はじめて美事な成果をあげた事實は、なんびとも否定することができないであらう。かかる結果的視點からいつても、日清兩國は實質的に全くことなれる立脚點になつてゐたわけであつた。なほこれら交通ないし工業部門のほかに、わが國の陸海軍工廠そのものが、戦役全體を通じて兵器彈藥の製造に中心的任務をはたしてゐたといふことは、別にいふまでもないであらう。^(十)

以上に見てきたごとき種々の事情こそ、あひ格闘せる二つの國家の技術的物質的基礎をなし、産業的生産的背景をなしたものにほかならなかつた。その外面がどのやうであれ、うたがふべからざるわが方の質的優越性が、忠勇なる將兵のすぐれたる資質につけくははつて、戦闘の勝敗に貢献し、あるひはその戦果をしてより驚歎すべきものたらしめたことは否定できないのである。とくに戦前全世界の豫想を基礎づけるものとされてゐた彼我海軍力の戦闘の結果が、全然かれらの豫想をくつがへすものであつたのも、すべて將兵の優秀、戦術の卓越、兵器の精巧といふ三箇の要因が渾然としてむすびつける當然の結果にすぎなかつた。^(十一)かかる三要因の結合するところ、いまだかつて敗北を喫せる軍隊は世界戦史に一つとして存在しなかつたといひうるであらう。

(一) 清末、とくに咸豐・同治・光緒年間に設立された近代的官營軍事工場の一覽表をしめせば、つぎのごとくである。

創設年次	創設者	事業種別	備製	出物	其他
咸豐四年(安政元年一八五四年)	會城製造局	左宗棠 駱秉章 船・大砲			
同十一年(文久元年一八六一年)	安慶軍機局	曾國藩 船・兵器			同治二年小汽船創設。
同治元年(文久二年一八六二年)	上海製礮局	李鴻章 銃砲・彈藥			資本一萬餘兩。
同元年(文久二年一八六二年)	同蘇州三局	同			丁日昌、韓殿甲、マカートニー、各局を管理。
同三年(元治元年一八六四年)	南京軍機所	曾國藩			安慶軍機局支局。
同四年(慶應元年一八六五年)	虹口機器廠(丁日昌)				丁、韓管理下の蘇州二局を移轉合併。
同四年(慶應元年一八六五年)	上海江南製造總局	曾國藩 造船・機械・銃砲			上海製礮局・虹口機器廠を併合、同治六年高昌朝に移轉。造船部を附設。機械千臺、工人千餘人。時計・發動機・農業機械等をも製出。
同四年(慶應元年一八六五年)	南京洋式機器局	李鴻章 兵 器			マカートニー顧問。
同五年(慶應二年一八六六年)	福州馬尾船政局	左宗棠 船			同治十年までに汽船六隻進水、三隻着手。十三年までに約十五隻製造。
同五年(慶應二年一八六六年)	天津機器局	李鴻章 銃砲・彈藥・水雷			同治八年擴張、東西二局に分れ、工人八百人。東局生産品洋火藥四三七萬磅餘・鋼帽二三八六〇萬顆餘・前後陸大小炸彈三六四七〇〇顆餘
同八年(明治二年一八六九年)	福建機器局				光緒八年閉鎖。
同十年(明治四年一八七二年)	蘭州機器局	左宗棠 銃 砲			資本五〇萬兩、官商合辦。分局一ヶ處。後に成都兵工廠となる。
同十一年(明治五年一八七二年)	輪船招商局	李鴻章			
光緒三年(明治十年一八七七年)	四川機器局(丁寶楨)				
同七年(明治十四年一八八一年)	吉林機器廠	吳大澂			
同八年(明治十五年一八八二年)	金陵製造火藥局				

同十六年(明治二十三年一八九〇年)漢陽槍礮廠 張之洞 銃砲・兵器 後に漢陽兵工廠となる。

(参照、龔駿著「支那近代工業發達史」、錢亦石著「近代支那經濟史」、尾崎庄太郎著「支那工業の發達」)

(二) 光緒四年ごろより日清戦役勃發ごろへかけて勃興した支那近代工業の一覽表をしめせば、つぎのごとくである。

工業部門	創設年次	工場名	摘
毛織物業	光緒四年(明治十一年一八七八年)	甘肅織呢總局	左宗棠創設。織機二一臺、出產量一日羅紗二〇疋。光緒十年閉鎖。
製糸業	同	寶昌糸廠	佛人ブリュナ創設。二〇〇釜。
同			信昌・瑞倫等の各工場。
綿織物業	光緒八年(明治十五年一八八二年)	上海洋布局	李鴻章創設。資本四〇萬兩、官商合辦。
同	同十九年(明治二十六年一八九三年)	武昌・湖北紗布局	華盛・華新・大純・裕源の諸工場。
同			探炭業、官商合辦。資本八〇萬兩、實際募集は二七萬兩。
鑛山業	光緒三年(明治十年一八七七年)	開平礦務局	
同	同十四年(明治二十一年一八八八年)	漠河金礦	
同	同十六年(明治二十三年一八九〇年)	大冶鐵礦	張之洞創設。十七年より鐵礦採掘・出廠を見る。
同	同十四年(明治二十一年一八八八年)	貴州・鎮遠製鐵廠	官商合辦。
製鐵業	同十六年(明治二十三年一八九〇年)	漢陽鐵政局	張之洞創設の製鐵業。イギリス熔鑪二基。十九年より出廠を見る。
製粉業	同十二年(明治十九年一八八六年)	正裕麵粉廠	ドイツ人創設。
製紙業	同十七年(明治二十四年一八九一年)	倫章造紙廠	李鴻章創設。

セメント業

光緒二十年(明治二十七年一八九四年)

開平礦務局が附設。湖北省・聚昌・盛昌の各公司。

(参照、前出諸書)

(三) 「安州占領の翌十四日余等は平壤背後に到着し、高きに登つて平壤城を遠望した、赤白黄等色とりどりの旗幟が城内及城外堡壘に翻々として林立してゐる、方さに三國史の繪面其儘だ。翌十五日には拂曉より總攻撃が開始された、此時城内各方面に於てし切りに大鼓の音が響き渡つた、其音響や頗る高く、其調子や頗る正しく迎も人の手で叩くものとは思はれなかつた。翌十六日平壤は陥落し、…段々調べて見ると曩に大鼓の音と聞いたのは間違ひで、ガットリング機關銃の射撃音響であつたのだ。余等は士官學校に於て機關銃の講義を聞いたれ、併し實物は一度も見たことはない、況や射撃をやだ、大鼓の音と誤まるのも決して無理はない。」(明治二十七年十月二十五日拂曉我が第一軍は鴨綠江を渡つて虎山の敵を攻撃した。午前七時半頃虎山東方高地に敵野砲二門現はれ、我が歩兵に對し盛んに砲火を浴せ懸けた、其射撃には發煙なく、速度至大で且彈著も頗る正確であつた。程なく敵は退却を始め我が軍は虎山一帯の陣地を占領した。余は取り敢へず敵砲兵陣地の迹を尋ねた、該所には打殼藥莢が山積放棄されてゐた、口徑は七糎半で獨國クルップ會社製であつた。…余は爰に始めて野戰速射砲なるものを見聞した次第であつた。遮莫此戰闘に於て敵は火砲九十六門を放棄して退却したが、獨り此の速射砲二門だけは萬障を排し後生大事に持つて退いた。」(山縣保二郎稿「茶煙閑話・五」「軍事と技術」昭和十一年五月號所載、一〇三―一〇四頁)

(四) 北洋水師の主戰艦隊定遠以下九隻の軍艦はすべて外國製であつた。すなはち二隻の輕巡洋艦は明治十四年にイギリスから購入され、二隻の甲鐵艦と一隻の裝甲巡洋艦とは明治十八年にドイツから購入され、のこり四隻の巡洋艦は明治二十一年にイギリスとドイツとから二隻づゝ購入されたものであつた。これにたいし明治二十七年六月當時の帝國軍艦の内外製造別は、つぎのごとくであつた。

内地製軍艦				外國製軍艦			
製造別	隻數	排水量噸	製造別	隻數	排水量噸	一隻平均	噸數百分比
須賀	一	一八、八四二	英國	一〇	二五、七五六	二、五七六	二五・七%
小野	六	五、一〇二	佛國	二	八、四二〇	四、二一〇	四二・三%
石川	一	六一四					
川崎	一	五四三					
合計	一九	二五、一〇一	合計	一二	三四、一七六	二、八四八	五七・七%
一隻平均	—	一、三二一	一隻平均	—	二、八四八	—	—

(海軍大臣官房編「海軍軍備沿革」により作成。)

(五) 「今本邦紡績事業急激増加の結果と外國綿糸の輸入と相待ちて供需其度を失し、綿物の供給遙かに其需要に超過し、遂に販路の雍塞を告げ、夥多の綿糸各社の庫中に堆積するに至るも亦止むを得ざるの情勢なり」「故に該業目下の急務は本邦綿糸外國輸販の擴張を謀るに可有之、…而して其目的とする輸出先は清國及朝鮮其主なるものにして、此國々に向て輸販を試みんと欲す」(紡績同業聯合會「明治二十四年一月農商務大臣へ提出・綿糸輸出關稅免除請願」「聯合紡績月報」明治二十四年一月、五一―六頁)

(六) 「…次ニ朝鮮貿易ノ前途ニ付キ研究セン、同貿易ハ全體ニ於テハ、日韓及清韓に區別セラレ、歐洲人ノ如キハ、漸次ニ退去スルノ有様ニシテ、今日に於テハ勢力ニ算入スルノ必要ナシ、而テ日清兩者カ、孰レカ尤モ勢力アリヤト云フニ、日商ノ貿易ハ尙ホ清商ニ勝レルモノ、如シ、然レトモ進歩ノ割合ハ、彼レ迢ニ我ニ過キタリ、」「仁川港ハ、朝鮮貿易港中最モ繁盛ニシテ、且ツ日清兩商ノ逐鹿場ナリ、而テ貿易品中一大宗タル金巾輸入ノ如キハ、已ニ清商ノ

占去スル所トナリ、本邦貿易品ハ僅ニ農産物及ヒ沙金等ニ過キス、…日商ハ清商ニ凌駕セラル、所以ハモハハ、取引ノ方法拙劣ナルニ依ルト雖モ、政權ノ振否亦タ與テ力アルカ如シ、「夫レ朝鮮政府カ政權ニヨリ商業ヲ蹂躪セルニ當テハ、我カ外交官ハ、商民保護ノ爲メ、適當ナル談判ヲ試ミタルニ相違ナシ、而テ成効セサル所以ハモハハ、我カ政權ノ從來朝鮮ニ微弱ナルニ依ル、故ニ戰勝後政權ノ遠ク朝鮮ヲ壓スルニ至ツテハ、日韓貿易カ從來ノ衰勢ヲ挽回スルハ、理ノ尤モ堵易キモノナリトス、」(進修太郎著「日清戦争ト經濟社會」明治二十七年刊、一六八—一七一頁)

(七) 京城事變後、朝鮮の各港ならびに全港輸入總額における日清商品の消長を百分比をもつてしめせば、つぎのごとくである。

年次	仁川港		元山港		釜山港		全輸入貿易
	日本	清國	日本	清國	日本	清國	
明治一八年	七五・〇	二五・〇	八一・八	一八・二	一〇〇・〇	—	八一・五
一九年	六九・八	三〇・二	九四・四	五・六	九三・九	六・一	八一・九
二〇年	五六・三	四三・七	八五・五	一四・五	一〇〇・〇	—	七三・七
二一年	六二・二	三三・八	六九・二	三〇・八	一〇〇・〇	—	七一・九
二二年	六〇・四	三九・六	五一・二	四八・八	九三・七	六・三	六七・六
二三年	四九・〇	五一・〇	五三・二	四六・八	九九・八	〇・二	六五・〇
二四年	四五・一	五四・九	五七・五	四二・五	九七・二	二・八	六一・二
二五年	四三・六	五六・四	四三・一	五六・九	九八・一	一・九	五五・四

(鹽川太一郎著「朝鮮通商事情」明治二十八年刊、五七頁による。)

(八) 「…誰か我興國の大業を妨げんとする者ぞ。云ふまでもなし、當面最大の妨害物は實に清國也。…國家の政權

を以つてしては、朝鮮半島に於て我國家と生死の争を爲すものは清國政府にあらず耶。凡ての方面に於て我國家擴張の前途を遮るものは清國也。苟くも大なる日本を建設せんと欲せば、我が外交の深憂大患は歐米にあらずして實に清國の上に存す」(「國民の友」明治二十七年六月、第二百二十八號)

(九) 日清開戦當時のわが國民間船渠施設は、つぎの十二ヶ所であつた。

- 石川島造船所 一個(木造) 長崎造船所 一個(石造) 大阪鐵工所 一個(石造)
 - 大阪藤永田造船所 二個(木造) 大阪木津川造船所 二個(木造) 大阪船渠會社 二個(木造)
 - 大阪空造船所 一個(木造) 三河衣浦造船所 一個(木造) 志摩島羽造船所 一個(木造)
- (海事業報社發行「海運興國史」八四二頁による。)

なほ日清兩國の官民船渠船臺の主要なるものの内容を比較すれば、つぎのごとくであつた。

一、日本主要船渠船臺表

所在地	名	稱	長(盤木上ニ於ケル)	幅(渠口)	深(自渠底至平地)
横須賀	造船部第一號		一一〇・五〇*	二五・〇	九・〇*
同	同 第二號		一四八・五〇	二八・〇	一一・〇
同	同 第三號		八九・三五	一三・〇	七・六
吳	造船部		一二五・〇〇	二四・二	一一・〇

ロ、民有乾船渠

所在地 名稱 長(上部) 幅(上部) 深(満潮)

所在地	名	稱	幅	深	搭載重量
東京	石川島造船所		二二七〇	三〇六	一九四〇
大阪	平野鐵工所		二二四七	三四五〇	一二・六六
長崎	三菱造船所		四四〇八	一四六・三	二二七・六六
八、民有引揚船臺					
所在地	名	稱	幅	深	搭載重量
長崎	三菱造船所		七五	三〇	一一〇〇
神戸	川崎造船所第一號		九〇〇	二四	二〇〇〇
同	同 第二號		五〇三	一九	五〇〇

二、濟國主要船渠船臺表

所在地	名	稱	幅	深
イ、乾船渠				
旅順	旅順船塢第一號		五〇〇	八
同	同 第二號		一一〇	二五
太沽	太沽船塢		三三五	四〇
上海	江南機器局船塢		三二五	六〇
福州	馬尾船政局船塢		三九〇	九〇
廣州	黃埔船塢		五〇〇	八五

所在地	名	稱	長	幅	搭載重量
福州	馬尾船政局船架		三三〇	一	一

(十) 日清戰爭終結までにいたる陸海諸工廠の發達をしめせば、つぎのごとくである。
 (小笠原長生著「日本帝國海上權力史講義」三六九―三七二頁による。)

イ、陸軍工廠

年次	機關數	馬力數	職工數	機關數	馬力數	職工數	機關數	馬力數	職工數	其他共合計
明治 二二年	一五	三三二	一、五七五	一〇	二四一	九六八	二五	五六三	二、五四三	
同 二四年	一四	四六二	二、〇九一	一五	二五五	一、〇三八	三三	八七五	三、七四三	
同 二六年	一九	六二八	二、八三一	一二	三二六	一、〇〇一	三六	一、二二五	四、三八二	
同 二八年	一六	五七七	四、〇一〇	二〇	七一一	一、八四七	七二	一、九九七	七、三九五	
東京砲兵工廠										
大阪砲兵工廠										
其他共合計										

年次	機關數	馬力數	職工數	機關數	馬力數	職工數	機關數	馬力數	職工數	其他共合計
明治 二二年	二六	二九五	二、二一五	一一	一一三	七三三	一三	三六一	一、三五三	五〇
同 二四年	二九	四五七	三、〇七〇	一七	二三七	一、四三二	一四	三六七	一、三二二	六〇
同 二六年	二六	三六四	二、八七六	二二	二九七	一、七二二	一四	三八九	一、一一七	六三
同 二八年	二六	三六四	二、八七六	二二	二九七	一、七二二	一四	三八九	一、一一七	六三
横須賀工廠										
吳工廠										
海軍造兵廠										
其他共合計										

同二八 二八 三八四 四、一二二 三二 二九六 三、三二〇 九 二三八 一、三六七 六四一、〇八六九、四〇八

（「農商務統計表」「日本帝國統計年鑑」等により作成。）

イ、艦船出師準備工事

艦船名	工 事 内 容	所要日數
扶桑	汽罐完裝艦内總雜作機裝等	五〇
秋津洲	機關部改造	二〇
浪速	船體機關大檢査復舊諸工事	一五
愛宕	甲板及機關部大修理	二七
橋立	汽罐火局修理	二四
吉野	機關部修理	七
高千穂	艦底塗換機關部修理	四
金剛	ダビット其他小修理	四
磐城	救命浮標製造大砲搭載方等	一二
天城	上甲板及機關部等修理	四九
筑波	大砲轉裝工事火藥庫等修理	五一
和泉	船體部機關部修理	四一
龍田	同	二一
小澤	同	一九

ロ、歴戦艦艇修理工事

艦船名	工 事 内 容	所要日數
天城	船體機關部復舊修理	八四
葛城	同	六〇
海門	同	六九
天龍	同	八〇
大和	同	四六
吉野	同	四八
高千穂	同	一
第一號水雷艇	入渠塗替其他修理	七〇
第二號	同	六二
第三號	同	六三
第四號	入渠塗替其他機關部工事	一六八
山城丸	復舊修理	一〇
品川丸	同	一〇

第一號水雷艇

第一號	同	三三
第二號	艦管總入替灰局戶等修理	三五
第三號	艦底塗替暗車修理	一一
第四號	船體及汽機汽罐修理	二四
第五號	速射砲裝備方	三七
第六號	汽罐燒局戶艦管等ノ工事并速射砲裝備方	二二
第十四號	艦底塗替汽罐ジントプレート裝置速射砲裝備方等	三九
第十五號	艦底塗替速射砲裝備艦管入換等	一八
第十八號	速射砲裝備艦底塗替等	二九
第二十號	速射砲裝備方等	一四
第二十二號	送水機ファン軸架調整	二一
近江丸	兵裝	一五
山城丸	同	三六
西京丸	同	一〇
元山丸	艦裝	八
品川丸	彈丸動搖止電燈裝置	八

第五章 日清戰爭

ハ、軍港防禦用船舶工事

加賀丸	火藥庫假設方	一一
朝顔丸	軍艦龍田廻航ノ爲メ機裝方	八
筑紫丸	入渠船底塗替	一
釜山丸	同	八
頼朝丸	同	四
和歌浦丸	同	七
廣島丸	同	六
錦旗丸	兵裝	一九
函館丸	同	四〇
北門丸	同	三四
鶴丸	同	八四
北洲丸	同	三〇
浦島丸	同	七

明石丸 兵装

但、他艦ヨリ依頼及職工派遣等ニ付キテノ諸工事、並ニ小蒸汽船及雑役船ノ修理工事等ハ略ス。

(横須賀海軍工廠編「横須賀海軍船廠史・第三卷」二〇三―六頁による。)

(十一) 日清戦争における兩國海軍總兵力、交戦主力艦各十隻、黄海々戰對抗軍艦等々について、比較表をしめせばつきのごとくである。

一、日清海軍力比較表

項目	軍艦比較		水雷艇比較	
	日本	清國	日本	清國
隻數	二八	八一	二四	二五
合計排水量	五七、六三二噸	二七七、三一九噸	一、四七五噸	一、〇四二噸
平均實馬力	三、三九五	一、四三四	六〇八	三〇〇
平均速度	一三・九節	一一・八節	一八・〇節	一七・五節
平均艦齡	九年六	一二年五	四年〇	八年一
重砲(一二擧以上)	一〇七	一四三		
輕砲(四七密以上)	三一	一三六		
速射砲	二二七	二二	二六	三三
機砲	一〇六	二三一		
水雷發射管	四二	三九	四八	三七

但、本表ハ朝鮮事件發生以前ニ於ケル兩國軍艦・水雷艇勢力ノ比較ヲ示ス。清國水雷艇合計排水量ハソノ中十二隻未詳ナ

ル爲假リニ一隻五十噸ノ割合ヲ以テ算出ス。

(前掲「日本帝國海上權力史講義」三六七―八頁による。)

二、戰役參加主力艦十隻比較表

項目	船質材	
	鋼	鐵
合計排水量	三六、一四九噸	三二、一二四噸
平均排水量	三、六一五噸	三、二二二噸
平均實馬力	六、七七五馬力	四、二九〇馬力
平均速度	一七・〇七五節	一五・二〇〇節
大(一二擧以上)	一一門	二五門
中(一二擧以上)	二三門	一五門
小(一〇擧以下)	二門	二八門
速射大(一二擧以上)	七〇門	
同小	一一〇門	三一門
機砲	三九門	八七門
合計	二六五門	一八六門
發射管數	三七門	二七門

軍事生産の基底と背景

後水産	五年以内	五隻	一隻
	十年以内	三隻	四隻
	十年以上	二隻	五隻
乗組定員		二、八一七人	二、〇八七人

但、日本側は浪速、橋立、扶桑、嚴島、比叡、千代田、吉野、高千穂、松島、秋津洲の十隻をふくみ、清國側は定遠、鎮遠、來遠、靖遠、濟遠、平遠、經遠、致遠、揚威、超勇の十隻をふくむ。

(參謀本部編「明治廿七八年日清戰史・第一卷」附録第五および第七の一により作成。)

三、黃海々戰日清軍艦比較表

國別	隻數	軍艦種別		總人員	水雷艇	砲			排水量	
		甲鐵	非甲鐵			大口徑 (二〇噸以上)	中口徑	平均速力		
日本	一二	二	九	三、五三一	〇	一一	二〇九	一六・三	四〇、八四〇	三、四〇三
清國	一四	六	八	二、二〇三	四	二二	一四一	一四・三	三五、三四六	二、五二五

但、日本軍艦は松島、嚴島、橋立(以上海防艦)、吉野、浪速、高千穂、秋津洲、千代田(以上巡洋艦)、扶桑、比叡(以上コルゲエツト)、赤城(砲艦)、西京丸(假裝巡洋艦)の十二隻。清國側は定遠、鎮遠、來遠、經遠(以上戰艦)、濟遠、靖遠、致遠、揚威、超勇、廣甲、廣丙(以上巡洋艦)、平遠、鎮南、鎮中(以上砲艦)の十四隻。

(有終會編「近世帝國海軍史要」五九八頁による。)

三 海軍兵學思想の創出



三十六年九月
海國戰略
秋山少佐



近代海軍戦術の混沌期——島村速雄の開拓者の努力——海軍大學校の創設——日清役の海軍戦術上の意義——海軍思想の國民的勃興——海軍兵學建設の急務——海軍大學校の改革——秋山眞之の出現——國際海軍兵學の創生——マハン・コロム・マカロフ其他——秋山のアメリカ留學と米西戦争の教訓攝取——日本海軍兵學の形成——日露戦争のための海軍の戰略的準備

(表頁圖版——海軍兵學の建設者たち=上から秋山眞之とその手稿ならびに島村速雄)

日清戦争がもたらした劃期的産物のひとつに近代的な海軍兵學思想があつた。われわれはすでに前章において、明治十八年ごろより陸軍の部面で近代兵學思想の遺憾なき攝取と吸収とが開始され、改革時代の終りごろにはやくもその獨立的なあゆみをはじめんとする旺盛なる氣勢をしめしつつあつた事情をみてきた。これと比較して、海軍の部面では種々の理由により約十年おくれて、日清戦争のかへがたい戰術的經驗と國際海軍思想の豊富な理論的成果とを基礎として、明治三十年代にその本格的な思想的形成がこなはれたのであつた。單に日本だけでなく國際的にも、日清戦争までは汽走艦隊の戰術にとつての暗中摸索時代であつた。はじめて蒸汽軍艦と装甲艦とが、戰場にその原始的なすがたをあらはしたクリミア戦争から、最初の整然たる艦隊交戦が遂行された日清戦争までにいたるすべての海戦は、それぞれが一つの戰術的實驗にほかならなかつたのである。アメリカ南北戦争でははじめて装甲艦同志の交戦がこなはれたが、ここでは最新式の装甲艦がなほ帆船戰術時代の衝角戰法をもつてたかつかつた。それにひきつづきはじめて装甲艦を主力とする艦隊間の戰闘を實現させたリッサ海戦においても、純然たる衝角戰術が利用されてあたかも縱陣戰術を否定するかのごとき形勢をしめした。このためあたらしい技術的條件に對應して、かつてネルソンが最高段階にまでひきあげた帆走艦隊戰術にかはる新戰術の體系をうまんとする進歩的企圖はすべて阻止され、理論上のいくたの混亂や對立をひきおこすこととなつたのである。かうした事態に

あつてわが新興海軍が、日清戦争までいまだ確固たる海軍戦略や戦術の理論を有してゐなかつたとて、別にふしぎではなかつたのである。

この草創期ともいふべき時代に、あたらしい海軍戦術の創出と體系化とのために最初の努力を傾注したのは島村速雄であつた。重厚な性格と明敏な頭脳とをもつたわかき島村中尉が、参謀本部海軍部の一員となつたのは明治十九年四月のことであつたが、かれはこのときはやくも海軍の戦術や作戦についての本格的な研究の急務なるを痛感させられたのである。この當時はもちろん海軍大學校もなければ、海軍戦略戦術を論ずるひとほとんどなく、これを研究する材料もないといつたありさまであつた。陸軍の方面におけるプロシヤのモルトケ流派のごとき定形的思想が、海軍の領域には全然みられなかつたのであるから、この當時作戦計畫を主務とする参謀本部海軍部自體においてすら、いまだ必要な資材をなんらもたなかつたといふのもけだし當然なのであつた。かれはこのためみづから種々の参考書を蒐集し、それらの断片的思想を整理し斟酌して「海軍戦術一斑」なる一書を編纂した。不完全なりとはいへ、海軍戦術研究の端緒がここにつけられたのである。島村はついで戦術の實地演習の必要なることを主張し、その方法を取りしらべるための委員の組織を提案した。この意見は採用されてここに艦隊司令官を委員長とし、艦長、副長、砲術長、水雷長、参謀本部部員等を委員とする戦術方法取調委員なるものがもうけられ、約三ヶ月にわたつて清水灣において實地の調査と試験とがおこなはれた。このとき實施された演習は、たとへ規模はちい

さかつたにせよ海軍戦術の實際的應用的研究の第一歩だつたのである。この研究はその後横須賀において續行され、島村は艦隊對抗演習の方案の起草にあたることとなつた。その方案が發布をみて、それにもとづく最初の演習がおこなはれたのは、十九年十一月から翌二十年一月へかけてであつた。二十一年八月には海軍大學校の創設をみるにいたつたが、もちろんいまだ海軍戦略戦術の専門的講義をおこなふことはできなかつた。この當時の内容をみると、學生の種類は三つにわけられ、まず甲號學生は大尉とさだめられ、これをして砲術長、水雷長、航海長、機關長、および砲術・水雷・航海・機關の各科教官に適する學術をおさめしむるとされた。乙號學生は佐官および大尉とさだめられ、各自選擇したる學術をおさめるものとされた。また丙號學生は少尉よりとつて、高等の數學と物理學とをおさめしむるとされた。これによつてだいたいの水準を想像しうるのである。

島村はその後イギリスに留學を命ぜられ、歸朝ののちやがて日清の風雲やうやく急ならんとする二十六年三月、それまでの開拓者の努力をみとめられて常備艦隊のたつた一人の参謀に補せられた。このころの常備艦隊幕僚といへば、参謀一名、傳令使一名、秘書一名の規定であつたから、いはば島村のひとり舞臺ともいふべき實狀だつたのである。かれはただちに從來の帆前操練を主とする兵員の訓練方法をあらため、イギリス流のあたらしい艦隊訓練法をとりいれ、さらにこれをもいつそう實戰的なものに改良した。すなはち從來は運用に關する訓練が主とされてゐたのを、できるだけ戦闘に必要な訓練を多くもちひるやうに

かへたのである。かうしてかれはその後日清開戦をみるにいたる一年有餘の間、伊東祐享長官の唯一の補佐役として、種々の計畫實施に參與しすくなからぬ功績をあげたのであつた。開戦直前の二十七年六月、官制の改革によつて艦隊幕僚は參謀長一名、參謀二名の制となつたが、しかし島村の位置も、その實質的役割も爾後戦役の進展まで毫もうごくことなかつた。かくてたはれた日清戦争の諸海戦は、最初の大規模な汽走艦隊同志の交戦として近代海軍戦術史上まさに一新劃期をもたらしたものであつた。また半歳以上にわたつてくりひろげられた兩國海軍の海上權力争奪の過程と起伏とは、世界の海軍兵學界に、無限の示唆と教訓とをあたへたものであつた。いかにもこの當時にはいまだならうべき實戦上の先例もなければ、據るべき理論上の根據もなかつたから、そこでとられた戦術自體がきはめて素朴な自然發生的のものにすぎなかつたといふことはなんらふしぎではなかつた。またたかい戰略的見地からみて、その個々の方策に多少の缺點や混亂が存したことも、ちそらく不可避の事態であつたであらう。にもかかはらうその戰略戦術が、それまで全然未開拓であつた諸領域にはじめてかがやかしい照明をなげかけるとともに、他方根本的な諸點において戰略的原則の正しさを證明し、もつて海軍兵學上に至大の貢獻をなした事實はりはなかつたのである。

日清戦争の經驗は、あらゆる點において海軍兵學の本格的建設へのみちをうちひらいた。わが國においてはそれはなによりまず一般國民のあひだに、海上問題と海軍の役割についてふかい自覺と再認識とをう

ながさずにはおかなかつた。三國干渉といふ痛烈な一撃をくらつた國民は、何故に自分らはかかる横暴非道を甘受しなければならぬかを、まず自問せざるを得なかつた。しかしてこれにたいする解答はあつた。明らかであつた。歐米諸國の東亞にたいする無慈悲にして苛酷なる要求の背後には、つねに最新式艦隊の砲口が擬せられてゐるのではなかつたか。もしわが國の海上武力にして、東亞水域における絶對的優越性を有するとせんか、半歳餘にわたる舉國不眠の努力の成果を、一瞬にして強奪さるるがごとき暴戾にあまざる理由はなかつたであらう。いくた將兵がその血と劍とをもつてかちえた忠誠の結晶を、單なる一片の外交文書によつて收奪さるるがごとき屈辱をかうむることはなかつたであらう。されば三國干渉後における深刻な國民的悲憤の感情は、ここに期せずして澎湃たる海軍思想の國民的勃興をひきおこす機運をつくることとなつた。海上問題についての外國の著名な書籍が翻譯・紹介せられ、また世界の海軍情勢を説ける啓蒙書があひついで公刊せられた。とくに軍令部長の意をうけ、海軍・海事思想を鼓吹し、もつて舉國一致の實をあぐるといふ目的のもとに、わが國海上權力の最初の歴史的回顧の書が公けにされたりした。かうした國民的な海軍思想への覺醒とならんで、海軍自體においてもあらたな思想的前進への機運はたかまりつつあつた。けだし一方において新事態に對應するための艦艇の擴張が急速に實現化されてゆくにつれ、かかる大海軍力をもつて直前すべきつぎの戰略態勢がきはめて複雑かつ深刻なることは容易に想像され得たから、これにたいして部内全體の戰略戰術的能力のごときも、從來のやうな水準をもつてしては

とうていゆるされず、これをはるかにひきあぐることは目前の急務と考へられたからである。かくてなによりも海軍大學校の教授内容を刷新し、未來の戰略家たちに確固たる海軍兵學の理論的體系を注入し、その實戰指揮の能力を一段とたかめることが必要とされてきたのであつた。しかしもちろんこれは容易ならざる事業であつた。このためにはまず偉大な先驅者があらはれ、未知の領域に透徹せる思惟の力をあしひらげ、そのなかから行動の手引たるべき新原則をみちびいてくることが先決條件であつたからである。海軍全體としての思想的水準は、つねにかれら先驅者たちの困難な仕事の成果が教育機關を通じてひろく普及されることによつてたかまつてゆくのである。ところでかかる情勢のうちに、三十年九月にいたつて、海軍大學校條例は改正され、あらたに「將校科甲種學生」がもうけられて、これに「樞要の職員若くは高級指揮官の素養をなすため、高等の兵學及び其の他の學術」を教授することとなつた。從來のごとき一科に専通する將校の養成のためには「將校科乙種學生」と「機關科學生」との制がもうけられ、また各自が選擇する學術をささめるものとして「選科學生」が別にもうけられた。翌三十一年五月にはこの甲種學生の教程にふくまれてゐた軍政學と戰史との教科細目が決定されて、はじめて講義が開始されるにいたり、この年の末には海軍大學校をもふくめて各學校・練習所等に關する教育要旨が示達された。^(三)

かうして準備が着々とすすめられつつあるとき、あたかも時代の要求をその一身に集中的になつたかのごとき一鬼才が海軍にあらはれてきた。この人物たるやただに從來紛亂たりし海軍戰略戰術の理論を整

然たる組織的の一科學として體系づけたのみでなく、間もなく勃發した日露戰爭の鐵火の試練のもとに、それをしてつひに世界に冠たる独自の兵學思想の根基たらしめるにいたつたのであつた。日本近代海軍兵學建設の偉業をなしとげたこの人物こそ、秋山眞之そのひとにほかならなかつた。その俊敏明哲なる頭腦によつてはやくから未來を囑望されてゐた秋山大尉が、海軍制度視察のためアメリカ留學を命ぜられたのは、明治三十年六月のことであつた。かれは最初この國の海軍大學に入校するべく種々運動をこゝろみたのであるが、結局不可能となつたためその後は自由な立場から研究の歩をすすめてゆくのはかなかつた。^(四)しかしかれがこの地で、當時すでに國際軍事思想界に不拔の地位をきびきびあけてゐたマハンなどと直接接觸しうる機會をもつたことは、その意義きはめてあさからざるものがあつた。けだしこれによつて、當時最高の水準をほこつた海軍兵學の思想體系を充分批判的に攝取することができたからにはかならない。われわれはここでマハンその他近代海軍思想そのものについて、一應大略の概念を得ておく必要があるであらう。

だいたいイギリスのコロムやアメリカのマハン等によつて、近代海軍思想勃興の火の手があげられたのは日清戰爭にさきだつ數年前のころであつた。すなはちわが明治二十三年のとしにかれらの老大な海上權力の歴史的研究が同時に公刊されたのである。これらの述作はただにその發表の時期において一致してゐたのみでなく、ともに十七世紀前後から十九世紀初頭へかけてのヨーロッパ海上權力爭奪の歴史を對象の

中心としてゐる點においても、また一致してゐた。この二世紀餘の時代にイギリスの海上権力は、スペイン、オランダ、フランスとその敵對者をつぎつぎに撃滅してゆき、ついにナポレオンの没落にいたつてヨーロッパ水域における優越的地位を確固たらしめ、同時に國家自體の世界的優位をも確保するにいたつたのであるから、コロンとマハンがそろつてこの教訓多き時代に着眼したのも決して偶然ではなかつたのである。この波瀾万丈の時代をとりあげてかれらは國家の盛衰と海上権力の爭奪との不可分離の關係をあきらかにし、これまで等閑視されがちであつた海軍力の巨大なる國家的歴史的役割を、ふかく國民に銘記せしめんとしたのであつた。かうしたかれらの意圖は十二分に實現され、その著作はただにそれぞれの國內だけにとどまらずひろく國際的にも普及し、かくて各國において海上事件や海軍問題にたいするつよい國民的關心を喚起するの役にたつた。それといふのもこれらの著作が特殊的にはイギリスとアメリカの、またより一般的には國際政局全體の、當時の歴史的動向をいちはやく表現し、いはば時代の要請に答へたものだつたからといへよう。海上権力の役割についての歴史的的研究は、かうして海軍思想鼓吹のための手段となつたとともに、他方でそれはあたらしい海軍兵學建設のための基礎をもきづくこととなつた。コロンやマハンは單に一般的に國家の隆替におよぼせる海上権力の影響を追究しようと考えただけでなく、いつさうすすんでいくたの海戰史實のなかから現下の海軍戰略戰術にとつて基準たりうべき諸原則をも導出せんと意圖したのであつた。もちろんかうした歴史的方法は兵學研究において一定の限界を有するのであ

るが、しかしすくなくともこれによつて制海權の概念が歴史的に基礎づけられ、それが思想的に不動の地位を樹立するにいたつた事實は否定しがたいのである。だいたい海軍戰略の領域をみても、すでにのべたごとく汽走艦隊の編成や配備や運用等について、全然未開拓の諸問題を對象とせねばならず、しかも近代的な正規の海戰ともいふべき事例は、日清戰爭、米西戰爭、日露戰爭等においてやうやくあらはれきたつたのであるから、海軍兵學の建設者たちがまず過去の時代の海軍史や海戰史の中から種々の示唆や教訓を得ようとしたことは、合理的な態度であつたといへよう。とにかくこれにひきつづき、日清戰爭前後にはやうやく各國でも本格的な海軍兵學の研究が遂行されはじめ、多くの戰略家たちが頭角をあらはしつたのであつた。とくに日清戰後わが陸海軍の假想敵となるにいたつたロシアにおいても、マカロフやクラードのごとき戰略家たちが前面にたちあらはれてきつたのであつた。日露開戦前わが海軍において、山屋他人、佐藤鐵太郎、秋山真之、鈴木貫太郎、小笠原長生等々が、銳意海軍兵學の建設に努力しつたとき、かれらはロシアにあつておなじくその事業のために活動してゐたわけであつた。ことに間もなくその謬想を曝露するにいたつたマカロフの悲劇的な思想、すなはちその輕艦第一主義と非裝甲主義とが、この時期に次第に明確なるかたちをとつてきつた事實は、大いに注目されるべきであらう。^(五)

かうした情勢下に秋山は、アメリカにあつてしたしくマハンに接し、その思想と知識とを攝取することのできたのであつた。單にマハンから直接兵學上の知識をうけたばかりでなく、その著述をもあげて涉獵

し熟讀し検討することによつて、そのなから無限の示唆と教示とを得ることに成功した。^(六)その上たまたま勃發した米西戦争を實見することにより、サムソン提督以下アメリカ海軍主腦部の實戰指揮を終始検討しえたことは、秋山にとつてまさに至上の幸運であつた。かれはこの戦争中アメリカ船に乗組んでしたしく海陸戦の状況を視察し、またその翌三十二年二月から九月へかけて北大西洋艦隊旗艦ニューヨークに乗じて各地を巡航、もつていくたの收獲を得たのである。^(七)のちに體系づけられるにいたつた戰略戰術思想は、かうしてその滯米中に徐々に形成されていつた。海軍兵學上の諸問題についての卓拔なる意見や評論をふくむ故國宛の書翰のなかに、その思想の片鱗ははやくも看取されうるのである。海軍の戰略戰術の組織化と實踐化のため、「軍令部、艦隊司令部並に大學戰術科三機關の間に鞏固なる教育的連絡を保持」せしめんとする主張のごとき、その一端をしめすにすぎない。^(八)

秋山が歸朝するにいたつた明治三十三年のころから、わが海軍兵學界はあらたなる段階にはいつていつた。この年十二月小笠原長生は、海軍大學校教官に補せられ、帝國海上權力史の講演を命ぜられた。ついで三十五年には、はやくより國防問題の歴史的研究をもつてあらはれ、英米に派遣されて歸朝し、秋山と併稱されてゐた佐藤鐵太郎が、その「帝國國防論」の大著を完成した。これはコムやマハンのごとく海上權力の國防的意義を一般的に論ずることなく、明確なる國民的立場の自覺のもとに國體の獨自性とむすびつけてそれを論じたものであつた。これによつていはばわが國の陸主海從觀念の最後の殘渣が、理論的

に完全に拂拭されてしまつたわけであつた。この年七月海軍大學校にはじめて純粹の戰術講座がもうけられるや、秋山はその教官に補せられ、ここに萬腔の經綸を説くこととなつたのである。それまで茫乎としてなんらの體系も組織をもたなかつた日本の海軍兵學は、かれを通じていまやはじめて統整合理され、組織的な一科學として確立され、その後の主流的發展の前提をうちひろくにいたつた。ただに内外を問はずまた陸海の別をえらばず、過去のすぐれたるいつさいの兵學思想をたくみに吸収・綜合し、秋山はそのなかから渾然たる獨自の一新體系を創出したのであつた。その後の日露役においてマハンを感歎せしめた秋山の透徹せる論理的作戰の首尾一貫性は、その故にこそかへつて實戰心理上の機微を看過するほどであつた。しかしこのさいには島村速雄や加藤友三郎のごとき穩健な統制者や、また東郷のごとき偉大な統率者があつて、よくその銳鋒を緩和せしめるのに役だつたのである。いづれにせよかれら海軍兵學建設者たちの不屈の努力は、わが國家が十年一劍をみがいだつた露役の諸海戦において、遺憾なくその實をあらわることとなるのである。

(一) 當時大尉として艦隊參謀の一人たりし釜屋忠道中將の談に云ふ――

「當時佐世保に集合した軍艦は、幾十隻といふ數でありましたが、悲しい事には、當時信號の何なりやを知らないといつては少し過言であります。全く艦隊運動に就て熟練した將校が極めて少くて、信號をしても艦隊の整備は洵に